

2025年10月時点Draft

保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究事業
監査調書一覧（案）
全国意見照会資料【別紙1】

2025/10/14

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2025年10月時点Draft

目次

0. 監査調書一覧（案）の項目定義	p.3
1. 施設監査	
1.1. (A) 保育所	p.5
1.2. (B) 幼保連携型認定こども園	p.37
1.3. (C) 家庭的保育事業等	p.63
2. 確認指導監査	
2.1. (D) 特定教育・保育施設	p.105
2.2. (E) 特定地域型保育事業	p.115
2.3. (F) 特定子ども・子育て支援施設等	p.129
3. 業務管理体制の整備に関する検査	
3.1. (G) 教育・保育施設等	p.135

2025年10月時点Draft

■ 監査調書一覧（案）の項目定義

番号	項目名	列の説明
1	番号	通し番号にて採番。
2	大分類/中分類/分類	「監査評価項目・自己点検項目」の分類。
3	基本的な考え方（根拠条文）	根拠法令となっている条文。 ※「監査評価項目・自己点検項目」に回答する際に、参考として参照することを想定。
4	監査評価項目・自己点検項目	根拠法令等に基づいて、自治体及び保育施設等が、基準等への適否を確認するための項目案。 ※自治体による「監査評価項目」、及び、保育施設等による「自己点検項目」は同じ項目内容にて確認する方針で検討。
5	監査評価項目・自己点検項目の定義	「監査評価項目・自己点検項目」に対して、確認結果を登録する際の選択肢。 ※いずれも「選択制（適／否／対象外）」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入する形を想定。
6	評価対象となる施設	「監査評価項目・自己点検項目」の回答対象の施設類型。
7	評価区分	<p>「監査評価項目・自己点検項目」の評価区分。</p> <p><評価区分の定義></p> <p>①文書指摘事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備運営基準・運営基準（※）等の関係法令、及び、関係通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」とする。（保育施設等からの改善報告書の提出を要するものとする。） ・ただし、「口頭指摘事項」に該当する場合でも、正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘事項」とすることを想定する。 <p>②口頭指摘事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反について改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更できる。（保育施設等からの改善報告書の提出は要しないものとする。） ※改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合とは、具体的には以下の観点から判断を行うこと。 （軽微な違反の観点）単発的な事務処理のミス等で、修正が容易、又は、指摘時点での修正対応が可能な場合。 （経過措置の観点）施設の開設初年度等で初めての監査実施であり、実際の運営や安全に大きな支障がない、かつ、再発リスクが低い場合。または、設備運営基準・運営基準（※）等の関係法令、及び、関係通知等の改正に伴い、経過措置を適用する場合。 <p>③助言指導事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の努力義務規定違反、及び、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘や水準向上のための助言は、「助言指導事項」とする。 <p>（※）「設備運営基準」は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年十二月二十九日）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年四月三十日）を指す。「運営基準」は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年四月三十日）を指す。</p>
8	経過措置	経過措置が設けられている場合、その経過措置の内容。
9	着眼点	自治体職員が実地監査等での評価を行うにあたり、「着眼点」として、確認すべき書類や確認すべき観点。

10	事前提出書類	自己点検票と併せて、保育施設等へ事前に提出を求める添付書類。
11	事前提出情報	設備基準における設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものや給付申請時に提出済の給付情報について、システム上での自動計算等の管理を想定し、自己点検票と併せて、事前に提出（入力）を求める情報。
12	根拠法令等	根拠となる法令とその条項。
13	関連法令・告示・通知等	根拠法令の他に、関連する法令・告示・通知等。
14	毎年の確認を任意とする項目	「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする項目。※該当項目の列を「●」とする。
15	参考項目	指導監督権限がないため行政指導は実施できないが、通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目。 ※該当項目の列を「●」とする。
16	確認指導監査との重複/ 施設監査との重複	確認指導監査と施設監査において、両監査の「監査評価項目・自己点検項目」が重複する項目。※該当項目の列を「●」とする。

2025年10月時点Draft

■根拠法令等一覧：(A) 施設監査（保育所）

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	施設監査	保育所	法律	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
2	施設監査	保育所	法律	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
3	施設監査	保育所	法律	消防法（昭和23年法律第186号）	消防法
4	施設監査	保育所	法律	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）	学校保健安全法
5	施設監査	保育所	法律	社会福祉法（昭和26年法律第45号）	社会福祉法
6	施設監査	保育所	法律	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）	労働安全衛生法
7	施設監査	保育所	法律	食品衛生法（昭和22年法律第233号）	食品衛生法
8	施設監査	保育所	府省令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4内閣府令第39号）	特定教育・保育施設等運営基準府令
9	施設監査	保育所	府省令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	設備運営基準
10	施設監査	保育所	府省令	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）	児童福祉法施行規則
11	施設監査	保育所	府省令	消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）	消防法施行規則
12	施設監査	保育所	府省令	学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）	学校保健安全法施行規則
13	施設監査	保育所	府省令	食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）	食品衛生法施行規則
14	施設監査	保育所	政令	消防法施行令（昭和36年政令第37号）	消防法施行令
15	施設監査	保育所	政令	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）	食品衛生法施行令
16	施設監査	保育所	告示	保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）	保育所保育指針
17	施設監査	保育所	告示	不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号）	消防庁告示第9号
18	施設監査	保育所	国通知等	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年こども家庭庁）	虐待等の防止、対応等ガイドライン
19	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年雇児発第1225008号通知）	雇児発第1225008号通知
20	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（平成28年雇児総発0901第3号通知）	雇児総発0901第3号通知
21	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉行政指導監査の実施について（令和7年こ成事第175号通知）	こ成事第175号通知
22	施設監査	保育所	国通知等	保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）（令和5年こ成保第123号通知）	こ成保第123号通知
23	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年雇児発第0222001号）	雇児発第0222001号通知
24	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年子母発0331第1号）	子母発0331第1号通知
25	施設監査	保育所	国通知等	保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年厚生労働省）	食事の提供ガイドライン
26	施設監査	保育所	国通知等	保育所における調理業務の委託について（平成10年雇児発第86号通知）	雇児発第86号通知
27	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年雇児発第488号通知）	雇児発第488号通知
28	施設監査	保育所	国通知等	保育所の設置認可等について（平成12年雇児発第295号通知）	雇児発第295号通知
29	施設監査	保育所	国通知等	運営適正化委員会等の設置要綱について（平成12年社援第1353号通知）	社援第1353号通知
30	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（令和2年子母発0331第1号通知）	子母発0331第1号通知
31	施設監査	保育所	国通知等	保育所における食事の提供について（平成22年雇児発0601第4号通知）	雇児発0601第4号通知
32	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設における事故防止について（昭和46年雇児発第418号通知）	雇児発第418号通知
33	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成12年雇児総発第402号通知）	雇児総発第402号通知

34	施設監査	保育所	国通知等	保育所等における保育士配置に係る特例について（平成28年雇児発0218第2号通知）	雇児発0218第2号通知
35	施設監査	保育所	国通知等	保育所分園の設置運営について（平成10年児発第302号通知）	児発第302号通知
36	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年社援基発第1212001号）	社援基発第1212001号通知
37	施設監査	保育所	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年社援第1352号通知）	社援第1352号通知
38	施設監査	保育所	国通知等	施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅰ及び処遇改善加算Ⅱについて（令和2年7月30日府子本第761号・2分科初第643号・子初0730第2号）	府子本第761号通知
39	施設監査	保育所	国通知等	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年府子本第254号・雇児発0903第6号通知）	経理等通知
40	施設監査	保育所	国通知等	「保育所運営費の経理等について」の運用等について（平成12年児発第21号通知）	経理等運用通知
41	施設監査	保育所	国通知等	教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について（令和6年子ども家庭庁）	プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について
42	施設監査	保育所	国通知等	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年子ども家庭庁）	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
43	施設監査	保育所	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成9年児企第16号）	衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について
44	施設監査	保育所	国通知等	保育所、幼稚園、認定子ども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について（令和4年厚生労働省）	バス送迎に当たっての安全管理の徹底について
45	施設監査	保育所	国通知等	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成23年厚生労働省）	アレルギー対応ガイドライン
46	施設監査	保育所	国通知等	教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について（令和6年子ども家庭庁）	睡眠中の安全確保の徹底について
47	施設監査	保育所	国通知等	保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年厚生労働省）	保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

2025年10月時点Draft

■ 監査調書一覧：(A) 施設監査 (保育所)

※「経過措置一覧：(A) 施設監査 (保育所)」を参照。

番号	分類	基本的な考え方 (根拠条文)	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
1	一般原則	児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	人権擁護のために必要な体制を整備しているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・「望ましくないと考えられるかわかり」や「適切でない保育」について、相談できる体制や窓口があるかを運営規定や園則等で確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第1項	・保育所保育指針第1章1	-	-	-
2	一般原則	児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	子どもの意見や思いを表明する機会や受け止める仕組みがあるか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・子どもの意見や思いを表明する機会や受け止める具体的な取組を指導計画や職員会議録で確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第1項	・保育所保育指針第1章1 ・虐待等の防止、対応等ガイドライン2	-	-	-
3	一般原則	児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	研修や会議などで人権について考える機会を持っているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・研修計画や研修報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第1項	・保育所保育指針第1章1 ・虐待等の防止、対応等ガイドライン2	-	-	-
4	一般原則	児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	児童に対して、著しく人格を傷つける言動はないか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・苦情・内部告発の有無を確認する。 ・保育士の言動や子どもの反応を確認し、不自然な点があればヒアリングを行い、職員が日々のように保育現場とかわかり、指導しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第1項	・保育所保育指針第1章1	-	-	-
5	一般原則	児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、保育所の運営の内容を適切に説明しているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	助言指導事項	-	・児童の保護者及び地域社会に対し、保育所の運営の内容を説明する方法を確認する。(入園説明会等) ・乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行った内容を確認する。	-	-	・①設備運営基準第5条第2項 ・②児童福祉法第48条の4第1項	・特定教育・保育施設等運営基準府令第3条第3項	-	-	-
6	一般原則	児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生に十分な考慮を払っているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持しているか、施設の様子を確認する。 ・乳児又はほふく室、保育室又は遊戯室、医務室や便所等の設備が著しく不衛生でないかを確認する。 ・施設内にある用具 (寝具、遊具等) が清潔であるかを確認する。 ・施設の構造設備が児童の保健衛生に配慮されているか、早急に改善を要する設備はないか確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第5項	・保育所保育指針第3章3	-	-	-
7	一般原則	児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	構造設備は、入所している者に対する危害防止に十分な考慮を払っているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・構造設備に危険な箇所がないか、備品が損傷して危険でないかを確認する。 ・児童が出入りする扉及び窓の指詰め防止措置等を講じているか、設備、備品及び遊具等の転倒防止措置を講じているか、等を確認する。 ・危険物が放置されていないか、児童が活動する場所において、重量物及び薬品等の危険物が頭上から落下することを防止する等の措置を講じているかを確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第5項	・雇児発第1225008号通知第2 ・保育所保育指針第3章3、4 (1)イ	-	-	-
8	非常災害	児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	消火器等の消火用具が設置されているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	助言指導事項	-	・消火器が整備されているか、設備の設置証明書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条第1項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調書一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
9	非常災害	児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	非常口その他非常災害に必要な設備が設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・非常口等が整備されているか、設備の設置証明書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条第1項	-	-	-	-
10	非常災害	児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	消防用設備について、定期に、点検（自主点検を含む）及び消防署への報告を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	参考項目	-	・消防法の規範を遵守しているか確認する。	-	-	・消防法第17条の3の3	・消防法施行規則第31条の6第1項・第3項 ・消防庁告示第9号 ・消防法施行令第6条	-	●	-
11	非常災害	児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	非常災害に対する具体的計画を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・非常災害に対する具体的計画及び記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条第1項	・雇児総発0901第3号通知	-	-	-
12	非常災害	第6条第1項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。	毎月避難及び消火訓練を実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・昨年度から監査直近までの間に避難確保や消火のための訓練の実施状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条第2項	・雇児総発0901第3号通知	-	-	-
13	安全計画の策定	児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	子どもの心身の状態等を踏まえつつ、安全計画を策定し、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・策定している安全計画を確認するとともに、職員会議や研修等で安全計画に対する職員の共通理解や体制づくりを図っているか、研修報告書や会議録を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条の3第1項	・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について	-	-	-
14	安全計画の策定	児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。	職員に対し、安全計画について周知しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・安全計画について、職員会議や研修等で職員に周知されているか、研修報告書や会議録を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して安全計画を周知しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第6条の3第2項	・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について	-	-	-
15	安全計画の策定	児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。	職員に対し、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的の実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・安全計画に基づく研修及び訓練について、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。 ・事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して、安全計画に基づく研修及び訓練が実施されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第6条の3第2項	・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について	-	-	-
16	安全計画の策定	保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・保護者に対する安全計画に基づく取組の内容等の周知方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条の3第3項	・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査 (保育所)

※「経過措置一覧：(A) 施設監査 (保育所)」を参照。

番号	分類	基本的な考え方 (根拠条文)	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
17	安全計画の策定	児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	定期的に安全計画の見直しを行っており、必要に応じて変更を行っているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・安全計画について、職員会議等にて見直しが行われているか、会議録等を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条の3第4項	・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について	-	-	-
18	自動車を運行する場合の所在の確認	児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。	児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・児童の乗車及び降車の際に、どのように児童の所在を確認しているか、点呼表の有無や実際の手順等を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条の4第1項	-	-	-	-
19	自動車を運行する場合の所在の確認	保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない	児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドライン)を検討するワーキンググループ)に適合する児童の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて児童の所在を適切に確認しているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・自動車にブザー等の装置を備え、児童の所在の確認を行っているか、装置の設置状況を確認する。 ・設置されている装置が、国が示す安全装置リストに掲載されているものかどうか、型番等を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条の4第2項	-	-	-	
20	職員の一般的な要件	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であるか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・職員の心身の健康状態を確認する。 ・限り児童福祉事業の理論や、倫理に関する研修計画や研修報告書を確認する。 ・施設の採用基準を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条	・保育所保育指針	-	-	-
21	職員の知識及び技能の向上	児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上させているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	助言指導事項	-	・職員が必要な知識及び技能の習得、維持及び向上等を図るための自己研鑽の機会を確保しているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条の2第1項	・保育所保育指針	-	-	-
22	職員の知識及び技能の向上	児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・施設の課題や職員の勤続年数やニーズを踏まえて、資質の向上のための研修の機会を確保しているか、研修に参加しやすいよう努めているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して研修の機会を確保しているか確認する。 ・研修の未受講者がいる場合は、補講計画を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条の2第2項	・保育所保育指針 ・特定教育・保育施設等運営基準府令第21条第3項	-	-	●
23	入所した者を平等に取り扱う原則	児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的な扱いをしてはならない。	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的な扱いをしていないか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録やヒヤリングにて、子どもに対する差別的な扱いがないかを確認する。	-	-	・設備運営基準第9条	・特定教育・保育施設等運営基準府令第24条	-	-	●

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
24	虐待等の禁止	児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為（虐待）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	児童に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為（虐待）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 <児童福祉法第33条の10第1項各号> 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録及び、個人別記録・保育日誌等の日々の保育に関する記録にて、子どもに対する不適切・有害なかかわり（虐待、暴言、体罰、無視、威圧等）がないかを確認する。 ・前回監査結果通知時からの虐待行為の有無や発生していた場合の具体的な対応を確認する。 ・児童出欠簿を確認し、長期欠席児童の有無を確認する。 ・虐待防止研修の実施有無、虐待防止対応マニュアルの整備有無、責任者の設置有無を確認する。	-	-	・設備運営基準第9条の2	・虐待等の防止、対応等ガイドライン ・保育所保育指針 ・特定教育・保育施設等運営基準府令第25条 ・児童福祉法第33条の10、11	-	-	●
25	虐待等の禁止	要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。	こどもの状態を観察し、虐待の発見に努めるとともに、要保護児童を発見した場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通報し、関係機関と連携した上で適切な対応をしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・虐待の早期発見策や、虐待対応マニュアル等を確認する。 ・ケース記録や関係機関とのケースカンファレンス・連携会議記録を確認するとともに、職員にヒアリングを行い通報への意識を確認する。	-	-	・児童福祉法第25条第1項	・保育所保育指針第3章1（1）、第4章2（3） ・こ成保第123号通知	-	-	-
26	業務継続計画の策定	児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画（BCP））を策定しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・業務継続計画（BCP）を策定しているか確認する。 ・業務継続計画（BCP）を確認し、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施する計画や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画が記載されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第9条の3第1項	-	-	-	-
27	業務継続計画の策定	児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。	職員に対し、業務継続計画（BCP）について周知しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・業務継続計画（BCP）について、職員会議や研修等で職員に周知されているか、研修報告書や会議録を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して業務継続計画（BCP）を周知しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第9条の3第2項	-	-	-	-
28	業務継続計画の策定	児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。	職員に対し、業務継続計画（BCP）について必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・業務継続計画（BCP）に基づく研修及び訓練について、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して、業務継続計画（BCP）に基づく研修及び訓練が実施されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第9条の3第2項	-	-	-	-
29	業務継続計画の策定	児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	定期的に業務継続計画（BCP）の見直しを行っており、必要に応じて変更を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・業務継続計画（BCP）について、職員会議等にて見直しが行われているか、会議録等を確認する。 ・業務継続計画の作成・更新年月日を確認する。	-	-	・設備運営基準第9条の3第3項	-	-	-	-
30	衛生管理	児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	食器等又は飲用水について衛生的な管理がされているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・調理室等の汚染防止の工夫がなされているか。 ・シンクの清潔確保がなされているか。 ・汚染作業区域と非汚染作業区域の区別等がなされているか。 ・調理器具・食器等の衛生的な保管がなされているか。	-	-	・設備運営基準第10条第1項	・雇児発第0222001号通知 ・衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複	
31	衛生管理	児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	保育室、便所等が不衛生でないか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・保育室、便所等が不衛生でないか、清掃・消毒方法及び衛生状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第10条第1項	・雇児発第0222001号通知	-	-	-	
32	衛生管理	児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	遊具、寝具等が不衛生でないか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・遊具、寝具等が不衛生でないか、清掃・消毒方法及び衛生状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第10条第1項	・雇児発第0222001号通知	-	-	-	
33	衛生管理	児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等の研修や訓練を定期的実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・感染症及び食中毒の予防やまん延防止のためのマニュアルを整備し、職員会議や研修で職員に周知され共通理解が図られているか、研修報告書や会議録及び、訓練の実施状況を確認する。 ・新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生には十分留意しているか、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにしているか、食事の提供過程を確認する。 ・食器具等の洗浄消毒、衛生的保管方法を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等の研修及び訓練が実施されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第10条第2項	・保育所保育指針 ・雇児発第0222001号通知	-	-	-	
34	衛生管理	児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	必要な医薬品を常備し、適正な管理を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・医療棚・医療箱等の医薬品の管理状況を基に、不要な医薬品は入っていないか、適切な場所で管理されているか、管理状況を確認する。（子どもの手の届かない場所等）	-	-	・設備運営基準第10条第5項	・保育所保育指針第3章1（3） 工	-	-	-	
35	食事	児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。	児童に食事を提供するときは、保育所内で調理する方法（保育所の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・食事は保育所内で調理する方法で行われているか、調理室・方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第11条第1項	・子母発0331第1号通知 ・こ成事第175号通知別紙1の2（1）第1（3）	-	-	-	
36	食事	児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・季節感や嗜好等を考慮し、変化に富んだ献立を作成しているか、献立表・栄養価等を確認する。 ・児童の健全な発育に必要な給与栄養量の目標を設定しているか、それを満たす献立を作成しているか、献立表・栄養価等を確認する。 ・嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組合せとなっているか確認する。 ・季節感や地域性等を考慮し、幅広い食品を取り入れているか確認する。 ・食材費が児童の人数に対して極端に低くないか確認する。	給食献立表	-	-	・設備運営基準第11条第2項	・食事の提供ガイドライン ・子母発0331第1号通知	-	-	-

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
37	食事	食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・児童一人一人の発達及び発育状態、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー量及び栄養素の量（給与栄養量）の目標が設定されているか、献立表等を確認する。 ・こどもの咀嚼や嚥下機能の発達を促すような食品や調理方法を配慮しているか確認する。 ・児童の嗜好、発達状況の情報収集、共有が行われているか、給食日誌・給食（献立）会議等の記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第11条第3項	・食事の提供ガイドライン ・子母発0331第1号通知	-	-	-
38	食事	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。（少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときはこの限りでない。）	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・予定献立表、食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を確認する。 ・食事の提供に関する記録を作成しているか、給食日誌、実施献立等を確認する。 ・献立表に責任者の関与があるか確認する。	-	-	・設備運営基準第11条第4項	・子母発0331第1号通知	-	-	-
39	食事	児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	児童の健康な生活の基本としての食を営む力を育成しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・食育計画が作成されているか確認する。 ・食育計画に基づき、乳幼児期に適した食生活が展開され、望ましい食習慣の形成等を促す適切な援助が行われているか給食会議録・食育に関する取組記録等を確認する。	-	-	・設備運営基準第11条第5項	・食事の提供ガイドライン ・子母発0331第1号通知	-	-	-
40	食事	調理業務の委託を行う施設にあっては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあっては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。	満3歳以上の幼児に対する食事を、「施設内調理（一部委託もしくは全面委託）」にて提供している場合、保育所や保健所、市町村等の栄養士から献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にある等、栄養士から栄養面での指導を受けられるような体制にあるか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・献立等について、栄養士から栄養面での指導を受けられるような体制にあるか確認する。	-	-	・児発第86号通知3	-	-	-	-
41	入所した者の健康診断	児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	児童の入所時に学校保健安全法に規定する健康診断に準じて健康診断を行っているか。（ただし、乳幼児健康診査の内容が保育所の健康診断の全部又は一部に相当すると認めるときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができる）	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・児童の入所時の健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を入所時健康診断記録で確認する。	-	-	・設備運営基準第12条第1項	・保育所保育指針第3章1（2）イ ・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条	-	-	-
42	入所した者の健康診断	児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	学校保健安全法に規定する健康診断に準じて、児童の定期健康診断を年2回以上実施しているか。必要に応じて臨時の健康診断を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・児童の定期健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を入所時健康診断記録で確認する。	-	-	・設備運営基準第12条第1項	・保育所保育指針第3章1（2）イ ・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条	-	-	-
43	入所した者の健康診断	児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	児童の健康診断の結果及び適切な保管をしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・児童の健康診断の結果の記録及び保管が適切に行われているか、健診結果・健康チェック表の保管状況等を確認する。	-	-	・設備運営基準第12条第1項	・保育所保育指針第3章1（2）イ ・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
44	職員の健康診断	調理従事者は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、従来の検査に加え、腸管出血性大腸菌O157の検査を含めること。	児童の食事を調理する者につき、検便を実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・児童の食事を調理する者について、健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。 ・検便検査には、従来の検査に加え、腸管出血性大腸菌O157の検査が含まれているか確認する。	-	-	・社援基発第1212001号通知Ⅲ1（7）	・設備運営基準第12条第4項	-	-	-
45	職員の健康診断	事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。	職員の雇入れ時健康診断を適切に実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	参考項目	-	・職員の雇入れ時の健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。	-	-	・労働安全衛生法第66条第1項	-	-	●	-
46	職員の健康診断	事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。	職員の定期健康診断を適切に実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	参考項目	-	・職員の定期健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。	-	-	・労働安全衛生法第66条第1項	-	-	●	-
47	職員の健康診断の結果の記録	事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第66条第1項から第4項まで及び第5項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。	職員の健康診断の記録をしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	参考項目	-	・職員の健康診断の結果の記録及び保管が適切に行われているか、健診結果・健康チェック表の保管状況等を確認する。	-	-	・労働安全衛生法第66条第1項	-	-	●	-
48	内部の規程	保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 保育所の運営に関する重要事項	運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・運営規定を整備しているか確認する。 ・運営規定の内容が適切か確認する。 ・重要事項に関する規定に、下記の内容が含まれているか確認する。 一 施設の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 保育所の運営に関する重要事項	・運営規程 ・要覧・入園のしおり	-	・設備運営基準第13条第2項	・特定教育・保育施設等運営基準府令第20条	-	-	●

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
49	帳簿	児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	職員、財産、収支及び児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> 職員の名簿 履歴書 資格書 出勤簿 賃金台帳 業務分掌 会議録 資産台帳 出納簿 予算決算の状況が明らかにされた帳簿 園日誌 児童の出欠状況が明らかにされた帳簿 児童票（家庭状況等の記録を含む） 保育経過記録 健康診断の記録 等が、整備されているか確認する。 備えるべき帳簿を適切に保管しているか確認する。 	-	-	・設備運営基準第14条	・雇児発第488号通知5(3)ア ・児発第295号通知 第1-3(3)②イ、エ	-	-	-
50	秘密保持	児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしていないか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> 前回監査結果通知時からの情報漏洩の有無を確認する。 児童又はその家族の秘密の適正な取り扱いについて、職員に周知しているかを確認する。 秘密保持に関する研修が実施されているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 個人情報へのアクセスに対するパスワード設定や、紙の資料を鍵がかけられる棚に保管する等、個人情報の閲覧に対して必要な対策がとられているか確認する。 情報管理責任者の設置等、個人情報管理の体制が整備されているか確認する。 	-	-	・設備運営基準第14条の2第1項	・特定教育・保育施設等運営基準府令第27条第1項、第2項	-	-	●
51	秘密保持	児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> 職員の誓約書等を確認する。（ない場合、秘密保持に対する取組を確認） 	-	-	・設備運営基準第14条の2第2項	・特定教育・保育施設等運営基準府令第27条第1項、第2項	-	-	●
52	苦情への対応	児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか確認する。 受け付けた苦情の内容を記録しているか確認する。 苦情解決の仕組みについて、受付窓口での掲示や重要事項説明等で、保護者に周知されているか確認する。 	-	-	・設備運営基準第14条の3第1項	・特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第1項 ・社援第1352号通知	-	-	●
53	苦情への対応	児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	実施している保育に関し、苦情等の対応について都道府県又は市町村の指導又は助言に従つて必要な改善を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> 指導又は助言に従つて必要な改善を行っているか、改善内容を確認する。 苦情対応記録簿等を確認する。 	-	-	・設備運営基準第14条の3第3項	・特定教育・保育施設等運営基準府令第30条第2～5項	-	-	●
54	苦情への対応	社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	運営適正化委員会が行う調査への協力しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項		<ul style="list-style-type: none"> 運営適正化委員会が行う調査への協力を努めているか、過去の調査要請及びその実施有無を確認する。 	-	-	・設備運営基準第14条の3第4項	・社援第1353号通知	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査 (保育所)

※「経過措置一覧：(A) 施設監査 (保育所)」を参照。

番号	分類	基本的な考え方 (根拠条文)	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
55	設備の基準	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。	乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・保育所に必要な設備が設けられているか運営規定 (重要事項説明書)・入園案内等で確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と屋外遊戯場の面積が分かるもの)	-	・設備運営基準第32条第1項第1号	-	●	-	-
56	設備の基準	乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。	乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上となっているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と屋外遊戯場の面積が分かるもの)	・乳児室の面積 (㎡) ・0、1歳児の数 (監査実施前月の1日時点から直近12か月分)	・設備運営基準第32条第1項第2号	-	-	-	-
57	設備の基準	ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上となっているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と屋外遊戯場の面積が分かるもの)	・ほふく室の面積 (㎡) ・0、1歳児の数 (監査実施前月の1日時点から直近12か月分)	・設備運営基準第32条第1項第3号	-	-	-	-
58	設備の基準	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第4号	-	-	-	-
59	設備の基準	満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。	満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室を設けているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・保育所に必要な設備が設けられているか運営規定 (重要事項説明書)・入園案内等で確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第5号	-	●	-	-
60	設備の基準	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場 (保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上となっているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と屋外遊戯場の面積が分かるもの)	・保育室又は遊戯室の面積 (㎡) ・2、3、4、5歳児の数 (監査実施前月の1日時点から直近12か月分)	・設備運営基準第32条第1項第6号	-	-	-	-
61	設備の基準	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第7号	-	-	-	-
62	設備の基準	満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。	満2歳以上の幼児を入所させる場合、屋外遊戯場 (保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)を設けているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・保育所に必要な設備が設けられているか運営規定 (重要事項説明書) ・入園案内等で確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第5号	-	●	-	-
63	設備の基準	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場 (保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。	屋外遊戯場 (保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上となっているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と屋外遊戯場の面積が分かるもの)	・屋外遊戯場 (保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)の面積 (㎡) ・2、3、4、5歳児の数 (監査実施前月の1日時点から直近12か月分)	・設備運営基準第32条第1項第6号	-	-	-	-
64	設備の基準	耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)であること。	保育室等を2階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物、保育室等を3階に設ける建物は、耐火建築物であるか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・耐火建築物、準耐火建築物に該当するか、建築確認申請書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第8号イ	-	●	-	-

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査 (保育所)

※「経過措置一覧：(A) 施設監査 (保育所)」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方 (根拠条文)	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
65	設備の基準	「保育所 根拠条文一覧別紙」No. 1を参照。	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号口の表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・保育所に必要な設備が設けられているか運営規定 (重要事項説明書)・入園案内等で確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第8号口	-	●	-	-
66	設備の基準	口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号口の表に掲げる施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・保育室等の各部分から避難に係る施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下であるか、避難経路を確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第8号ハ	-	●	-	-
67	設備の基準	保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。 (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	保育室等を3階に設ける建物は、保育所の調理室以外の部分と小保育園の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・耐火構造の床や壁であるか、設置証明書や検査報告書を確認する。 ・防火ダンパーの設置証明書や検査記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第8号ニ	-	●	-	-
68	設備の基準	保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	保育室等を3階に設ける建物は、保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・壁や天井の仕上げ材についての詳細が記載された設計図を確認する。 ・使用されている壁や天井の仕上げ材の仕様書を確認し、不燃材料であることを確認する。 ・壁や天井の仕上げ工事に関する施工記録や報告書を確認し、適切に不燃材料が使用されているかを確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第8号ホ	-	●	-	-
69	設備の基準	保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・安全設備の設置証明書や検査報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第8号エ	-	●	-	-
70	設備の基準	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか、設備の設置証明書等を確認する。 ・消防法の規範を遵守しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第8号ト	-	●	-	-
71	設備の基準	保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	保育室等を3階に設ける建物は、保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されているか。	選択式 (適/否/対象外)	保育所	文書指摘事項	-	・カーテン、敷物、建具等が防災処理されていることを証明する防災証明書等を確認する ・購入した際の仕様書やカタログに防災処理が施されている旨が記載されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第32条第1項第8号チ	-	●	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
72	食事	<p>次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。</p>	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により食事の質が確保されているか、契約書や給食会議録等を確認する。 日常の連絡方法等についてヒアリングする。 			<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第32条の2第1号 	<ul style="list-style-type: none"> 児発第86号通知5 	-	-	-
73	食事	<p>次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。</p>	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> 献立等について、栄養士から栄養面での指導を受けられるような体制にあるか、連携している栄養士の有無を確認する。 			<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第32条の2第2号 	<ul style="list-style-type: none"> 児発第86号通知3 	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
74	食事	<p>次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切にすることができること。</p> <p>五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。</p>	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、調理業務の受託者を、保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項		・当該事業者の受託実績を確認する。給食（調理）に関する記録等を確認する。			・設備運営基準第32条の2第3号	・児発第86号通知5	-	-	-
75	食事	<p>次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切にすることができること。</p> <p>五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。</p>	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切にすることができるか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項		・献立表・栄養価等や日々の給食（調理）の記録等を確認する。アレルギー対応ガイドライン等の整備について確認する。			・設備運営基準第32条の2第4号	・保育所保育指針第3章1（3）ウ、第3章2（2）ウ ・子発0331第1号通知1	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
76	食事	<p>次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。</p> <p>五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項		・食育に関する計画及び献立表・栄養価等を確認する。			・設備運営基準第32条の2第5号	・雇児発0601第4号通知	-	-	-
77	事故防止等	<p>以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的な理由で医師からうつせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。 ・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。 ・口の中に異物がないか確認する。 ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。 ・子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。 	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	・安全な睡眠環境の整備や寝かせ方の配慮、適切な見守り等、子どもの窒息リスクの除去等を行っているか確認する。 ・睡眠時の呼吸・体位、睡眠状態の確認を定期的に行い記録しているか確認する。 ・園児の呼吸状態に異常を発見した際、迅速に対応できる体制が整っているか確認する。			・睡眠中の安全確保の徹底について別紙①ア	・保育所保育指針第2章1（3）、第3章1（3）、第3章3（2）	-	-	-	
78	職員	<p>保育所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	嘱託医を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。				・設備運営基準第33条第1項	・児発第302号通知 ・雇児発0218第2号通知	-	-	-
79	職員	<p>保育所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	調理員を置いているか。 (ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。)	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	・職員配置は適正であるか、運営規定（重要事項説明書） ・職員（給食担当者）名簿等を確認する。				・設備運営基準第33条第1項	・児発第302号通知 ・雇児発0218第2号通知	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
86	職員	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、（ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。）の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿等を確認する。 ・各職員について、保育士証等の資格を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・乳児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・乳児を担当する職員の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第33条第2項	・児発第302号通知 ・雇児発0218第2号通知	-	-	-
87	職員	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。	保育士の数は満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、（ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。）の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿等を確認する。 ・各職員について、保育士証等の資格を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・1、2歳児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満1歳以上満3歳に満たない幼児を担当する職員の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第33条第2項	・児発第302号通知 ・雇児発0218第2号通知	-	-	-
88	職員	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。	保育士の数は満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、（ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。）の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	・経過措置No.1 ・経過措置No.2	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿等を確認する。 ・各職員について、保育士証等の資格を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・3歳児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満3歳以上満4歳に満たない幼児を担当する職員の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第33条第2項	・児発第302号通知 ・雇児発0218第2号通知	-	-	-
89	職員	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。	保育士の数は満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上となっているか。（ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。）の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿等を確認する。 ・各職員について、保育士証等の資格を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・4、5歳児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満4歳以上の幼児を担当する職員の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第33条第2項	・児発第302号通知 ・雇児発0218第2号通知	-	-	-
84	保育時間	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して保育所の長が定める。	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、利用乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して保育所の長が定めているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・登降園タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・運営規定（重要事項説明書）等で開所時間は適切か確認する。	-	-	・設備運営基準第34条	・児童福祉法第39条	-	-	-
85	保育の内容	保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。	保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、保育所保育指針に従っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・養護と教育が一体的に行われる保育内容となっているか。保育計画における保育内容「ねらい」「保育目標」等を確認する。	・全体的な計画 ・長期的な指導計画 ・短期的な指導計画	-	・設備運営基準第35条	・保育所保育指針第2章前文 ・虐待等の防止、対応等ガイドライン2	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
86	保護者との連絡	保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	下記等により、保護者との連絡方法を確認する。 ・入園説明会（資料） ・連絡帳 ・掲示 ・保護者だより ・送迎時のコミュニケーション等	-	-	・設備運営基準第36条	・保育所保育指針第4章2	-	-	-
87	業務の質の評価	保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	保育所として、自らその行う業務の評価（自己評価）を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・自己評価の手法を確認する。	-	-	・設備運営基準第36条の2第1項	・保育所保育指針第1章3（4）イ、（5）、第5章1（2）	-	-	-
88	業務の質の評価	保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	自ら行う業務の質の評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか、当該改善内容を確認する。	-	-	・設備運営基準第36条の2第1項	・保育所保育指針第1章3（4）イ、（5）、第5章1（2） ・子ども・子育て支援法第33条の5	-	-	-
89	業務の質の評価	保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・外部の者による評価を実施有無及び、頻度を確認する。 ・外部の者による評価結果を公表しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第36条の2第2項	-	-	-	-
90	業務の質の評価	保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	外部の者による評価結果を受けて、常に改善を図っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・外部の者による評価結果を受けて、常に改善を図るよう努めているか確認する。	-	-	・設備運営基準第36条の2第2項	-	-	-	-
91	衛生管理	都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。	調理設備等の衛生管理を実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	参考項目	-	・食品衛生上の危害の発生の防止のため、衛生管理計画を作成し、食品又は添加物を取り扱う者及び関係者に周知徹底を図っているか確認する。 ・施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食品の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程を考慮し、これらの工程において公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書を必要に応じて作成しているか確認する。 ・衛生管理の実施状況を記録し、保存しているか確認する。 ・衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直しているか確認する。	-	-	・食品衛生法第51条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 ・食品衛生法施行令第34条の2	・衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	-	●	-
92	健康支援	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。	保健計画を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・保健計画を確認し、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項が定められているか確認する。	-	-	・保育所保育指針第3章1（2）ア	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調書一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
93	指導計画	指導計画の作成に当たっては、保育所保育指針第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。 (ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 (イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。 (ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に則した、3歳未満児の個別的な指導計画が作成されているか確認する。	-	-	・保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)	-	-	-	-
94	人数確認	1 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること 2 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること 3 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、 ・ 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと ・ 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること等に留意いただくこと。	登降園時や園外活動時等、子どもの人数確認を徹底して行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・ 児童の欠席連絡等について、保護者への速やかな確認及び職員間の情報共有が徹底されているか確認する。 ・ 登降園時や園外活動時等の移動の際に、児童の人数確認をダブルチェックの体制をとる等して徹底して行っているか確認する。	-	-	・バス送迎に当たっての安全管理の徹底について	-	-	-	-
95	適切な入所者支援の確保	市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・ 連絡手段（電話・メール・面談等）や担当者（窓口）の設置有無を確認し、連絡体制の整備状況を確認する。 ・ 情報共有の内容と頻度を確認する。	-	-	・保育所保育指針第4章3(2)ア	-	-	-	-
96	入所者支援の充実	保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	全体的な計画が作成されているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・ 保育所の理念や方針に基づいた、年間の全体的な保育計画が作成されているか確認する。	・全体的な計画	-	・保育所保育指針第1章3(2)ア	・設備運営基準第35条	-	-	-
97	入所者支援の充実	保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	全体的な計画に基づく長期的な指導計画、短期的な指導計画が作成されているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・ 長期及び短期ともに具体的な指導計画が作成されているか確認する。 ・ 長期の指導計画に、年、学期、月それぞれの期間に応じて発達を見通した計画が策定されているか確認する。 ・ 短期の指導計画に児童の生活のリズムへの配慮がなされているか確認する。 ・ 発達の過程を見通して具体的なねらいや内容を設定しているか、指導計画を確認する。 ・ 障害のある子供の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置付け、適切に対応しているか確認する。	・長期的な指導計画 ・短期的な指導計画	-	・保育所保育指針第1章3(2)ア	・設備運営基準第35条	-	-	-
98	入所者支援の充実	保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・ 保育の過程を記録しているか、記録の形式や頻度等を確認する。 ・ 指導計画について、職員会議等にて見直しが行われているか、会議録等を確認する。 ・ 指導計画の作成・更新年月日を確認する。	-	-	・保育所保育指針第1章3(3)エ	・保育所保育指針第1章3(5)イ ・設備運営基準第35条	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
99	入所者支援の充実	子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。	保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・保育所児童保育要録が、適切な時期に全児童分作成されているか確認する。 ・保育所保育要録が、児童の就学前に就学前に適切な時期に小学校へ送付されているか確認する。	-	-	・保育所保育指針第2章4（2）ウ	・設備運営基準第35条	-	-	-
100	入所者支援の充実	プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。	プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・監視専任者と指導担当者が、確に分けて配置されているか確認する。 ・監視の空白時間が生じないような体制になっているか確認する。 ・監視者が児童全体を見渡せる位置に配置されているか確認する。 ・監視者と指導者の役割が文書化されているか、マニュアル、指導計画等を確認する。 ・監視者と指導者ともに、児童数に応じた適切な人数が配置されているか確認する。	-	-	・プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について1	・保育所保育指針第3章3（2）イ ・設備運営基準第35条	-	-	-
101	入所者支援の充実	職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子ども健康状態等について情報を共有する。 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、子ども（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。	児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・職員間にて、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）が共有され、個別の食事対応がされているか確認する。 ・食事の前には、職員間にて保護者から聞き取った内容も含めた当日の子ども健康状態等の情報が共有され個別の食事対応がされているか確認する。 ・年齢や発達段階に応じて、食材の大きさ・形状・柔らかさが調整され、誤嚥しやすい食材（例：硬いもの、丸いもの、粘り気の強いもの等）が除去または適切に調理されているか確認する。	-	-	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1（1）①ウ	・保育所保育指針第3章3（2）イ ・設備運営基準第35条	-	-	-
102	入所者支援の充実	口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。	窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか、点検の形式や頻度をはじめ点検記録等を確認する。 ・小さな部品、壊れやすい玩具、誤飲の恐れがある小物などが適切に管理・除去されているか、使用後の片付け・保管ルールが徹底されているか確認する。	-	-	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1（1）①エ	・保育所保育指針第3章3（2）イ ・設備運営基準第35条	-	-	-
103	入所者支援の充実	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・医師の診断に基づく生活管理指導表が作成・保管されているか確認する。 ・指導表の内容（除去食、緊急対応、症状など）が職員に共有されているか確認する。 ・指導表に基づいた具体的な対応が実施されているか確認する。	-	-	・保育所保育指針第3章1（3）ウ	・設備運営基準第35条 ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
104	児童福祉施設運営の適正実施の確保	日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。	日々提供される食事について、献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについて配慮がされているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	助言指導事項	-	・乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮しているか確認する。 ・満1歳以上満3歳未満の園児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、園児が自分でしようとする気持ちを尊重しているか確認する。	-	-	・子発0331第1号通知1（4）	-	-	-	-
105	必要な職員確保と職員処遇の充実	使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。	通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	参考項目	-	・通勤手当・住宅手当等の各種手当の支給基準（支給対象者、支給額、支給方法、条件（距離・交通手段・居住形態等））が明記されているか、就業規則や給与規程を確認する。 ・職員に対する手当の支給内容及び支給履歴が明記されているか、給与明細等を確認する。	-	-	・労働基準法第15条	・労働基準法第24条、第37条、第89条	-	●	-
106	必要な職員確保と職員処遇の充実	常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項 二 賃金（臨時の賃金等を除く）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 三 退職に関する事項（解雇の事由を含む。） 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 四 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項	労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	参考項目	-	・労使の協定の提出先は、事業場を管轄する労働基準監督署であるか確認する。 ・労働基準法第36条に基づく労使の協定は、提出が効力要件であることから、発効日前日までに労働基準監督署に提出されているか確認する。 ・労使の協定の有効期限が明記されているか確認し、失効前に更新・再提出が行われているか確認する。	-	-	・労働基準法第89条	・労働基準法第24条、第36条	-	●	-
107	必要な職員確保と職員処遇の充実	社会福祉事業等を経営する者は、社会福祉法第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。	職員の計画的な採用を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	参考項目	-	・職員の計画的な採用に努めているか、新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置を確認する。	-	-	・社会福祉法第90条第1項	-	-	●	-
108	必要な職員確保と職員処遇の充実	社会福祉事業等を経営する者は、社会福祉法第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。	労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止の取組みを行っているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	参考項目	-	・定着促進及び離職防止に努めているか、社会福祉事業等従事者に係る処遇の改善及び資質の向上のための措置を確認する。	-	-	・社会福祉法第90条第2項	-	-	●	-
109	防災対策の充実強化	保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。	不審者等の侵入防止のための措置や不審者対応訓練が行われているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・昨年度から監査直近までの間に不審者対応訓練の実施状況を確認する。 ・不審者等の侵入防止のための措置の内容を確認する。	-	-	・保育所保育指針第3章3（2）ウ	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
110	認可内容の変更	<p>児童福祉法第三十五条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 名称、種類及び位置</p> <p>二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</p> <p>三 運営の方法（保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程）</p> <p>三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴</p> <p>四 収支予算書</p> <p>五 事業開始の予定年月日</p> <p>② 児童福祉法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。</p> <p>③ 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類</p> <p>二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類</p> <p>三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約</p> <p>④ 児童福祉法第三十五条第三項の届出を行った市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当る幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>⑤ 児童福祉法第三十五条第三項の届出を行った市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>⑥ 児童福祉法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当る幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならない。</p>	施設の設置認可事項について変更が生じた時は、認可内容の変更を届け出ているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所	文書指摘事項	-	・直近の届出から、施設の設置認可事項に変更がないか確認する	-	-	・児童福祉法施行規則第4項～6項	-	-	-	-
111	会計（認可基準の確認）	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	<社会福祉法人会計基準により会計処理を行っている場合> ・「資金収支計算書等の計算書類」、「事業区分資金収支内訳表」、「拠点区分資金収支計算書」、「拠点区分資金収支明細書」、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、「貸借対照表」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(1)	-	-	-	
112	会計（認可基準の確認）	措置費等（給付費等）の請求金額が適正に行われているか。	給付費等の請求金額が適正に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・給付費等の請求金額が適正に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	<学校法人会計基準により会計処理を行っている場合> ・「資金収支計算書等の計算書類」、「資金収支内訳表」、「収支予算書」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)ア	-	-	-	
113	会計（認可基準の確認）	事業費と事務費の流用が適正に行われているか。	事業費と事務費の流用が適正に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・事業費と事務費の流用が適正に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	<企業会計により会計処理を行っている場合> ・「損益計算書」、「貸借対照表」、「資金収支計算書等の計算書類」、「収支予算書」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)イ	-	-	-	
114	会計（認可基準の確認）	利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。	利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	<その他の会計基準により会計処理を行っている場合> ・「資金収支計算書等の計算書類」、「預金残高証明書等」上記に相当する「財務諸表」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)ウ	-	-	-	
115	会計（認可基準の確認）	他の会計間の貸借が適正に行われているか。	他の会計間の貸借が適正に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・他の会計間の貸借が適正に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)エ	-	-	-	
116	会計（認可基準の確認）	現金、預金等の保管が適正に行われているか。	現金、預金等の保管が適正に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・現金、預金等の保管が適正に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)オ	-	-	-	

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
117	会計（認可基準の確認）	内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する	-	-	・こ成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)カ	-	-	-	-
118	会計（委託費の経理に係る指導監督）	以下の「経理等通知」の「5 委託費の経理に係る指導監督」の（1）の記載に基づき、適切に取扱うこと。 設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもちろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。	保育所の計算書等及び現況報告書は、各事業区分、拠点区分ごと、及び経年の整合性について、適正な取り扱いとなっているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知「5 委託費の経理に係る指導監督」の（1）	-	-	-	-
119	会計（委託費の経理に係る指導監督）	以下の「経理等通知」の「5 委託費の経理に係る指導監督」の（1）の記載に基づき、適切に取扱うこと。 設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもちろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。	保育所の委託費（人件費、管理費又は事業費）について、各区分にかかわらず、当該保育所を運営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てる場合は、「経理等通知」の「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知「5 委託費の経理に係る指導監督」の（1）	-	-	-	-
120	会計（委託費の経理に係る指導監督）	以下の「経理等通知」の「5 委託費の経理に係る指導監督」の（2）①の記載に基づき、適切に取扱うこと。 設置者から提出された計算書等が以下に該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。 ・1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合	「経理等通知」の1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合、「経理等通知」の「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・「経理等通知」の別表6の「収支計算分析表」及び別表2を確認する。	-	-	・経理等通知「5 委託費の経理に係る指導監督」の（2）	-	-	-	-
121	会計（委託費の経理に係る指導監督）	以下の「経理等通知」の「5 委託費の経理に係る指導監督」の（2）②の記載に基づき、適切な取扱いとなっているか。 設置者から提出された計算書等が以下に該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。 ・1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合	「経理等通知」の1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合、「経理等通知」の「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・「経理等通知」の別表6の「収支計算分析表」及び別表3、4、5を確認する。	-	-	・経理等通知「5 委託費の経理に係る指導監督」の（2）	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
122	会計（委託費の経理に係る指導監督）	以下の「経理等通知」の「5 委託費の経理に係る指導監督」の（2）③の記載に基づき、適切に取扱うこと。 設置者から提出された計算書等が以下に該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の用途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。 ・保育所に係る拠点区分から、「1 委託費の用途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合	保育所に係る拠点区分から、「1 委託費の用途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合、「経理等通知」の「1 委託費の用途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項を遵守しているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・「経理等通知」の別表6の「収支計算分析表」を確認する。	-	-	・経理等通知「5 委託費の経理に係る指導監督」の（2）	-	-	-	-
123	会計（委託費の経理に係る指導監督）	以下の「経理等通知」の「5 委託費の経理に係る指導監督」の（2）④の記載に基づき、適切に取扱うこと。 設置者から提出された計算書等が以下に該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の用途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。 ・委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）5%相当額を上回る場合	委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）5%相当額を上回る場合	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・「経理等通知」の別表6の「収支計算分析表」を確認する。	-	-	・経理等通知「5 委託費の経理に係る指導監督」の（2）	-	-	-	-
124	会計（委託費の経理に係る指導監督）	委託費のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものである。 しかし、経理等通知1（2）及び（4）の要件を満たしていれば、委託費の相互流用、積立資産への積み立て、改善基礎分相当額等の支出を行うことができる。 さらに、経理等通知1（5）の要件を満たしていれば、改善基礎分相当額、委託費の3か月分相当額（改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分を除く。）まで別表3、4及び5の経費に充当することができる。また、1（6）の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることも可能である。	【委託費の弾力運用－委託費の相互流用、積立資産の積み立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件】委託費の支出について、経理等通知に従った適正な経費となっているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知	-	-	-	-
125	会計（委託費の経理に係る指導監督）	委託費のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものである。 しかし、経理等通知1（2）及び（4）の要件を満たしていれば、委託費の相互流用、積立資産への積み立て、改善基礎分相当額等の支出を行うことができる。 さらに、経理等通知1（5）の要件を満たしていれば、改善基礎分相当額、委託費の3か月分相当額（改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分を除く。）まで別表3、4及び5の経費に充当することができる。また、1（6）の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることも可能である。	【委託費の弾力運用－委託費の相互流用、積立資産の積み立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件】保育所拠点区分以外への経費の支出はないか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
126	会計（委託費の経理に係る指導監督）	委託費のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものである。 しかし、経理等通知1（2）及び（4）の要件を満たしていれば、委託費の相互流用、積立資産への積み立て、改善基礎分相当額等の支出を行うことができる。 さらに、経理等通知1（5）の要件を満たしていれば、改善基礎分相当額、委託費の3か月分相当額（改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分を除く。）まで別表3、4及び5の経費に充当することができ、また、1（6）の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることも可能である。	【委託費の弾力運用－委託費の相互流用、積立資産の積み立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件】委託費の相互流用、積立資産の積み立て・取崩し、改善基礎分相当額等の支出を行っている場合には、要件をすべて満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知	-	-	-	-
127	会計（委託費の経理に係る指導監督）	保育所施設・設備整備積立資産を当該保育所の土地取得に充てる場合は、経理等運用通知問8の要件を満たさなければならない。	【委託費の弾力運用－委託費の相互流用、積立資産の積み立て・取崩し、処遇改善等加算の基礎分相当額等の支出の要件】当該保育所の土地取得に当たって保育所施設・設備整備積立資産を取り崩す場合、経理等運用通知問8の要件を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知1(6)	・経理等運用通知問8	-	-	-
128	会計（委託費の経理に係る指導監督）	貸借対照表の純資産の部に人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金及び都施設整備費積立金を計上し、資産の部には、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産、保育所施設・設備整備積立資産及び都施設整備費積立資産を計上すること。 さらに各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成すること。	【積立資産-積立資産の管理】各種積立金と各種積立資産ごとに同額が計上され、かつ対応する資産が確保されているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知1(3)、(4)	・経理等運用通知問8 ・都第3496号通知1（1）	-	-	-
129	会計（委託費の経理に係る指導監督）	貸借対照表の純資産の部に人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、保育所施設・設備整備積立金及び都施設整備費積立金を計上し、資産の部には、人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産、保育所施設・設備整備積立資産及び都施設整備費積立資産を計上すること。 さらに各種積立金及び各種積立資産の明細書を作成すること。	【積立資産】積立資産に対応する預貯金等を保有しているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知1(3)、(4)	-	-	-	-
130	会計（委託費の経理に係る指導監督）		【積立資産】積立資産について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知	-	-	-	-
131	会計（委託費の経理に係る指導監督）	積立資産は、長期的に安定した施設経営を確保することを目的とした積立であり、本来その用途は積立資産の積立目的に沿って支出することになる。しかしながら、やむを得ず目的外に使用する場合は、事前に事前に都道府県又は市区町村に協議を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け問題がない場合については、経理等通知1（3）及び（4）に定める経費に使用することを認めるものである。	【積立資産-積立資産の目的外利用】経理等通知1（3）（4）による目的外使用の場合、事前に都道府県又は市区町村に協議し、承認を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知1(3)、(4)	・経理等取扱通知5 ・経理等運用通知問8 ・都第3496号通知1（2）	-	-	-

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
132	会計（委託費の経理に係る指導監督）	さらに経理等通知1（5）に定める要件を満たし、事前に都道府県又は市区町村に協議（設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認）を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け問題がない場合については、上記に加え経理等通知1別表3、4、5に定める経費に使用することを認めるものである。また、当該保育所以外の土地取得に使用する場合は、経理等取扱通知5なお書きの要件を満たさなければならない。	【積立資産－積立資産の目的外利用】経理等通知1（6）による目的外使用の場合、事前に都道府県又は市区町村の承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認）を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知1（6）	・経理等取扱通知5 ・経理等運用通知8 ・都第3496号通知1（2）	-	-	-
133	会計（委託費の経理に係る指導監督）	さらに経理等通知1（5）に定める要件を満たし、事前に都道府県又は市区町村に協議（設置主体が社会福祉法人又は学校法人にあっては理事会の承認）を行い、その使用目的及び使用する額が適正かどうかの審査を受け問題がない場合については、上記に加え経理等通知1別表3、4、5に定める経費に使用することを認めるものである。また、当該保育所以外の土地取得に使用する場合は、経理等取扱通知5なお書きの要件を満たさなければならない。	【積立資産－積立資産の目的外利用】当該保育所以外の土地取得に当たって取り崩す場合、経理等取扱通知5なお書きに定める要件を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知1（6）	・経理等取扱通知5	-	-	-
134	会計（委託費の経理に係る指導監督）	-	【積立資産－積立資産の目的外利用】同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充対象施設はそれぞれ管轄内に所在する施設及び事業並びに管轄外所在の住民対象施設に限られているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知	-	-	-	-
135	会計（委託費の経理に係る指導監督）	-	【積立資産－積立資産の次年度への引継ぎ】積立資産については、決算額が次期に引き継がれているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知	-	-	-	-
136	会計（委託費の経理に係る指導監督）	改善基礎分相当額等の支出は、経理等通知に定められた支出限度額以内で、定められた対象経費に充当することができる。支出限度額を超えている及び対象外経費に支出している場合には原則として、現年度で支出した施設拠点区分への補填をしなければならない。	【改善基礎分相当額等の支出－支出限度額等】経理等通知に定められた限度額以内で、定められた対象経費に支出しているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知1（4）、（5）、別表2、別表3、別表4、別表5	・府子本第761号通知	-	-	-
137	会計（委託費の経理に係る指導監督）	当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。 当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金（流動資産－流動負債）の増減となる。 施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。	【当期末支払資金残高－当期末支払資金残高の引継ぎ】当期末支払資金残高については、決算額が次期に引き継がれているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知5(1)	-	-	-	-
138	会計（委託費の経理に係る指導監督）	当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。 当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金（流動資産－流動負債）の増減となる。 施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。	【当期末支払資金残高－当期末支払資金残高の引継ぎ】当期欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知5(1)	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
139	会計（委託費の経理に係る指導監督）	当期末支払資金残高は、前期末支払資金残高と当期資金収支差額合計に分かれており、設立以来前期までの累計が前期末支払資金残高、当該事業年度中における総収入から総支出を差し引いたものが、当期資金収支差額合計である。 当期末支払資金残高は、その性質上当期末支払資金残高に相当する処分可能な資産が存在すべきものと考えられる。当期末支払資金残高の増減は、正味運転資金（流動資産－流動負債）の増減となる。施設拠点区分においては、その財源のほとんどが利用者等の福祉の増進を図ることを目的とした委託費収入であることから、施設拠点区分における決算上の当期末支払資金残高等は、全て次年度に繰り越し、その目的達成のために将来使われることとなる。	【当期末支払資金残高－当期末支払資金残高の引継ぎ】累積欠損金が生じていないか。発生している場合の原因は何か。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知5(1)	-	-	-	-
140	会計（委託費の経理に係る指導監督）	なお、当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。 当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入（都補助金等含む）の30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作り、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算が停止される。	【当期末支払資金残高－当期末支払資金残高の引継ぎ】当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下となっているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知3(2)	・経理等運用通知20、21	-	-	-
141	会計（委託費の経理に係る指導監督）	前期末支払資金残高の取崩使用に当たっては、都道府県又は市区町村への事前協議（自然災害など止むを得ない場合や当該年度の施設拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合、事前協議は省略しても差し支えない。）により問題が無い場合に使用を認めるものである。 なお、経理等通知1（5）に定める要件を満たす場合、都道府県又は市区町村の事前承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得た上で、法人本部の運営経費、社会福祉事業等、同通知3（2）①から③に定める経費への充当が可能となる。 ただし、法人本部の運営経費に支出する場合は、経理等運用通知間13に定める対象範囲（保育所の運営に関する「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費）とする。	【当期末支払資金残高－前期末支払資金残高の取崩しの処理】当期事業活動収入計（予算額）の3%を超える取崩しをする場合、都道府県又は市区町村に事前協議をしているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知3(1)	・都第3496号通知2	-	-	-
142	会計（委託費の経理に係る指導監督）	前期末支払資金残高の取崩使用に当たっては、都道府県又は市区町村への事前協議（自然災害など止むを得ない場合や当該年度の施設拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合、事前協議は省略しても差し支えない。）により問題が無い場合に使用を認めるものである。 なお、経理等通知1（5）に定める要件を満たす場合、都道府県又は市区町村の事前承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得た上で、法人本部の運営経費、社会福祉事業等、同通知3（2）①から③に定める経費への充当が可能となる。 ただし、法人本部の運営経費に支出する場合は、経理等運用通知間13に定める対象範囲（保育所の運営に関する「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費）とする。	【当期末支払資金残高－前期末支払資金残高の取崩しの処理】経理等通知3（2）に定める経費を支出する場合、都道府県又は市区町村に事前の承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知3(2)	・都第3496号通知2	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
143	会計（委託費の経理に係る指導監督）	前期末支払資金残高の取崩使用に当たっては、都道府県又は市区町村への事前協議（自然災害など止むを得ない場合や当該年度の施設拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合、事前協議は省略しても差し支えない。）により問題が無い場合に使用を認めるものである。 なお、経理等通知1（5）に定める要件を満たす場合、都道府県又は市区町村の事前承認（設置主体が社会福祉法人又は学校法人の場合は理事会承認）を得た上で、法人本部の運営経費、社会福祉事業等、同通知3（2）①から③に定める経費への充当が可能となる。 ただし、法人本部の運営経費に支出する場合は、経理等運用通知問13に定める対象範囲（保育所の運営に関する「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費）とする。	【当期末支払資金残高－前期末支払資金残高の取崩しの処理】経理等通知1（5）に定める要件を満たさず法人本部へ繰り入れていないか。また、経理等運用通知問13で定める対象範囲以外に支出していないか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知3(2)	・経理等運用通知問13	-	-	-
144	会計（委託費の経理に係る指導監督）		【当期末支払資金残高－前期末支払資金残高の取崩しの処理】同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当する場合、その充当対象施設はそれぞれ管轄内に所在する施設及び事業並びに管轄外所在の住民対象施設に限られているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知	-	-	-	-
145	会計（委託費の経理に係る指導監督）	次期繰越活動増減差額は、次会計年度に繰り越さなければならない。	【次期繰越活動増減差額－次期繰越活動増減差額の引継ぎ】次期繰越活動増減差額については、決算額が次期に引き継がれているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知5(1)	-	-	-	-
146	会計（委託費の経理に係る指導監督）	委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。	【貸付金処理】施設運営に支障がある貸付を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知4(2)	・経理等運用通知問14、問15	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
147	会計（委託費の経理に係る指導監督）	委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。	【貸付金処理】同一法人以外への貸付を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知4(2)	-	-	-	-
148	会計（委託費の経理に係る指導監督）	委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。	【貸付金処理】他事業又は拠点区分への貸付を行った場合、当該年度内に補填しているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知4(2)	・経理等運用通知問14	-	-	-
149	会計（委託費の経理に係る指導監督）	委託費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められない。	【貸付金処理】他事業又は拠点区分への貸付について、正確に把握しているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知4(2)	-	-	-	-
150	会計（委託費の経理に係る指導監督）	委託費の管理・運用については、銀行等への預貯金等安全確実かつ換金性の高い方法により行うこと。 安全確実かつ換金性の高い方法としては、銀行、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられ、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。	【委託費の管理・運用】委託費の管理・運用が、安全確実かつ換金性の高い方法で行われているか。	選択式（適/否/対象外）	私立保育所	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	-	・経理等通知4(1)	-	-	-	-
151	会計（社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人以外の場合	文書指摘事項	-	・保育所を経営する事業に係る区分会計の収支計算書又は損益計算書を確認する。	・収支計算書又は損益計算書	-	・児発第295号通知 第1の3(3)②のイ	-	-	-	-
152	会計（社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件）	保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。	保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人以外の場合	文書指摘事項	-	・積立金・積立明細書を確認する。	・積立金・積立明細書	-	・児発第295号通知 第1の3(3)②のウ	-	-	-	-
153	会計（社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件）	学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、「第295号通知」の「第1の3(3)②のイ」に定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成すること。 なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、「第295号通知」の「第1の3(3)②のイ」に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び借入金明細書、及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。	学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、「第295号通知」の「第1の3(3)②のイ」に定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人以外の場合	文書指摘事項	-	・積立金・積立資産明細書を確認する。	・積立金・積立明細書	-	・児発第295号通知 第1の3(3)②のイ	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
154	会計（社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件）	学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、「第295号通知」の「第1の3(3)②のイ」に定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成すること。 なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、「第295号通知」の「第1の3(3)②のイ」に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び借入金明細書、及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。	企業会計の基準による会計処理を行っている者は、「第295号通知」の「第1の3(3)②のイ」に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人以外の場合	文書指摘事項	-	・企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を確認する。	・貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載) ・借入金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	-	・児発第295号通知 第1の3(3)②のイ	-	-	-	-
155	会計（社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件）	毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。 (ア) 前会計年度末における貸借対照表 (イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書 (ウ) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書 ※ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙1の積立金・積立資産明細書。また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書。	毎会計年度終了後3か月以内に、必要書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出しているか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人以外の場合	文書指摘事項	-	・保育所を経営する事業に係る現況報告書及び、前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書を確認する。	・現況報告書 ・貸借対照表 ・収支計算書又は損益計算書 ・積立金・積立資産明細書	-	・児発第295号通知 第1の3(3)②のオ	-	-	-	
156	会計（社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件）	社会福祉法人以外の者による保育所の経理処理については、第295号通知の第1の3(3)②に基づく認可条件等により、経理処理を行う必要がある。 また、適正な施設運営等が確保されていれば、経理等通知による委託費の弾力運用を行うことができる。 なお、簡潔明瞭な会計処理を行う観点から、委託費については、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）に基づく会計処理を行うことが望ましい。 認可保育所の決算書は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。 企業会計で作成した決算書から組み替えて、社会福祉法人会計基準により決算書を作成している場合には企業会計で作成した総勘定元帳と金額が一致しない項目について、その理由及び金額を管理する必要がある。	企業会計で帳簿を作成し、行政提出用に社会福祉法人会計基準に準じた様式で決算書を作成している場合は、決算書の各勘定科目の金額の根拠等について、企業会計で作成している帳簿との整合性がとれているか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人以外の場合	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	<社会福祉法人会計基準により会計処理を行っている場合> ・「資金収支計算書等の計算書類」、「事業区分資金収支内訳表」、「拠点区分資金収支計算書」、「拠点区分資金収支明細書」、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、「貸借対照表」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等 <学校法人会計基準により会計処理を行っている場合> ・「資金収支計算書等の計算書類」、「資金収支内訳表」、「収支予算書」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・児発第295号通知第1の3(3)②	-	-	-	
157	会計（社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件）	社会福祉法人以外の者による保育所の経理処理については、第295号通知の第1の3(3)②に基づく認可条件等により、経理処理を行う必要がある。 また、適正な施設運営等が確保されていれば、経理等通知による委託費の弾力運用を行うことができる。 なお、簡潔明瞭な会計処理を行う観点から、委託費については、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）に基づく会計処理を行うことが望ましい。 認可保育所の決算書は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。 企業会計で作成した決算書から組み替えて、社会福祉法人会計基準により決算書を作成している場合には企業会計で作成した総勘定元帳と金額が一致しない項目について、その理由及び金額を管理する必要がある。	保育所の貸借対照表に計上された現金預金実在するか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人以外の場合	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	<企業会計により会計処理を行っている場合> ・「損益計算書」、「貸借対照表」、「資金収支計算書等の計算書類」、「収支予算書」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等 <その他の会計基準により会計処理を行っている場合> ・「資金収支計算書等の計算書類」、「預金残高証明書等」上記に相当する「財務諸表」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・児発第295号通知第1の3(3)②	-	-	-	
158	会計（社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件）		現金預金について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人以外の場合	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	<その他の会計基準により会計処理を行っている場合> ・「資金収支計算書等の計算書類」、「預金残高証明書等」上記に相当する「財務諸表」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・児発第295号通知	-	-	-	

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(A) 施設監査（保育所）

※「経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
159	会計（社会福祉法人以外の者に対する設置認可の条件）	経理規程に従い適正な会計処理を行う必要がある。	経理規程に従って会計処理が行われているか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人以外の場合	文書指摘事項	-	・会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。		-	・児発第295号通知	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■経過措置一覧：(A) 施設監査（保育所）

番号	参照元区分	参考元資料	経過措置	経過措置適用の要件	留意すべき事項
1	事務連絡	保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について（令和4年11月30日）	保育所における保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の配置については、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により、経過措置として当分の間、看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる。	<p>【①保育士と合同で保育を行うことについて】 在籍乳児数が3名以下の保育所で看護師等が保育を行う場合は、保育士と合同の組・グループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行わなければならない。</p> <p>【②保育に係る一定の知識や経験を有することについて】 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業所等（以下「保育所等」という。）での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等が、在籍乳児数が3名以下の保育所で保育を行う場合、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇発 0521 第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）で定める子育て支援員研修のうち、地域型保育コースその他の都道府県知事が認める研修の修了（以下「子育て支援員研修等」という。）を必須とする。</p>	<p>(1) 看護師等と合同の組・グループを担当する保育士は、当該看護師等をフォローすることが求められるため、当該看護師等が勤務する保育所での勤務年数が概ね3年以上かつ、乳児への保育の経験を有している常勤の保育士であることが望ましいこと。また、当該保育士が休暇を取得する際にフォローアップに入る保育士についても同様の要件を満たしていることが望ましいこと。</p> <p>(2) 保育所の施設長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。あわせて、保育士に業務の負担が過剰に偏ることがないように、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行われるよう留意すること。</p> <p>(3) 乳児の在籍数が3名以下の保育所が看護師等を新規採用するに当たり、当該看護師等を保育士とみなす前提で採用する場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修等を修了していることが必要であるが、保育士の確保が困難であるなどこれよりがたい場合は、この限りでないこと。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される研修を受講するなど、できる限り早期に当該研修の受講を開始することとし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育士だけでなく、施設長や主任保育士等が支援を行うことが望ましいこと。</p> <p>(4) 乳児の在籍数の変動により年度途中で乳児の在籍数が3名以下となった場合についても、看護師等のみで乳児を保育することは適当ではないため、保育所の施設長は、保育士と合同の組・グループを編成するよう体制を組むこと。なお、当該ケースにおいて、保育士として勤務している看護師等の保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない場合、本来は子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了していることが必要であることから、勤務経験が概ね3年に満たず、当該研修を修了していない場合については、できる限り早期に当該研修を受講することが望ましい。また、こうした場合にも対応が出来るよう、(5)のとおり、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等については、在籍する乳児の数にかかわらず、あらかじめ子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。</p> <p>(5) 乳児が4人以上在籍する保育所で勤務する看護師等においても、保育に係る一定の知識や経験を有していることは、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第5章の2（2）に規定されているとおり、要件化されておらずとも求められるべきものであるため、これまでもお示ししてきているとおり、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修等の受講を勧奨すること。</p> <p>(6) 都道府県、政令指定都市又は中核市は、管下の保育所への指導監査を行うに当たって、当該保育所の乳児の在籍数が3名以下である場合、本通知に沿った取扱いが適切に実施されているかについても確認を行うこと。</p>
2	内閣府令	官報「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第18号）	<p>【附則第2項関係】 当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第三十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（次項において「家庭的保育事業等基準」という。）第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p>【附則第3項関係】 設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。</p>	<p>【附則第2項関係】 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>【附則第3項関係】 附則第2項が適用される場合（保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき）を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準（満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間。</p>	

■根拠条文一覧別紙：(A) 施設監査 (保育所)

2025年10月時点Draft

番号	根拠条文																		
1	<p>□ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四階以上</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	階	区分	施設又は設備																
	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																
		避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																
	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																
		避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																	
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																	

■根拠法令等一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

2025年10月時点Draft

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子ども・子育て支援法
2	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
3	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）	学校保健安全法
4	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	社会福祉法（昭和26年法律第45号）	社会福祉法
5	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）	労働安全衛生法
6	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）	認定こども園法
7	施設監査	幼保連携型認定こども園	法律	食品衛生法（昭和22年法律第233号）	食品衛生法
8	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第2号）	認定こども園法施行規則
9	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第1号）	設備運営基準
10	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）	保育所設備運営基準
11	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年厚生労働省告示第1号）	教育・保育要領
12	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）	学校保健安全法施行規則
13	施設監査	幼保連携型認定こども園	府省令	食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）	食品衛生法施行規則
14	施設監査	幼保連携型認定こども園	政令	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）	食品衛生法施行令
15	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年雇児発1128第2号通知）	雇児発1128第2号通知
16	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成9年児企第16号）	児企第16号通知
17	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について（平成13年雇児総発第36号通知）	雇児総発第36号通知
18	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について（平成8年社援施第97号通知）	社援施第97号通知
19	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉施設における衛生管理について（平成9年社援施第65号通知）	社援施第65号通知
20	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（令和2年子発0331第1号通知）	子発0331第1号通知
21	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて（令和2年薬生食監発0805第3号）	薬生食監発0805第3号通知
22	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理等について（平成16年雇児発第0120001号通知）	雇児発第0120001号通知
23	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について（平成8年社援施第97号通知）	社援施第97号通知
24	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年こども家庭庁）	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
25	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年社援基発第1212001号）	社援基発第1212001号通知
26	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について（令和6年こども家庭庁）	プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について
27	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年社援第1352号通知）	社援第1352号通知
28	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成9年児企第16号）	衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について
29	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について（令和4年厚生労働省）	バス送迎に当たっての安全管理の徹底について
30	施設監査	幼保連携型認定こども園	国通知等	教育・保育施設等における睡眠時の安全管理の徹底について（令和6年こども家庭庁）	睡眠時の安全管理の徹底について

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
1	学級の編制の基準	満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。	満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制しているか確認する。 ・園則・入園案内・施設HP等確認する。	-	-	・設備運営基準第4条第1項	-	-	-	-
2	学級の編制の基準	1学級の園児数は、35人以下を原則とする。	1学級の園児数は、35人以下であるか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・1学級の園児数を、園児名簿等で確認する。	-	-	・設備運営基準第4条第2項	-	-	-	-
3	学級の編制の基準	学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。	学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園児名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第4条第3項	-	-	-	-
4	職員の数等	各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。	各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を1人以上置いているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・重要事項説明書・職員名簿、事務（役割）分担表等を確認する。 ・特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。（同2項）	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	-	・設備運営基準第5条第1項	-	-	-	-
5	職員の数等	「根拠条文一覧別紙：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」No.1を参照	教育及び保育に直接従事する職員の数は、「設備運営基準」第5条第3項に示す表に掲げる園児の区分に応じたものとなっているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	経過措置No.1	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、園児出席簿、勤務ローテーション表を確認する。 ・各職員について、幼稚園教諭の普通免許状や保育士証等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・乳児、1、2、3、4、5歳児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・乳児、乳児、満1歳以上満3歳に満たない幼児、満3歳以上満4歳に満たない幼児、満4歳以上の幼児を担当する教育及び保育に直接従事する職員の数の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第5条第3項	-	-	-	-
6	職員の数等	「根拠条文一覧別紙：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」No.1を参照	教育及び保育に直接従事する職員の数は、常時2人を下ってはいないか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・職員配置は適正であるか、職員名簿・シフト表等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	-	・設備運営基準第5条第3項	-	-	-	-
7	職員の数等	幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。	調理員を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・職員配置は適正であるか、運営規定（重要事項説明書）・職員（給食担当者）名簿等を確認する	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	-	・設備運営基準第5条第4項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
8	職員の数等	幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 一 副園長又は教頭 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 三 事務職員	副園長又は教頭を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・職員配置は適正であるか、運営規定（重要事項説明書・職員名簿・園則・入園案内等）を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したものの）	-	・設備運営基準第5条第4項	-	-	-	-
9	職員の数等	幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 一 副園長又は教頭 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 三 事務職員	主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・職員配置は適正であるか、運営規定（重要事項説明書）・職員名簿・園則・入園案内等を確認する。園則・入園案内	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したものの）	-	・設備運営基準第5条第4項	-	-	-	-
10	職員の数等	幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 一 副園長又は教頭 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 三 事務職員	事務職員を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・職員配置は適正であるか、運営規定（重要事項説明書）・職員名簿・園則・入園案内等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したものの）	-	・設備運営基準第5条第4項	-	-	-	-
11	園舎及び園庭	幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。	園舎及び園庭を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園舎及び園庭を備えているか、図面を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条第1項	-	●	-	-
12	園舎及び園庭	園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。	園舎は、2階建以下であるか。 (ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。)	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園舎は2階建以下であるか、図面を確認する。 ・園舎が3階建以上である場合は、特別な事情の有無とその内容を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの）	-	・設備運営基準第6条第2項	-	●	-	-
13	園舎及び園庭	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、設備運営基準第6条第2項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において読み替えて準用する同令第32条第8号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。	保育室等は1階に設けられているか。 (ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、設備運営基準第6条第2項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において読み替えて準用する同令第32条第8号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。)	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・保育室等は1階に設けられているか、図面を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの）	-	・設備運営基準第6条第3項	-	●	-	-
14	園舎及び園庭	3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。	保育室等を3階以上の階に設けている場合、満3歳未満の園児の保育の用に供するものであるか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・保育室等を3階以上の階に設けている場合、満3歳未満の園児の保育の用に供するものであるか、図面を基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの）	-	・設備運営基準第6条第4項	-	●	-	-
15	園舎及び園庭	園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。	園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けているか、図面を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの）	-	・設備運営基準第6条第5項	-	●	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査 (幼保連携型認定こども園)

※「経過措置一覧：(B) 施設監査 (幼保連携型認定こども園)」を参照。

番号	分類	基本的な考え方 (根拠条文)	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
16	園舎及び園庭	「根拠条文一覧別紙：(B) 施設監査 (幼保連携型認定こども園)」No.2を参照	園舎の面積は、「設備運営基準」第6条第6項に示す内容に適合しているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園舎の面積は、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの)	・学級数 (監査実施月の前月1日時点から直近12か月分) ・園舎の面積 (㎡) ・満3歳未満の園児数 (監査実施月の前月1日時点から直近12か月分)	・設備運営基準第6条第6項	-	-	-	-
17	園舎及び園庭	「根拠条文一覧別紙：(B) 施設監査 (幼保連携型認定こども園)」No.3を参照	園庭の面積は、「設備運営基準」第6条第7項に示す内容に適合しているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園庭の面積は、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの)	・園庭の面積 (㎡) ・学級数 (監査実施月の前月1日時点から直近12か月分) ・満3歳以上の園児数 (監査実施月の前月1日時点から直近12か月分) ・満2歳以上満3歳未満の園児数 (監査実施月の前月1日時点から直近12か月分)	・設備運営基準第6条第7項	-	-	-	-
18	園舎に備えるべき設備	園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 一 職員室 二 乳児室又はほふく室 三 保育室 四 遊戯室 五 保健室 六 調理室 七 便所 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備	園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えているか。 (ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。)	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・幼保連携型認定こども園に必要な設備が設けられているか運営規定(重要事項説明書)・入園案内等で確認する。 ・各室について、図面等を基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの)		・設備運営基準第7条第1項	-	●	-	-
19	園舎に備えるべき設備	保育室 (満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。	保育室 (満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・保育室の数は、学級数を下ってはならないか、図面と学級数を照合して確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの)		・設備運営基準第7条第2項	-	-	-	-
20	園舎に備えるべき設備 (特例)	園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。	調理室を備えていない施設において、園児に対して園内で調理する方法にて食事の提供を行う場合、必要な調理設備を備えているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・必要な調理設備を備えているか、図面等を基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの)		・設備運営基準第7条第4項	-	●	-	-
21	園舎に備えるべき設備	飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない	飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えているか、図面等を基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの)		・設備運営基準第7条第5項	-	●	-	-
22	園舎に備えるべき設備	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	乳児室は、1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積以上であるか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・各設備の面積が、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図 (各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの)	・乳児室の面積 (㎡) ・満2歳未満の園児のうちほふくしないもの (監査実施前月の1日時点から直近12か月分)	・設備運営基準第7条第6項第1号	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
23	園舎に備えるべき設備	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	ほふく室は、3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・各設備の面積が、面積基準を満たしているか 建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの）	・ほふく室の面積（㎡） ・満2歳未満の園児のうちほふくするもの（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第7条第6項第2号	-	-	-	-
24	園舎に備えるべき設備	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	保育室又は遊戯室は、1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・各設備の面積が、面積基準を満たしているか 建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの）	・保育室又は遊戯室の面積（㎡） ・満2歳以上の園児数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第7条第6項第3号	-	-	-	-
25	園舎に備えるべき設備	園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 一 放送聴取設備 二 映写設備 三 水遊び場 四 園児清浄用設備 五 図書室 六 会議室	園舎には、次に掲げる設備を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・幼保連携型認定こども園に必要な設備が設けられているか確認する。 ・各室について、図面等を基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積と園庭の面積が分かるもの）	-	・設備運営基準第7条第7項	-	●	-	-
26	園具及び教具	学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。	学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・必要な園具・用具が設けられているか、管理表と監査時の学級数や園児数を照合させて確認する。	-	-	・設備運営基準第8条第1項	-	-	-	-
27	園具及び教具	前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。	園具及び教具は、常に改善し、補充しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園具及び教具は、改善・補充されているか、管理表をもとに各教具・用具の購入年月日を確認する。	-	-	・設備運営基準第8条第2項	-	-	-	-
28	教育及び保育を行う期間及び時間	教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。 二 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。	毎学年の教育週数は39週を下っていないか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・毎学年の教育週数は39週を下っていないか、教育計画や年間スケジュール等を確認する。	-	-	・設備運営基準第9条第1項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
29	教育及び保育を行う期間及び時間	教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。 二 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達に適切に配慮すること。 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。	教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とし、園児の心身の発達に適切に配慮しているか。	選択式(適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間としているか、週次又は日次スケジュール等を確認する。	-	-	・設備運営基準第9条第1項	-	-	-	-
30	教育及び保育を行う期間及び時間	教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。 二 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達に適切に配慮すること。 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。	保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間であるか。	選択式(適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・登降園タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・運営規定(重要事項説明書)等で開所時間は適切か確認する。	-	-	・設備運営基準第9条第1項	-	-	-	-
31	教育及び保育を行う期間及び時間	前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。	園児に対する教育及び保育の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めているか。	選択式(適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・登降園タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・運営規定(重要事項説明書)等で開所時間は適切か確認する。	-	-	・設備運営基準第9条第2項	-	-	-	-
32	子育て支援事業の内容	幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。	子育ての支援を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行っているか。	選択式(適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・面談記録や保育計画等を確認する。	-	-	・設備運営基準第10条	-	-	-	-
33	子育て支援事業の内容	幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。	子育ての支援を行う際、地域の人材や社会資源の活用を図っているか。	選択式(適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・子育ての支援を行う際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めているか、連携、協力、交流などを行っているか確認する。	-	-	・設備運営基準第10条	-	-	-	-
34	掲示	幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。	建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。	選択式(適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・幼保連携型認定こども園である旨の掲示有無及び、その掲示場を確認する。	-	-	・設備運営基準第11条	-	-	-	-
35	学校教育法施行規則の準用	園児が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように配慮しなければならない。	園児が心身の状況によつて履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように配慮しているか。	選択式(適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園児票や指導計画・各園児の個別計画を確認する。	-	-	・設備運営基準第12条	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
36	一般原則	幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	人権擁護のために必要な体制を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・「望ましくないと考えられるかわり」や「適切でない保育」について、相談できる体制や窓口があるかを運営規定や園則等で確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第5条第1項準用）	-	-	-	-
37	一般原則	幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	子どもの意見や思いを表明する機会や受け止める仕組みがあるか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・子どもの意見や思いを表明する機会や受け止める具体的な取組を指導計画や職員会議録で確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第5条第1項準用）	-	-	-	-
38	一般原則	幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	研修や会議などで人権について考える機会を持っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・研修計画や研修報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第5条第1項準用）	-	-	-	-
39	一般原則	幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	著しく人格を傷つける言動はないか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・苦情・内部告発の有無を確認する。 ・保育士の言動や子どもの反応を確認し、不自然な点があればヒアリングを行い、職員が日々どのように保育現場と関り、指導しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第5条第1項準用）	-	-	-	-
40	一般原則	地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・園児の保護者及び地域社会に対し、幼保連携型認定こども園の運営の内容を説明する方法を確認する。（入園説明会等） ・行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めているか確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第5条第2項準用）	-	-	-	-
41	職員の知識及び技能の向上	幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上させているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・職員が必要な知識及び技能の習得、維持及び向上等を図るための自己研鑽の機会を確保しているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第7条の2第1項準用）	-	-	-	-
42	職員の知識及び技能の向上	幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園の課題や職員の勤続年数やコースを踏まえて、資質の向上のための研修の機会を確保しているか、研修に参加しやすいよう努めているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して研修の機会を確保しているか確認する。 ・研修の未受講者がいる場合は、補講計画を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第7条の2第2項準用）	-	-	-	●
43	入所した者を平等に取り扱う原則	幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的な扱いをしていないか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録やヒアリングにて、子どもに対する差別的な扱いがないかを確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第9条準用）	-	-	-	●

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査 (幼保連携型認定こども園)

※「経過措置一覧：(B) 施設監査 (幼保連携型認定こども園)」を参照。

番号	分類	基本的な考え方 (根拠条文)	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
44	虐待等の禁止	職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	園児に対し、認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為 (虐待) その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 <認定こども園法第27条の2第1項各号> 1 園児の身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること。 2 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。 3 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。 4 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録及び、個人別記録・保育日誌等の日々の保育に関する記録にて、子どもに対する不適切・有害なかかわり (虐待、暴言、体罰、無視、威圧等) がないかを確認する。 ・前回監査結果通知時からの虐待行為の有無や発生していた場合の具体的な対応を確認する。 ・児童出欠簿を確認し、長期欠席児童の有無を確認する。 ・虐待防止研修の実施有無、虐待防止対応マニュアルの整備有無、責任者の設置有無を確認する。	-	-	・設備運営基準第3条の2	・特定教育・保育施設等運営基準府令第25条 ・認定こども園法第27条の3 ・児童福祉法第33条の10、11	-	-	●
45	虐待等の禁止	要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。	こどもの状態を観察し、虐待の発見に努めるとともに、発見した場合には、行政機関に通報するとともに、関係機関と連携した上で適切な対応をしているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・虐待の早期発見策や、虐待対応マニュアル等を確認する。 ・ケース記録や関係機関とのケースカンファレンス・連携会議記録を確認するとともに、職員にヒアリングを行い通報への意識を確認する。	-	-	・児童福祉法第25条第1項	-	-	-	-
46	業務継続計画の策定	幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画 (BCP)」を策定しているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・業務継続計画 (BCP)を策定しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の3第1項準用)	-	-	-	-
47	業務継続計画の策定	幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	職員に対し、業務継続計画 (BCP) について周知しているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・業務継続計画 (BCP) について、職員会議や研修等で職員に周知されているか、研修報告書や会議録を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して業務継続計画 (BCP) を周知しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の3第2項準用)	-	-	-	-
48	業務継続計画の策定	幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	職員に対し、業務継続計画 (BCP) について必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・業務継続計画 (BCP) に基づく研修及び訓練について、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して、業務継続計画 (BCP) に基づく研修及び訓練が実施されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の3第2項準用)	-	-	-	-
49	業務継続計画の策定	幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	定期的に業務継続計画 (BCP) の見直しを行っており、必要に応じて変更を行っているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・業務継続計画 (BCP) について、職員会議等に見直しが行われているか、会議録等を確認する。 ・業務継続計画 (BCP) の作成・更新年月日を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第9条の3第3項準用)	-	-	-	-
50	食事	幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、幼保連携型認定こども園内で調理する方法 (幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。) により行わなければならない。	園児に食事を提供するときは、幼保連携型認定こども園内で調理する方法 (幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。) により行っているか。(調理業務の全部を委託している施設以外の幼保連携型認定こども園を除く)	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・食事は園内で調理する方法で行われているか、調理室・方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第1項準用)	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査 (幼保連携型認定こども園)

※「経過措置一覧：(B) 施設監査 (幼保連携型認定こども園)」を参照。

番号	分類	基本的な考え方 (根拠条文)	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
51	食事	幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、保育を必要とする子どもに該当する園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・季節感や嗜好等を考慮し、変化に富んだ献立を作成しているか、献立表・栄養価等を確認する。 ・園児の健全な発育に必要な給与栄養量の目標を設定しているか、それを満たす献立を作成しているか、献立表・栄養価等を確認する。 ・嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組合せとなっているか確認する。 ・季節感や地域性等を考慮し、幅広い食品を取り入れているか確認する。 ・食材費が園児の人数に対して極端に低くないか確認する。 	給食献立表	-	<ul style="list-style-type: none"> ・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第2項準用) 	-	-	-	-
52	食事	食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・園児一人一人の発達及び発育状態、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー量及び栄養素の量 (給与栄養量) の目標が設定されているか、献立表等を確認する。 ・こどもの咀嚼や嚥下機能の発達を促すような食品や調理方法を配慮しているか確認する。 ・園児の嗜好、発達状況の情報収集、共有が行われているか、給食日誌・給食 (献立) 会議等の記録を確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第3項準用) 	-	-	-	-
53	食事	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の園児を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。	あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・予定献立表、食事の提供に関する記録 (給食日誌、実施献立等) を確認する。 ・食事の提供に関する記録を作成しているか、給食日誌、実施献立等を確認する。 ・献立表に責任者の関与があるか確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第4項準用) 	-	-	-	-
54	食事	幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	園児の健康な生活の基本としての食を営む力を育成しているか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・食育計画が作成されているか確認する。 ・食育計画に基づき、乳幼児期に適した食生活が展開され、望ましい食習慣の形成等を促す適切な援助が行われているか給食会議録・食育に関する取組記録等を確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第11条第5項準用) 	-	-	-	-
55	秘密保持	幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	選択式 (適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・前回監査結果通知時からの情報漏洩の有無を確認する。 ・園児又はその家族の秘密の適正な取り扱いについて、職員に周知しているかを確認する。 ・秘密保持に関する研修が実施されているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・個人情報へのアクセスに対するパスワード設定や、紙の資料を鍵がかけられる棚に保管する等、個人情報の閲覧に対して必要な対策がとられているか確認する。 ・情報管理責任者の設置等、個人情報管理の体制が整備されているか確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・設備運営基準第13条第1項 (保育所設備運営基準第14条の2第1項準用) 	-	-	-	●

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
56	秘密保持	幼保連携型認定こども園は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・職員の誓約書等を確認する。（ない場合、秘密保持に対する取組を確認）	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第14条の2第2項準用）	-	-	-	●
57	苦情への対応	幼保連携型認定こども園は、その行つた援助に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか確認する。 ・受け付けた苦情の内容を記録しているか確認する。 ・苦情解決の仕組みについて、受付窓口での掲示や重要事項説明等で、保護者に周知されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第14条の3第1項準用）	・社援第1352号通知	-	-	●
58	苦情への対応	幼保連携型認定こども園は、実施している教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。	実施している教育及び保育並びに子育ての支援に関し、苦情等の対応について都道府県又は市町村から指導又は助言に従つて必要な改善を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・指導又は助言に従つて必要な改善を行っているか、改善内容を確認する。 ・苦情対応記録簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第14の3第3項準用）	-	-	-	●
59	苦情への対応	社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	運営適正化委員会が行う調査への協力しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・運営適正化委員会が行う調査への協力を努めているか確認する。（苦情対応記録等確認）	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第14条の3第4項準用）	-	-	-	-
60	設備の基準	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。	保育室等を2階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物、保育室等を3階に設ける建物は、耐火建築物であるか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・耐火建築物、準耐火建築物に該当するか、建築確認申請書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条第8号イ準用）	-	●	-	-
61	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」No.4を参照。	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号ロの表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・各室について、図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条第8号ロ準用）	-	●	-	-
62	設備の基準	ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第8号ロの表に掲げる施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・保育室等の各部分から避難に係る施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下であるか、避難経路を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条第8号ハ準用）	-	●	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
63	設備の基準	<p>幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。 (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p>	<p>保育室等を3階に設ける建物は、幼保連携型認定こども園の調理室以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。</p>	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 施設の図面や配置図を確認する。 耐火構造の床や壁であるか、設置証明書や検査報告書を確認する。 防火ダンパーの設置証明書や検査記録を確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条第8号二準用） 	-	●	-	-
64	設備の基準	<p>幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p>	<p>保育室等を3階に設ける建物は、幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。</p>	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 壁や天井の仕上げ材についての詳細が記載された設計図を確認する。 使用されている壁や天井の仕上げ材料の仕様書を確認し、不燃材料であることを確認する。 壁や天井の仕上げ工事に関する施工記録や報告書を確認し、適切に不燃材料が使用されているかを確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条第8号ホ準用） 	-	●	-	-
65	設備の基準	<p>保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>	<p>保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。</p>	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 施設の図面や配置図を確認する。 安全設備の設置証明書や検査報告書を確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条第8号ハ準用） 	-	●	-	-
66	設備の基準	<p>非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p>	<p>保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。</p>	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか、設備の設置証明書等を確認する。 消防法の規範を遵守しているかを確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条第8号ト準用） 	-	●	-	-
67	設備の基準	<p>幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p>	<p>保育室等を3階に設ける建物は、幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されているか。</p>	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> カーテン、敷物、建具等が防火処理されていることを証明する防火証明書等を確認する 購入した際の仕様書やカタログに防火処理が施されている旨が記載されているかを確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条第8号チ準用） 	-	●	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
68	設備の基準（特例）	<p>次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園、児童福祉施設設備運営基準第11条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 幼児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。 四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、園児に対する食事の提供の責任が幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されているか。</p>	<p>選択式（適/否/対象外）</p>	<p>幼保連携型認定こども園</p>	<p>文書指摘事項</p>		<p>・施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により食事の質が確保されているか、契約書や給食会議録等を確認する。 ・日常の連絡方法等についてヒアリング</p>			<p>・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条の2第1号準用）</p>	<p>・雇児発1128第2号通知4（2）</p>	-	-	-
69	設備の基準（特例）	<p>次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園、児童福祉施設設備運営基準第11条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 幼児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。 四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われているか。</p>	<p>選択式（適/否/対象外）</p>	<p>幼保連携型認定こども園</p>	<p>文書指摘事項</p>		<p>・献立等について、栄養士から栄養面での指導を受けられるような体制にあるか確認する。</p>			<p>・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条の2第2号準用）</p>	<p>・雇児発1128第2号通知4（2）</p>	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
70	設備の基準（特例）	<p>次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園、児童福祉施設設備運営基準第11条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 幼児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、調理業務の受託者を、幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としているか。</p>	<p>選択式（適/否/対象外）</p>	<p>幼保連携型認定こども園</p>	<p>文書指摘事項</p>		<p>・当該事業者の受託実績等を確認する。給食（調理）に関する記録等を確認する。</p>			<p>・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条の2第3号準用）</p>	<p>・雇児発1128第2号通知4（2）</p>	-	-	-
71	設備の基準（特例）	<p>次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園、児童福祉施設設備運営基準第11条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 幼児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるか。</p>	<p>選択式（適/否/対象外）</p>	<p>幼保連携型認定こども園</p>	<p>文書指摘事項</p>		<p>・献立表・栄養価等や日々の給食（調理）の記録等を確認する。アレルギー対応ガイドライン等の整備について確認する。</p>			<p>・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条の2第4号準用）</p>	<p>・雇児発1128第2号通知4（2）</p>	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
72	設備の基準（特例）	次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園、児童福祉施設設備運営基準第11条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。 四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発達及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	満3歳以上の園児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発達及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・食育に関する計画及び献立表・栄養価等を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第32条の2第5号準用）	・雇児発1128第2号通知4（2）	-	-	-
73	保護者との連絡	幼保連携型認定こども園の長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・入園説明会（資料） ・連絡帳 ・掲示 ・保護者だより ・送迎時等の保護者との連携方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第13条第1項（保育所設備運営基準第36条準用）	-	-	-	-
74	一般的基準	施設は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。	施設は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に位置しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・交通量や危険要因（例えば、交差点、工事現場など）がないか、施設の立地条件及び通園経路の安全性を確認する。 ・周辺環境の過去の事故やトラブルの記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第14条（幼稚園設置基準第7条第1項準用）	-	●	-	-
75	一般的基準	施設設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	施設設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであるか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・施設内の各設備（遊具、家具、調理器具など）の仕様書を確認し、指導や保健衛生、安全に関する基準を満たしているか確認する。 ・各設備に係る保健衛生に関する管理マニュアルを確認し、衛生管理の手順や基準が明確に示されているかを確認する。	-	-	・設備運営基準第14条（幼稚園設置基準第7条第2項準用）	-	-	-	-
76	指導計画	長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。	長期的及び短期的な指導計画を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・長期及び短期ともに具体的な指導計画が作成されているか確認する。 ・長期の指導計画に、年、学期、月それぞれの期間に応じて発達を見通した計画が策定されているか確認する。 ・短期の指導計画に園児の生活のリズムへの配慮がなされているか確認する。 ・発達の過程を見通して具体的なねらいや内容を設定しているか、指導計画を確認する。 ・障害のある子供の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置付け、適切に対応しているか確認する。	-	-	・教育・保育要領第1章第2-2（2）	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
77	指導計画	園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。	指導の過程についての評価を適切に行い、指導計画の改善を図っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・保育の過程を記録しているか、記録の形式や頻度等を確認する。 ・指導計画について、職員会議等にて見直しが行われているか、会議録等を確認する。 ・指導計画の作成・更新年月日を確認する。	-	-	・教育・保育要領第1章第2-2（2）	-	-	-	-
78	小学校教育との接続	園の教育・保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、園における教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。	園における教育・保育と小学校教育との円滑な接続に向けての取組を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設けているかを記録等で確認する。 ・上記の機会においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しているか、実施された内容を確認する。	-	-	・教育・保育要領第1章第2-1（5）	-	-	-	-
79	保健計画	幼保連携型認定こども園においては、園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について保健計画を策定し、これを実施しなければならない。	園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について保健計画を策定しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・保健計画を確認し、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項が定められているか確認する。	-	-	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法第5条 ・教育・保育要領第3章第2-2（1）	-	-	-
80	園児の健康診断	園においては、毎学年定期に、園児の健康診断を行わなければならない。健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち一回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則とする。	入園時に健康診断を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園児の入園時の健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を入園時健康診断記録で確認する。	-	-	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法13条、第17条 ・認定こども園法施行規則第27条 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条、第7条	-	-	-
81	園児の健康診断	園においては、毎学年定期に、園児の健康診断を行わなければならない。健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち一回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則とする。	学校保健安全法に規定する健康診断に準じて園児の定期健康診断を年2回以上実施しているか。（そのうち一回は6月30日までにを行うものとする。）必要に応じて臨時の健康診断を行っているか。 (乳幼児健康診査の内容が保育所の健康診断の全部又は一部に相当すると認めるときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができる)	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園児の定期健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における健康診断記録で実施状況を確認する。	-	-	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法13条、第17条 ・認定こども園法施行規則第27条 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条、第7条	-	-	-
82	園児の健康診断	園においては、毎学年定期に、園児の健康診断を行わなければならない。健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち一回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則とする。	園児の健康診断の記録及び適切な保管をしているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園児の健康診断の結果の記録及び保管が適切に行われているか、健診結果・健康チェック表の保管状況等を確認する。	-	-	・認定こども園法施行規則第27条	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
83	感染症への対応	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いのある場合は必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者やすべての職員に連絡し、予防等に協力を求めているか。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・消毒方法等予防や感染拡大対策を確認する。 ・保護者や全ての職員及び、必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡しているか、連絡体制を確認する。 ・感染症対策について、職員会議や研修で職員に周知され共通理解が図られているか、研修報告書や会議録及び、訓練の実施状況を確認する。感染症対応マニュアル等の整備を確認。 ・感染症に関する園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか確認する。	-	-	・教育・保育要領第1章第1-3（2）	・児企第16号通知	-	-	-
84	乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止	以下の点を含む乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。 ・医学的な理由で医師からうつせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。 ・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ヘッドまわりのコード等）を置かない。 ・口の中に異物がないか確認する。 ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。 ・子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・安全な睡眠環境の整備や寝かせ方の配慮、適切な見守り等、子どもの窒息リスクの除去等を行っているか確認する。 ・睡眠時の呼吸・体位、睡眠状態の確認を定期的に行い記録しているか確認する。 ・園児の呼吸状態に異常を発見した際、迅速に対応できる体制が整っているか確認する。	-	-	・睡眠時の安全管理の徹底について別紙①ア	・学校保健安全法第26条 ・教育・保育要領第3章第1、第2-3、第4-2	-	-	-
85	学校安全計画	幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他幼保連携型認定こども園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	安全計画を策定し、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・策定している安全計画を確認するとともに、職員会議や研修等で安全計画に対する職員の共通理解や体制づくりを図っているか、研修報告書や会議録を確認する。 ・安全計画を確認し、園の施設及び設備の安全点検、園児に対する安全に関する指導、職員の研修等について定められているか確認する。 ・職員会議や研修等で職員に周知されているか、研修報告書や会議録を確認する。 ・事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して、安全計画に基づく研修及び訓練が実施されているか確認する。	-	-	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法第27条、第28条 ・認定こども園法施行規則第27条 ・学校保健安全法施行規則第28条、第29条	-	-	-
86	学校安全計画	幼保連携型認定こども園においては、園児の安全の確保を図るため、当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検、園児に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他幼保連携型認定こども園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	安全計画に基づき、毎学期1回以上、施設及び設備の安全点検を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・毎学期1回以上、園児が通常使用する施設及び設備の安全点検を行っているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。 ・設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図っているか、点検票や職員の当番表等を確認する。	-	-	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法第27条、第28条 ・認定こども園法施行規則第27条 ・学校保健安全法施行規則第28条、第29条	-	-	-
87	給食材料の用意・保管	計画された献立を正確に実施するには、日々の食数を把握することにより給食材料の必要量を把握し、適切に用意・保管しているか。	日々の食数を把握することにより給食材料の必要量を把握し、適切に用意・保管しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・給食材料の必要量を適切に把握しているか、給食の廃棄量記録等を確認する。 ・給食材料を適切に用意・保管しているか、食材の期限管理表や納品書等を確認する。	-	-	・社援施第65号通知	・雇児総発第36号通知 ・社援施第97号通知	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
88	食中毒対策	責任者は、衛生管理者及び調理従事者に対して衛生管理及び食中毒防止に関する研修に参加させるなど必要な知識・技術の周知徹底を図ること。	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・感染症及び食中毒の予防やまん延防止のためのマニュアルを整備し、職員会議や研修で職員に周知され共通理解が図られているか、研修報告書や会議録及び、訓練の実施状況を確認する。 ・新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生には十分留意しているか、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにしているか、食事の提供過程を確認する。 ・食器具等の洗浄消毒、衛生的保管方法を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等の研修及び訓練が実施されているか確認する。	-	-	・社援施第97号通知Ⅲ第1項（6）	・食品衛生法第21条の2、第58条、第60条、第61条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 ・食品衛生法施行令第34条の2 ・薬生食監発0805第3号通知 ・教育・保育要領第3章第3-1 ・雇児発第0120001号通知 ・雇児総発第36号通知 ・社援施第65号通知	-	-	-
89	食事の提供	日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。	日々提供される食事について、献立、調理（離乳食等）、食事の環境などについて配慮しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	助言指導事項	-	・乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮しているか確認する。 ・満1歳以上満3歳未満の園児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、園児が自分でしようとする気持ちを尊重しているか確認する。	-	-	・子発0331第1号通知1（4）	・教育・保育要領第1章第3-5（2）Ⅰ、第2章第1-2（3）、3（2）、第2章第2-2（4）、3（2）、（4）	-	-	-
90	指導計画	園児の発達の連続性を考慮した教育及び保育を展開する際には、次の事項に留意すること。 ア 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 イ 満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう考慮すること。 ウ 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう考慮すること。	3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、3歳児未満児の個別的な指導計画が作成されているか確認する。	-	-	・教育・保育要領第1章第3の4	-	-	-	-
91	衛生管理	園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。	保健室等の環境や救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・医療棚・医療箱等の医薬品の管理状況を基に、不要な医薬品が入っていないか、適切な場所で管理されているか、管理状況を確認する。（子どもの手の届かない場所等）	-	-	・教育・保育要領第3章第1の3（4）	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
92	衛生管理	都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。	調理設備等の衛生管理を実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	参考項目	-	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生上の危害の発生の防止のため、衛生管理計画を作成し、食品又は添加物を取り扱う者及び関係者に周知徹底を図っているか確認する。 ・施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食品の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程を考慮し、これらの工程において公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書を必要に応じて作成しているか確認する。 ・衛生管理の実施状況を記録し、保存しているか確認する。 ・衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直しているか確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第51条 ・食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 ・食品衛生法施行令第34条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について 	-	●	-
93	学校保健計画	学校においては、園児等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児等及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	学校保健計画を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画を確認し、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項が定められているか確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第27条 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法第5条 	-	-	-
94	認可内容の変更	<p>幼保連携型認定こども園の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、当該設置者の変更に関係する者が連署して、変更前及び変更後の第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となる者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。（法第十七条第二項第三号ただし書の主務省令で定める認可の取消しに該当しないこととする）</p> <p>＜第15条第1項第1号から第6号までに掲げる事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 目的 二 名称 三 所在地 四 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面 五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(第三項及び次条において「園則」という。) 六 経費の見積り及び維持方法 	認可内容の変更を届け出ているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の届出から、認定こども園法第15条第1項第1号から第6号までに掲げる事項に変更がないか確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第16条 ・認定こども園法施行規則第15条第2項、第3項 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法施行規則第18条 	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
95	園則	<p>幼保連携型認定こども園の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次に掲げる事項を記載した書類及び法第十三条第一項の条例で定める要件に適合していることを証する書類を添えてしなければならない。</p> <p>一 目的 二 名称 三 所在地 四 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面 五 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程(第三項及び次条において「園則」という。) 六 経費の見積り及び維持方法 七 開設の時期</p>	園則を適切に定めているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> ・学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 ・教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ・保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 ・利用定員及び職員組織に関する事項 ・入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 ・保育料その他の費用徴収に関する事項 ・その他施設の管理についての重要事項が記載されているか、園則を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園則 ・要覧、入園のしおり 		<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法施行規則第15条第1項 ・認定こども園法施行規則第16条、第26条 	-	-	-	
96	園日誌	<p>園において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <p>一 学校に係のある法令 二 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿</p> <p>前項の表簿は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。</p>	園日誌を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤務状況 ・園児の出欠状況 ・園行事 ・会議 ・来訪者等 <p>が記載されているか、園日誌を確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園日誌 		<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法施行規則第26条 ・学校教育法施行規則第28条 	-	-	-	
97	運営の状況に関する評価等	<p>園の設置者は、主務省令で定めるところにより当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（以下「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について評価を行い、その結果に基づき幼保連携型認定こども園の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	運営の状況等について評価を行い、改善に向けた取組をしているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> ・評価の手法を確認する。 ・評価結果を踏まえ、運営の改善を図るため必要な措置を講じているか、当該改善内容を確認する。 ・外部の者による評価を実施有無及び、頻度を確認する。 ・外部の者による評価結果を公表しているか確認する。 ・外部の者による評価結果を受けて、常に改善を図るよう努めているか確認する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第23条 ・認定こども園法施行規則第23条～第25条 	-	-	-	
98	運営状況報告書の提出	<p>認定こども園の設置者は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。</p>	運営状況の報告を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> ・報告年月日の前日において在籍している育を必要とする子どもに係る利用定員及び、保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員 ・当該認定こども園が都道府県の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項 ・教育保育概要を確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項 <p>が記載されているか、運営状況報告書を確認する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第30条 ・認定こども園法施行規則第29条 	-	-	-	

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
99	職員の数等	幼保連携型認定こども園には、園長及び保育教諭を置かなければならない。	園長を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・職員配置は適正であるか、運営規定（重要事項説明書）・職員名簿・園則・入園案内等を確認する。	-	-	・認定こども園法第14条	・認定こども園法第26条 ・学校教育法第7条	-	-	-
100	職員の数等	幼保連携型認定こども園には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・職員配置は適正であるか、運営規定（重要事項説明書）・職員名簿・園則・入園案内等を確認する。	-	-	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法第23条第2項	-	-	-
101	職員の資格	主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（第4項及び第39条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。 主幹養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 主幹栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。次項において同じ。）を有し、かつ、登録を受けた者でなければならない。 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。 上記に定めるもののほか、職員の資格に関する事項は、主務省令で定める。	園長、副園長及び教頭、保育教諭等の資格を有する職種において、有資格者が配置されているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	No.2	・各職員について、必要な資格を確認する。	-	-	・認定こども園法第15条	・認定こども園法施行規則第12条～第14条 ・認定こども園法附則第5条	-	-	-
102	備えるべき表簿	園において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。 一 学校に関係のある法令 二 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿 前項の表簿は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。	園（学校）において備えなければならない表簿を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園に関係のある法令 ・園則、日課表、教科用図書配当表、医執務記録簿、歯科医執務記録簿、薬剤師執務記録簿及び園日誌 ・職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 ・指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 ・入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 ・資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 ・往復文書処理簿 等が、整備されているか確認する。 ・備えるべき表簿を適切に保管しているか確認する。	-	-	・認定こども園法施行規則第26条	・学校教育法施行規則第28条準用	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
103	環境衛生	学校保健安全法第五条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、学校保健安全法第六条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。 学校においては、環境衛生検査のほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。	園環境衛生基準に基づく環境衛生検査を適切に実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・環境衛生検査の実施方法を確認する。 ・直近の環境衛生検査の実施日時、実施頻度を確認する。	-	-	・認定こども園法第27条	・学校保健安全法第5条、第6条 ・認定こども園法施行規則第27条 ・学校保健安全法施行規則第1条、第2条	-	-	-
104	会計の原則	園の設置者は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下この条において同じ。）並びに財産目録を作成しなければならない。 一 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 二 全ての取引について、正規の簿記の原則によつて正しく記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。 三 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を計算関係書類に明瞭に表示すること。 四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算関係書類及び財産目録の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。	会計の原則に従つて、会計処理及び計算書類の作成を適切に行っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・必要な計算書類を作成しているか確認する。 ・計算書類が真実な内容を明瞭に表示しているか確認する。 ・会計帳簿が正確に作成されているか確認する。	-	-	・学校法人会計基準第2条	・社会福祉法人会計基準第2条	-	-	-
105	会計帳簿	園において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。 一 学校に關係のある法令 二 園則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿 前項の表簿は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。	会計帳簿を適切に整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・必要な会計帳簿が整備されているか確認する。 ・会計帳簿を適切に保存しているか確認する。	-	-	・認定こども園法施行規則第26条	・学校教育法施行規則第28条準用	-	-	-
106	教育・保育内容に関する事項	各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成するものとする。	教育及び保育の内容並びに、子育ての支援等に関する全体的な計画が作成されているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・施設の理念や方針に基づいているとともに、園児の心身の発達と施設、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容が設定されているか、全体的な計画を確認する。	-	-	・教育・保育要領第1章第2の1（1）	-	-	-	-
107	健康・安全・給食に関する事項	アレルギーについて施設・事業所での配慮が必要な場合、保護者から申し出てもらい、幼稚園等の学校においては学校生活管理指導表を、保育所においてはアレルギー疾患生活管理指導表を配付し、提出してもらおう。食物の除去については、医師の診断に基づいた同表を基に対応を行い、完全除去を基本とする	食物アレルギーのあるこどもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・医師の診断に基づく生活管理指導表が作成・保管されているか確認する。 ・指導表の内容（除去食、緊急対応、症状など）が職員に共有されているか確認する。 ・指導表に基づいた具体的な対応が実施されているか確認する。	-	-	・教育・保育要領第3章第1の3（3）	・教育・保育要領第3章第1の3（3）、第2の6 ・認定こども園法第27条 ・学校保健安全法第26条	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
108	健康・安全・給食に関する事項	プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。	プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・監視専任者と指導担当者が、確に分けて配置されているか確認する。 ・監視の空白時間が生じないような体制になっているか確認する。 ・監視者が園児全体を見渡せる位置に配置されているか確認する。 ・監視者と指導者の役割が文書化されているか、マニュアル、指導計画等を確認する。 ・監視者と指導者ともに、園児数に応じた適切な人数が配置されているか確認する。	-	-	・教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について1	・教育・保育要領第3章第3の2（2） ・認定こども園法第27条 ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	-	-	-
109	健康・安全・給食に関する事項	職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、子ども（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。	園児の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・職員間にて、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）が共有され、個別の食事対応がされているか確認する。 ・食事の前には、職員間にて保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等の情報が共有され個別の食事対応がされているか確認する。 ・年齢や発達段階に応じて、食材の大きさ・形状・柔らかさが調整され、誤嚥しやすい食材（例：硬いもの、丸いもの、粘り気の強いもの等）が除去または適切に調理されているか確認する。	-	-	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1（1）①ウ	・教育・保育要領第3章第3の2（2） ・認定こども園法第27条	-	-	-
110	健康・安全・給食に関する事項	口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。	窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育教諭等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか、点検の形式や頻度をはじめ点検記録等を確認する。 ・小さな部品、壊れやすい玩具、誤飲の恐れがある小物などが適切に管理・除去されているか、使用後の片付け・保管ルールが徹底されているか確認する。	-	-	・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1（1）①エ	・教育・保育要領第3章第3の2（2） ・認定こども園法第27条	-	-	-
111	健康・安全・給食に関する事項	園児の通学、校外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を行うときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。	園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を行うときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を適切に確認しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園児の乗車及び降車の際に、どのように児童の所在を確認しているか、点呼表の有無や実際の手順等を確認する。	-	-	・学校保健安全法施行規則第29条の2第1項	・認定こども法施行規則第27条	-	-	-
112	健康・安全・給食に関する事項	通学を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（園児の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。	通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き寄り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き寄り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する園児の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて園児の所在を適切に確認しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・自動車のブザー等の装置を備え、園児の所在の確認を行っているか、装置の設置状況を確認する。 ・設置されている装置が、国が示す安全装置リストに掲載されているものかどうか、型番等を確認する。	-	-	・学校保健安全法施行規則第29条の2第2項	・認定こども法施行規則第27条	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

※「経過措置一覧：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
113	人数確認	1 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること 2 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること 3 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、 ・ 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと ・ 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること 等に留意いただくこと。	登降園時や園外活動時等、子どもの人数確認を徹底して行っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園児の欠席連絡等について、保護者への速やかな確認及び職員間の情報共有が徹底されているか確認する。 ・登降園時や園外活動時等の移動の際に、園児の人数確認をダブルチェックの体制をとる等して徹底して行っているか確認する。	-	-	・バス送迎に当たっての安全管理の徹底について	-	-	-	-
114	職員の健康診断	調理従事者は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、従来の検査に加え、腸管出血性大腸菌O157の検査を含めること。	園児の食事を調理する者につき、検便を実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	文書指摘事項	-	・園児の食事を調理する者について、健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。 ・検便検査には、従来の検査に加え、腸管出血性大腸菌O157の検査が含まれているか確認する。	-	-	・社援基発第1212001号通知Ⅲ 1（7）	-	-	-	-
115	職員の健康診断	事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。	職員の雇入時健康診断を適切に実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	参考項目	-	・職員の雇入れ時の健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。	-	-	・労働安全衛生法第66条第1項	-	-	●	-
116	職員の健康診断	事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断（第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。	職員の定期健康診断を適切に実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	参考項目	-	・職員の定期健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。	-	-	・労働安全衛生法第66条第1項	-	-	●	-
117	職員の健康診断の結果の記録	事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第66条第1項から第4項まで及び第5項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。	職員の健康診断の結果を記録しているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	参考項目	-	・職員の健康診断の結果の記録及び保管が適切に行われているか、健診結果・健康チェック表の保管状況等を確認する。	-	-	・労働安全衛生法第66条第1項	-	-	●	-
118	教育・保育環境の整備に関する事項	社会福祉事業等を営業者は、社会福祉法第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。	職員の計画的な採用を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	参考項目	-	・職員の計画的な採用に努めているか、新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置を確認する。	-	-	・社会福祉法第90条第1項	-	-	●	-
119	教育・保育環境の整備に関する事項	社会福祉事業等を営業者は、社会福祉法第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるよう努めなければならない。	労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止の取組みを行っているか。	選択式（適/否/対象外）	幼保連携型認定こども園	参考項目	-	・定着促進及び離職防止に努めているか、社会福祉事業等従事者に係る処遇の改善及び資質の向上のための措置を確認する。	-	-	・社会福祉法第90条第1項	-	-	●	-

2025年10月時点Draft

■経過措置一覧：（B）施設監査（幼保連携型認定こども園）

番号	参照元区分	参考元資料	経過措置	経過措置適用の要件
1	通知	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令等の施行について（令和6年3月13日こ成保14 1号）	<p>【附則第2項関係】 当分の間、当該都道府県等内において一律に改正基準等による改正前の基準等が効力を有する。</p> <p>【附則第3項関係】 改正基準等による改正後の基準等のうち、満3歳児及び満4歳以上児の職員配置基準について定める規定に限り、当該規定を都道府県等の条例で定める基準とみなす。</p>	<p>【附則第2項関係】 条例制定主体である都道府県等において、改正基準等による改正後の基準等に従って職員等の配置を行った場合に、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>【附則第3項関係】 附則第2項が適用される場合（教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき）を除き、改正基準等の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、改正基準等による改正後の基準等に従い都道府県等が定める条例が制定施行されるまでの間。</p>
2	府政令	認定こども園法施行規則附則第5条	<p>施行日から起算して5年間は、新認定こども園法第15条第1項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（第3項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。</p> <p>2 施行日から起算して5年間は、新認定こども園法第15条第4項の規定にかかわらず、幼稚園の助教諭の臨時免許状（教育職員免許法第4条第4項に規定する臨時免許状をいう。）を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。</p> <p>3 施行日から起算して5年間は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第7項に規定する旧免許状所持者であつて、同条第2項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第3項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第3号に規定する免許管理者による確認を受けていないもの（登録を受けている者に限る。）については、同条第7項の規定は、適用しない。</p>	

■ 根拠条文一覧別紙：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

2025年10月時点Draft

番号	根拠条文										
1	<p>幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="201 346 2448 667"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 満四歳以上の園児</td> <td>おおむね二十五人につき一人</td> </tr> <tr> <td>二 満三歳以上満四歳未満の園児</td> <td>おおむね十五人につき一人</td> </tr> <tr> <td>三 満一歳以上満三歳未満の園児</td> <td>おおむね六人につき一人</td> </tr> <tr> <td>四 満一歳未満の園児</td> <td>おおむね三人につき一人</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この一において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。以下この一において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。 	園児の区分	員数	一 満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人	二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人	三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人	四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
園児の区分	員数										
一 満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人										
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人										
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人										
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人										
2	<p>園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="201 1220 1875 1350"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積 	学級数	面積(平方メートル)	一学級	180	二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$				
学級数	面積(平方メートル)										
一学級	180										
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$										
3	<p>園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="201 1602 1896 1732"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積 二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積 	学級数	面積(平方メートル)	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$				
学級数	面積(平方メートル)										
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$										
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$										

■ 根拠条文一覧別紙：(B) 施設監査（幼保連携型認定こども園）

2025年10月時点Draft

番号	根拠条文		
4	□ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。		
	階	区分	施設又は設備
	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

■根拠法令等一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

2025年10月時点Draft

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	施設監査	家庭的保育事業等	法律	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
2	施設監査	家庭的保育事業等	法律	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）	学校保健安全法
3	施設監査	家庭的保育事業等	法律	食品衛生法（昭和22年法律第233号）	食品衛生法
4	施設監査	家庭的保育事業等	府省令	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）	児童福祉法施行規則
5	施設監査	家庭的保育事業等	府省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）	設備運営基準
6	施設監査	家庭的保育事業等	府省令	学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）	学校保健安全法施行規則
7	施設監査	家庭的保育事業等	府省令	食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）	食品衛生法施行規則
8	施設監査	家庭的保育事業等	政令	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）	食品衛生法施行令
9	施設監査	家庭的保育事業等	告示	保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）	保育所保育指針
10	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	家庭的保育事業等の認可等について（平成26年雇児発1212第6号）	雇児発1212第6号通知
11	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年子母発0331第1号）	子母発0331第1号通知
12	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	児童福祉行政指導監査の実施について（平成28年雇児発1024第1号通知）	雇児発1024第1号通知
13	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年雇児発第488号通知）	雇児発第488号通知
14	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年厚生労働省）	食事の提供ガイドライン
15	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（令和2年子母発0331第1号通知）	子母発0331第1号通知
16	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	社会福祉施設等における衛生管理の徹底について（平成15年社援基発第1212001号）	社援基発第1212001号通知
17	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年こども家庭庁）	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
18	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（平成9年児企第16号）	衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について
19	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年こども家庭庁）	虐待等の防止、対応等ガイドライン
20	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年雇児発第0222001号）	雇児発第0222001号通知
21	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）（令和5年こ成保第123号）	こ成保第123号通知
22	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年社援第1352号通知）	社援第1352号通知
23	施設監査	家庭的保育事業等	国通知等	保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について（令和4年厚生労働省）	バス送迎に当たっての安全管理の徹底について
24	施設監査	保育所（家庭的保育事業等）	国通知等	児童福祉行政指導監査の実施について（令和7年こ成事第175号通知）	こ成事第175号通知

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
1	一般原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	人権擁護のために必要な体制を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・「望ましくないと考えられるかわり」や「適切でない保育」について、相談できる体制や窓口があるかを確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第1項	-	-	-	-
2	一般原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	子どもの意見や思いを表明する機会や受け止める仕組みがあるか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・子どもの意見や思いを表明する機会や受け止める具体的な取組を確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第1項	-	-	-	-
3	一般原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	研修や会議などで人権について考える機会を持っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・研修や会議などで人権について考える機会を設けているか、研修計画や研修報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第1項	-	-	-	-
4	一般原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	著しく人格を傷つける言動はないか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・苦情・内部告発の有無を確認する。 ・保育士の言動や子どもの反応を確認し、不自然な点があればヒアリングを行い、職員が日々どのように保育現場と関り、指導しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第1項	-	-	-	-
5	家庭的保育事業者等の一般原則	家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、保育所の運営の内容を適切に説明するよう努めているか。また、行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	助言指摘事項	-	・児童の保護者及び地域社会に対し、保育所の運営の内容を説明する方法を確認する。（入園説明会等） ・乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行った内容を確認する。	-	-	・①設備運営基準第5条第2項 ・②児童福祉法第48条の4第1項	-	-	-	-
6	業務の質の評価	家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	家庭的保育事業等として、自らその行う業務の評価（自己評価）を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・自己評価の手法を確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第3項	-	-	-	-
7	業務の質の評価	家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・評価結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか、当該改善内容を確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第3項	-	-	-	-
8	業務の質の評価	家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	助言指摘事項	-	・外部の者による評価を実施有無及び、頻度を確認する。 ・外部の者による評価結果を公表しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第4項	-	-	-	-
9	業務の質の評価	家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	外部の者による評価結果を受けて、常に改善を図っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	助言指摘事項	-	・外部の者による評価結果を受けて、常に改善を図るよう努めているか確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第4項	-	-	-	-
10	一般原則	家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生に十分な考慮を払っているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業を除く、家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持しているか、施設の様子を確認する。 ・乳児又はほふく室、保育室又は遊戯室、医務室や便所等の設備が著しく不衛生でないかを確認する。 ・施設内にある用具（寝具、遊具等）が清潔であるかを確認する。 ・施設の構造設備が児童の保健衛生に配慮されているか、早急に改善を要する設備はないか確認する。	-	-	・設備運営基準第5条第6項	・保育所保育指針第3章3	-	-	-

■監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
11	一般原則	家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号、以下「特区法」という。))第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。))を実施すること。 二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者等)の職員の病欠、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。))を提供すること。 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	構造設備は、入所している者に対する危害防止に十分な考慮を払っているか。	選択式(適/否/対象外)	居宅訪問型保育事業を除く、家庭的保育事業等	文書指摘事項		・構造設備に危険な箇所がないか、備品が損傷して危険でないかを確認する。 ・児童が出入りする扉及び窓の指詰め防止措置等を講じているか、設備、備品及び遊具等の転倒防止措置を講じているか、等を確認する。 ・危険物が放置されていないか、児童が活動する場所において、重量物及び薬品等の危険物が頭上から落下することを防止する等の措置を講じているかを確認する。			・設備運営基準第5条第6項	・保育所保育指針第3章3、4(1)イ	-	-	-
12	保育所等との連携	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号、以下「特区法」という。))第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。))を実施すること。 二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者等)の職員の病欠、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。))を提供すること。 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しているか。 ・利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を実施しているか。	選択式(適/否/対象外)	居宅訪問型保育事業を除く、家庭的保育事業等	文書指摘事項	・経過措置No.3	・連携保育の内容を確認する。 ・連携保育の頻度を確認する。 ・連携保育は協定書に基づいた内容であるか確認する。 ・連携保育を行う子どもの年齢を確認する。			・設備運営基準第6条第1項		-	-	-
13	保育所等との連携	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号、以下「特区法」という。))第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。))を実施すること。 二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者等)の職員の病欠、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。))を提供すること。 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しているか。 ・必要に応じて、代替保育を提供しているか。	選択式(適/否/対象外)	居宅訪問型保育事業を除く、家庭的保育事業等	文書指摘事項	・経過措置No.3	・連携保育の内容を確認する。 ・連携保育の頻度を確認する。 ・連携保育は協定書に基づいた内容であるか確認する。 ・連携保育を行う子どもの年齢を確認する。			・設備運営基準第6条第1項		-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
14	保育所等との連携	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十号。以下「特区法」という。))第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。))を実施すること。 二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。))を提供すること。 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しているか。 ・家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供しているか。	選択式(適/否/対象外)	居宅訪問型保育事業を除く、家庭的保育事業等	文書指摘事項	経過措置No.3	・連携保育の内容を確認する。 ・連携保育の頻度を確認する。 ・連携保育は協定書に基づいた内容であるか確認する。 ・連携保育を行う子どもの年齢を確認する。	-	-	・設備運営基準第6条第1項	-	-	-	-
15	非常災害	家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	消火器等の消火用具が設置されているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	助言指摘事項	-	・消火器が整備されているか、設備の設置証明書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条第1項	-	-	-	-
16	非常災害	家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	非常口その他非常災害に必要な設備が設けられているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	助言指摘事項	-	・非常口等が整備されているか、設備の設置証明書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条第1項	-	-	-	-
17	非常災害	家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	消防用設備について、定期的に点検（自主点検を含む）及び消防署への報告を行っているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	参考項目	-	・消防法の規範を遵守しているか確認する。	-	-	・消防法第17条の3の3	・消防法施行規則第31条の6第1項・第3項 ・消防庁告示第9号 ・消防法施行令第6条	-	●	-
18	非常災害	家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	非常災害に対する具体的計画を作成しているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	助言指摘事項	-	・非常災害に対する具体的計画及び記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条第1項	-	-	-	-
19	非常災害	前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	毎月避難及び消火訓練を実施しているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・昨年度から監査直近までの間に避難確保や消火のための訓練の実施状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条第2項	-	-	-	-
20	安全計画の策定等	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。))を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	子どもの心身の状態等を踏まえつつ、安全計画を策定し、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図っているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・策定している安全計画を確認するとともに、職員会議や研修等で安全計画に対する職員の共通理解や体制づくりを図っているか、研修報告書や会議録を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条の2第1項	-	-	-	-
21	安全計画の策定等	家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	職員に対し、安全計画について周知しているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・安全計画について、職員会議や研修等で職員に周知されているか、研修報告書や会議録を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して安全計画を周知しているか確認する。	-	-	・設備運営基準第7条の2第2項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
22	安全計画の策定等	家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。	職員に対し、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的に実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・安全計画に基づく研修及び訓練について、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。 ・事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して、安全計画に基づく研修及び訓練が実施されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第7条の2第2項	-	-	-	-
23	安全計画の策定等	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・保護者に対する安全計画に基づく取組の内容等の周知方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条の2第3項	-	-	-	-
24	安全計画の策定等	家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	定期的に安全計画の見直しを行っており、必要に応じて変更を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・安全計画について、職員会議等にて見直しが行われているか、会議録等を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条の2第4項	-	-	-	-
25	自動車を運行する場合の所在の確認	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。	乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼等により、利用乳幼児の所在を確認しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・児童の乗車及び降車の際に、どのように児童の所在を確認しているか、点呼表の有無や実際の手順等を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条の3第1項	-	-	-	-
26	自動車を運行する場合の所在の確認	家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一方後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないもの)その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。	乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等の装置(国が示す安全装置リストに掲載されているもの)を備え、乳幼児の所在の確認を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・自動車にブザー等の装置を備え、児童の所在の確認を行っているか、装置の設置状況を確認する。 ・設置されている装置が、国が示す安全装置リストに掲載されているものかどうか、型番等を確認する。	-	-	・設備運営基準第7条の3第2項	-	-	-	-
27	職員の一般的な要件	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であるか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・職員の心身の健康状態を確認する。 ・限り児童福祉事業の理論や、倫理に関する研修計画や研修報告書を確認する。 ・施設の採用基準を確認する。	-	-	・設備運営基準第8条	-	-	-	-
28	知識及び技能の向上等	家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	職員は、常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上させているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	助言指摘事項	-	・職員が必要な知識及び技能の習得、維持及び向上を図るための自己研鑽の機会を確保しているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第9条第1項	-	-	-	-
29	知識及び技能の向上等	家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・施設の課題や職員の勤続年数やニーズを踏まえて、資質の向上のための研修の機会を確保しているか、研修に参加しやすいよう努めているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して研修の機会を確保しているか確認する。 ・研修の未受講者がいる場合は、補講計画を確認する。	-	-	・設備運営基準第9条第2項	-	-	-	●
30	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしてはならない。	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的な扱いをしていないか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録やヒヤリングにて、子どもに対する差別的な扱いがないかを確認する。	-	-	・設備運営基準第11条	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複	
31	虐待等の禁止	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為（虐待）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 ＜児童福祉法第33条の10第1項各号＞ 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録及び、個人別記録・保育日誌等の日々の保育に関する記録にて、子どもに対する不適切・有害なかかわり（虐待、暴言、体罰、無視、威圧等）がないかを確認する。 ・前回監査結果通知時からの虐待行為の有無や発生していた場合の具体的な対応を確認する。 ・児童出欠簿を確認し、長期欠席児童の有無を確認する。 ・虐待防止研修の実施有無、虐待防止対応マニュアルの整備有無、責任者の設置有無を確認する。	-	-	・設備運営基準第12条	・虐待等の防止、対応等ガイドライン ・保育所保育指針 ・児童福祉法第33条の10、11	-	-	●	
32	虐待等の禁止	要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。	こどもの状態を観察し、虐待の発見に努めるとともに、要保護児童を発見した場合には、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通報し、関係機関と連携した上で適切な対応をしているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・虐待の早期発見策や、虐待対応マニュアル等を確認する。 ・ケース記録や関係機関とのケースカンファレンス・連携会議記録を確認するとともに、職員にヒアリングを行い通報への意識を確認する。	-	-	・児童福祉法第25条	・保育所保育指針第3章1（1）、第4章2（3） ・こ成保第123号通知	-	-	-	
33	衛生管理等	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	食器等又は飲用水について衛生的な管理がされているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・調理室等の汚染防止の工夫がなされているか。 ・シンクの清潔確保がなされているか。 ・汚染作業区域と非汚染作業区域の区別等がなされているか。 ・調理器具・食器等の衛生的な保管がなされているか。	-	-	・設備運営基準第14条第1項	・雇児発第0222001号通知 ・衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	-	-	-	
34	衛生管理等	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	保育室、便所等が不衛生でないか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・保育室、便所等が不衛生でないか、清掃・消毒方法及び衛生状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第14条第1項	-	-	-	-	-
35	衛生管理等	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	遊具、寝具等が不衛生でないか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・遊具、寝具等が不衛生でないか、清掃・消毒方法及び衛生状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第14条第1項	-	-	-	-	-
36	人数確認	1 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること 2 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること 3 送迎バスを運行する場合には、事故防止に努める観点から、 ・ 運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと ・ 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること 等に留意いただくこと。	登降園時や園外活動時等、子どもの人数確認を徹底して行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・利用乳幼児の欠席連絡等について、保護者への速やかな確認及び職員間の情報共有が徹底されているか確認する。 ・登降園時や園外活動時等の移動の際に、利用乳幼児の人数確認をダブルチェックの体制をとる等して徹底して行っているか確認する。	-	-	・バス送迎に当たっての安全管理の徹底について	-	-	-	-	

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
37	衛生管理等	家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等の研修や訓練を定期的実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業を除く、家庭的保育事業等	助言指摘事項		・感染症及び食中毒の予防やまん延防止のためのマニュアルを整備し、職員会議や研修で職員に周知され共通理解が図られているか、研修報告書や会議録及び、訓練の実施状況を確認する。 ・新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生には十分留意しているか、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにしているか、食事の提供過程を確認する。 ・食器具等の洗浄消毒、衛生的保管方法を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等の研修及び訓練が実施されているか確認する。			・設備運営基準第14条第2項		-	-	-
38	衛生管理等	家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	必要な医薬品を常備し適正な管理を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業を除く、家庭的保育事業等	文書指摘事項		・医療棚・医療箱等の医薬品の管理状況を基に、不要な医薬品は入っていないか、適切な場所で管理されているか、管理状況を確認する。（子どもの手の届かない場所等）			・設備運営基準第14条第3項		-	-	-
39	衛生管理等	居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	居宅訪問型保育事業者の保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業	文書指摘事項		・職員の定期健康診断の実施状況を確認する。 ・職員の雇入時健康診断の実施状況を確認する。			・設備運営基準第14条第4項		-	-	-
40	衛生管理等	居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的に管理しているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業	助言指摘事項		・設備及び備品について、環境衛生検査を実施しているか確認する。 ・設備及び備品について、日常的な点検を行っているか確認する。			・設備運営基準第14条第5項		-	-	-
41	食事	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。	利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行っているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業を除く、家庭的保育事業等	文書指摘事項	・経過措置No.1 ・経過措置No.2	・食事は園内で調理する方法で行われているか、調理室・方法を確認する。			・設備運営基準第15条第1項		-	-	-
42	食事	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	・経過措置No.1 ・経過措置No.2	・季節感や嗜好等を考慮し、変化に富んだ献立を作成しているか、献立表・栄養価等を確認する。 ・利用乳幼児の健全な発育に必要な給与栄養量の目標を設定しているか、それを満たす献立を作成しているか、献立表・栄養価等を確認する。 ・嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組合せとなっているか確認する。 ・季節感や地域性等を考慮し、幅広い食品を取り入れているか確認する。 ・食材費が利用乳幼児の人数に対して極端に低くないか確認する。	・給食献立表		・設備運営基準第15条第2項		-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
43	食事	食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	助言指摘事項	・経過措置No.1 ・経過措置No.2	・利用乳幼児一人一人の発達及び発育状態、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー量及び栄養素の量（給与栄養量）の目標が設定されているか、献立表等を確認する。 ・こどもの咀嚼や嚥下機能の発達を促すような食品や調理方法を配慮しているか確認する。 ・利用乳幼児の嗜好、発達状況の情報収集、共有が行われているか、給食日誌・給食（献立）会議等の記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第15条第3項	-	-	-	-
44	食事	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	・経過措置No.1 ・経過措置No.2	・予定献立表、食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を確認する。 ・食事の提供に関する記録を作成しているか、給食日誌、実施献立等を確認する。 ・献立表に責任者の関与があるか確認する。	-	-	・設備運営基準第15条第4項	・子母発0331第1号通知 ・雇児発1024第1号通知別紙1の2（2）第2（3）、（4）	-	-	-
45	食事	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力を育成しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	助言指摘事項	・経過措置No.1 ・経過措置No.2	・食育計画が作成されているか確認する。 ・食育計画に基づき、乳幼児期に適した食生活が展開され、望ましい食習慣の形成等を促す適切な援助が行われているか給食会議録・食育に関する取組記録等を確認する。	-	-	・設備運営基準第15条第5項	・食事の提供ガイドライン ・子母発0331第1号通知 ・雇児発1024第1号通知別紙1の2（2）第2（3）、（4）	-	-	-
46	利用乳幼児の健康診断	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	利用乳幼児の入所時に学校保健安全法に規定する健康診断に準じて健康診断を行っているか。（ただし、乳幼児健康診査の内容が保育所の健康診断の全部又は一部に相当すると認めるときは、健康診断の全部又は一部を行わないことができる）	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・利用乳幼児の入所時の健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を入所時健康診断記録で確認する。	-	-	・設備運営基準第17条第1項	・保育所保育指針第3章1（2）イ ・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条	-	-	-
47	利用乳幼児の健康診断	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	学校保健安全法に規定する健康診断に準じて定期健康診断を年2回以上実施しているか。必要に応じて臨時の健康診断を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・利用乳幼児の定期健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を入所時健康診断記録で確認する。	-	-	・設備運営基準第17条第1項	・保育所保育指針第3章1（2）イ ・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調書一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
48	利用乳幼児の健康診断	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	健康診断の記録及び適切な保管をしているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・利用乳幼児の健康診断の結果の記録及び保管が適切に行われているか、健診結果・健康チェック表の保管状況等を確認する。	-	-	・設備運営基準第17条第1項	・保育所保育指針第3章1(2)イ ・学校保健安全法 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条	-	-	-
49	利用乳幼児の健康診断	家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。	児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果の保管方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第17条第2項	-	-	-	-
50	職員の健康診断	調理従事者は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、従来の検査に加え、腸管出血性大腸菌O157の検査を含めること。	入所している者の食事を調理する者につき、検便を実施しているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・児童の食事を調理する者について、健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。 ・検便検査には、従来の検査に加え、腸管出血性大腸菌O157の検査が含まれているか確認する。	-	-	・社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(平成15年社援基発第1212001号)Ⅲ1(7)	・設備運営基準第12条第4項	-	-	-
51	職員の健康診断	事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。	職員の雇入時健康診断を適切に実施しているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	参考項目	-	・職員の雇入れ時の健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。	-	-	・労働安全衛生法第66条第1項	-	-	●	-
52	職員の健康診断	事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。	職員の定期健康診断を適切に実施しているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	参考項目	-	・職員の定期健康診断を適切に実施しているか、昨年度から監査直近までの間における実施状況を確認する。	-	-	・労働安全衛生法第66条第1項	-	-	●	-
53	職員の健康診断	事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第66条第1項から第4項まで及び第5項ただし書並びに前条の規定による健康診断の結果を記録しておかなければならない。	職員の健康診断の記録をしているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	参考項目	-	・職員の健康診断の結果の記録及び保管が適切に行われているか、健診結果・健康チェック表の保管状況等を確認する。	-	-	・労働安全衛生法第66条第1項	-	-	●	-
54	家庭的保育事業所等内部の規程	家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員(国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員) 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項	運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・運営規定を整備しているか確認する。 ・運営規定の内容が適切か確認する。 ・重要事項に関する規定に、下記の内容が含まれているか確認する。 一 施設の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 保育所の運営に関する重要事項	・運営規程 ・要覧・入園のしおり	・設備運営基準第18条	-	-	-	-	

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
55	家庭的保育事業所等に備える帳簿	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 職員の名簿 履歴書 資格書 出勤簿 賃金台帳 業務分掌 会議録 資産台帳 出納簿 予算決算の状況が明らかにされた帳簿 園日誌 児童の出欠状況が明らかにされた帳簿 児童票（家庭状況等の記録を含む） 保育経過記録 健康診断の記録 等が、整備されているか確認する。 	-	-	・設備運営基準第19条	・雇児発第488号通知 5（3）ア ・児発第295号通知 第1-3（3） ②イ、エ	-	-	-
56	秘密保持等	家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・前回監査結果通知時からの情報漏洩の有無を確認する。 ・利用乳幼児又はその家族の秘密の適正な取り扱いについて、職員に周知しているかを確認する。 ・秘密保持に関する研修が実施されているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・個人情報へのアクセスに対するパスワード設定や、紙の資料を鍵がかけられる棚に保管する等、個人情報の閲覧に対して必要な対策がとられているか確認する。 ・情報管理責任者の設置等、個人情報管理の体制が整備されているか確認する。 	-	-	・設備運営基準第20条第1項	-	-	-	●
57	秘密保持等	家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の誓約書等を確認する。（ない場合、秘密保持に対する取組を確認） 	-	-	・設備運営基準第20条第2項	-	-	-	●
58	苦情への対応	家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか確認する。 ・受け付けた苦情の内容を記録しているか確認する。 ・苦情解決の仕組みについて、受付窓口での掲示や重要事項説明等で、保護者に周知されているか確認する。 	-	-	・設備運営基準第21条第1項	・社援第1352号通知	-	-	●
59	苦情への対応	家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	実施している保育に関し、苦情等の対応について市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・指導又は助言に従って必要な改善を行っているか、改善内容を確認する。 ・苦情対応記録簿等を確認する。 	-	-	・設備運営基準第21条第2項	-	-	-	●

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
60	認可内容の変更	<p>児童福祉法第三十五条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 名称、種類及び位置</p> <p>二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</p> <p>三 運営の方法(保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程)</p> <p>三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴</p> <p>四 収支予算書</p> <p>五 事業開始の予定年月日</p> <p>② 児童福祉法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。</p> <p>③ 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類</p> <p>二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類</p> <p>三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約</p> <p>④ 児童福祉法第三十五条第三項の届出を行った市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>⑤ 児童福祉法第三十五条第三項の届出を行った市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>⑥ 児童福祉法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならない。</p>	施設の設置認可事項について変更が生じた時は、認可内容の変更を届け出ているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・直近の届出から、施設の設置認可事項に変更がないか確認する	-	-	・児童福祉法施行規則第4項～6項	-	-	-	-
61	衛生管理	<p>都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。</p>	調理設備等の衛生管理を実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	参考項目	-	<p>・食品衛生上の危害の発生の防止のため、衛生管理計画を作成し、食品又は添加物を取り扱う者及び関係者に周知徹底を図っているか確認する。</p> <p>・施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食品の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程を考慮し、これらの工程において公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書を必要に応じて作成しているか確認する。</p> <p>・衛生管理の実施状況を記録し、保存しているか確認する。</p> <p>・衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直しているか確認する。</p>	-	-	<p>・食品衛生法第51条</p> <p>・食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18</p> <p>・食品衛生法施行令第34条の2</p>	・衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	-	-	-
62	保健計画	<p>子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。</p>	保健計画を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<p>・保健計画を確認し、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項が定められているか確認する。</p>	-	-	・保育所保育指針第3章1（2）ア	-	-	-	-
63	指導計画	<p>指導計画の作成に当たっては、保育所保育指針第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p> <p>(イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。</p>	3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<p>・一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に則した、3歳児未満児の個別的な指導計画が作成されているか確認する。</p>	-	-	・保育所保育指針第1章3（2）イ（ア）、（イ）、（ウ）	-	-	-	
64	適切な入所者支援の確保	<p>市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。</p>	施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	助言指導事項	-	<p>・連絡手段（電話・メール・面談等）や担当者（窓口）の設置有無を確認し、連絡体制の整備状況を確認する。</p> <p>・情報共有の内容と頻度を確認する。</p>	-	-	・保育所保育指針第4章3（2）ア	-	-	-	-
65	入所者支援の充実	<p>全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p>	全体的な計画が作成されているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<p>・保育所の理念や方針に基づいた、年間の全体的な保育計画が作成されているか確認する。</p>	・全体的な計画	-	・保育所保育指針第1章3（2）ア	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
66	入所者支援の充実	全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	全体的な計画に基づく長期的な指導計画、短期的な指導計画が作成されているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 長期及び短期ともに具体的な指導計画が作成されているか確認する。 長期の指導計画に、年、学期、月それぞれの期間に応じて発達を見通した計画が策定されているか確認する。 短期の指導計画に児童の生活のリズムへの配慮がなされているか確認する。 発達の過程を見通して具体的なねらいや内容を設定しているか、指導計画を確認する。 障害のある子供の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置付け、適切に対応しているか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な指導計画 短期的な指導計画 	-	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針第1章3（2）ア 	-	-	-	-
67	入所者支援の充実	保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 保育の過程を記録しているか、記録の形式や頻度等を確認する。 指導計画について、職員会議等にて見直しが図られているか、会議録等を確認する。 指導計画の作成・更新年月日を確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針第1章3（3）エ 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針第1章3（5）イ 	-	-	-
68	入所者支援の充実	子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。	児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、小学校への送付が行われているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 保育所児童保育要録が、適切な時期に全児童分作成されているか確認する。 保育所保育要領が、児童の就学前に就学前に適切な時期に小学校へ送付されているか確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針第2章4（2）ウ 	-	-	-	-
69	入所者支援の充実	乳児の窒息リスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。	乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び、窒息等の睡眠中の事故防止対策を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 安全な睡眠環境の整備や寝かせ方の配慮、適切な見守り等、子どもの窒息リスクの除去等を行っているか確認する。 睡眠時の呼吸・体位、睡眠状態の確認を定期的に行い記録しているか確認する。 園児の呼吸状態に異常を発見した際、迅速に対応できる体制が整っているか確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 睡眠中の安全確保の徹底について別紙①ア 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針第2章1（3）、第3章1（3）、第3章3（2） 	-	-	-
70	入所者支援の充実	プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。	プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 監視専任者と指導担当者が、確に分けて配置されているか確認する。 監視の空白時間が生じないような体制になっているか確認する。 監視者が児童全体を見渡せる位置に配置されているか確認する。 監視者と指導者の役割が文書化されているか、マニュアル、指導計画等を確認する。 監視者と指導者ともに、児童数に応じた適切な人数が配置されているか確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について1 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所保育指針第3章3（2）イ 	-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
71	入所者支援の充実	職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。 子どもの年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者の状況に応じた方法で、子ども（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。	児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項		・職員間にて、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）が共有され、個別の食事対応がされているか確認する。 ・食事の前には、職員間にて保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等の情報が共有され個別の食事対応がされているか確認する。 ・年齢や発達段階に応じて、食材の大きさ・形状・柔らかさが調整され、誤嚥しやすい食材（例：硬いもの、丸いもの、粘り気の強いもの等）が除去または適切に調理されているか確認する。			・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1（1）①ウ	・保育所保育指針第3章3（2）イ	-	-	-
72	入所者支援の充実	口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。	窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項		・保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか、点検の形式や頻度をはじめ点検記録等を確認する。 ・小さな部品、壊れやすい玩具、誤飲の恐れがある小物などが適切に管理・除去されているか、使用後の片付け・保管ルールが徹底されているか確認する。			・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン1（1）①エ	・保育所保育指針第3章3（2）イ	-	-	-
73	入所者支援の充実	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	食物アレルギーのあることについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項		・医師の診断に基づく生活管理指導表が作成・保管されているか確認する。 ・指導表の内容（除去食、緊急対応、症状など）が職員に共有されているか確認する。 指導表に基づいた具体的な対応が実施されているか確認する。			・保育所保育指針第3章1（3）ウ	・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	-	-	-
74	児童福祉施設運営の適正実施の確保	日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。	日々提供される食事について、献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	助言指導事項		・乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮しているか確認する。 ・満1歳以上満3歳未満の園児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようし、園児が自分でしようとする気持ちを尊重しているか確認する。			・子発0331第1号通知1（4）		-	-	-
75	必要な職員確保と職員処遇の充実	使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。	通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	参考項目		・通勤手当・住宅手当等の各種手当の支給基準（支給対象者、支給額、支給方法、条件（距離・交通手段・居住形態等））が明記されているか、就業規則が給与規程を確認する。 ・職員に対する手当の支給内容及び支給履歴が明記されているか、給与明細等を確認する。			・労働基準法第15条	・労働基準法第24条、第37条、第89条	-	●	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
76	必要な職員確保と職員処遇の充実	常時10人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項 二 賃金（臨時の賃金を除く。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 三 退職に関する事項（解雇の事由を含む。） 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 四 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項	労働基準法第 24 条・第 36 条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	参考項目	-	・労使の協定の提出先は、事業場を管轄する労働基準監督署であるか確認する。 ・労働基準法第36条に基づく労使の協定は、提出が効力要件であることから、発効日前日までに労働基準監督署に提出されているか確認する。 ・労使の協定の有効期限が明記されているか確認し、失効前に更新・再提出が行われているか確認する。	-	-	・労働基準法第89条	・労働基準法第24条、第36条	-	●	-
77	必要な職員確保と職員処遇の充実	社会福祉事業等を経営する者は、社会福祉法第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるように努めなければならない。	職員の計画的な採用を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	参考項目	-	・職員の計画的な採用に努めているか、新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置を確認する。	-	-	・社会福祉法第90条第1項	-	-	●	-
78	必要な職員確保と職員処遇の充実	社会福祉事業等を経営する者は、社会福祉法第89条第2項第2号に規定する措置の内容に即した措置を講ずるように努めなければならない。	労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止の取り組みを行っているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	参考項目	-	・定着促進及び離職防止に努めているか、社会福祉事業等従事者に係る処遇の改善及び資質の向上のための措置を確認する。	-	-	・社会福祉法第90条第2項	-	-	●	-
79	食事	次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 四 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により食事の質が確保されているか、契約書や給食会議録等を確認する。 ・日常の連絡方法等についてヒアリングする。	-	-	・設備運営基準第16条第1項第1号	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
80	食事	<p>次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。</p> <p>四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われているか。</p>	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項		<p>・献立等について、栄養士から栄養面での指導を受けられるような体制にあるか、連携している栄養士の有無を確認する。</p>			<p>・設備運営基準第16条第1項第2号</p>		-	-	-
81	食事	<p>次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。</p> <p>四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、調理業務の受託者を、保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としているか。</p>	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項		<p>・当該事業者の受託実績等を確認する。給食（調理）に関する記録等を確認する。</p>			<p>・設備運営基準第16条第1項第3号</p>		-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
82	食事	<p>次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。</p> <p>四 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p>	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項		<p>・献立表・栄養価等や日々の給食（調理）の記録等を確認する。アレルギー対応ガイドライン等の整備について確認する。</p>			<p>・設備運営基準第16条第1項第4号</p>	<p>・保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章2(2)ウ ・子発0331第1号通知1</p>	-	-	-
83	食事	<p>次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。</p> <p>四 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	<p>満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しているか。</p>	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	助言指導事項		<p>・食育に関する計画及び献立表・栄養価等を確認する。</p>		<p>・設備運営基準第16条第1項第5号</p>	-	-	-		
84	食事	<p>搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>一 連携施設</p> <p>二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業(法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>三 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)</p> <p>四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第二十二條に規定する家庭的保育事業を行う場所(第二十三條第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</p>	<p>満3歳以上の幼児に対する食事を、「搬入（委託調理）」にて提供している場合、調理業務の受託者（搬入施設）は設備運営基準第16条第2項に定めるいずれかの施設であるか。</p>	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	<p>・調理業務の受託者が適合しているか、契約書を確認する。</p>			<p>・設備運営基準第16条第2項</p>	-	-	-		

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
85	設備の基準	<p>家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	家庭的保育事業を行う場所は、乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業を行う場所は必要な設備が設けられているか確認する。 図面を基に設備の状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの） 	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第22条 	-	●	-	-
86	設備の基準	<p>家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積は、9・9平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、9・9平方メートルに3人を超える人数1人につき3・3平方メートルを加えた面積）以上であるか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 利用乳幼児名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の保育を行う専用の部屋の面積（㎡） 乳幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） 	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第22条 	-	-	-
87	設備の基準	<p>家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	家庭的保育事業を行う場所は、乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有しているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業を行う場所は必要な設備が設けられているか確認する。 図面を基に設備の状況を確認する。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第22条 	-	-	-	

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
88	設備の基準	<p>家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有すること。 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	衛生的な調理設備及び便所を設けているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> 経過措置No.1 経過措置No.2 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業を行う場所は必要な設備が設けられているか確認する。 図面を基に設備の状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの） 	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第22条 	-	-	-	
89	設備の基準	<p>家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有すること。 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があるか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業を行う場所は必要な設備が設けられているか確認する。 図面を基に設備の状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの） 	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第22条 	-	●	-	-	
90	設備の基準	<p>家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備を有すること。 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	庭の面積は、満二歳以上の幼児1人につき、3・3平方メートル以上であるか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> 利用乳幼児名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 庭の面積（㎡） 満2歳以上の幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） 	-	<ul style="list-style-type: none"> 設備運営基準第22条 	-	-	-	

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
91	設備の基準	<p>家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所(次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。</p> <p>一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル(保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積)以上であること。 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)があること。 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施しているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 火災報知器及び、消火器が整備されているか確認する。 消防法の規範を遵守しているか確認する。 	-	-	・設備運営基準第22条	-	-	-	-
92	職員	<p>家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>一 調理業務の全部を委託する場合 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p>	家庭的保育事業を行う場所に、嘱託医を置いているか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。 	-	-	・設備運営基準第23条第1項	-	-	-	-
93	職員	<p>家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>一 調理業務の全部を委託する場合 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p>	家庭的保育事業を行う場所に、調理員を置いているか。(ただし、調理業務の全部を委託する場合は、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる。)	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> 経過措置No.1 経過措置No.2 	<ul style="list-style-type: none"> 職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。 	-	-	・設備運営基準第23条第1項	-	-	-	-
94	職員	<p>家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 二 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p>	家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるものであるか。	選択式(適/否/対象外)	家庭的保育事業	文書指摘事項	-	<ul style="list-style-type: none"> 市町村長が認める基準と照合し、保育者の保有資格や職務経歴を確認する。 	-	-	・設備運営基準第23条第2項	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
95	職員	家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 二 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者	家庭的保育者は、保育を行っている乳幼児の保育に専念できるものであるか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業	文書指摘事項		・保育者は、保育を行っている乳幼児の保育に専念できるものであるか、保育者の勤務形態やシフト表を確認する。			・設備運営基準第23条第2項		-	-	-
96	職員	家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 二 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者	家庭的保育者は、登録を取り消され、その取消しの日から起算して3年を経過しない者、及び乳幼児虐待又は被措置乳幼児等虐待を行った者その他乳幼児の福祉に関し著しく不適当な行為をした者に該当しないか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業	文書指摘事項		・家庭的保育者の登録証及びその取り消し履歴を確認する。			・設備運営基準第23条第2項		-	-	-
97	職員	家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。)とともに保育する場合には、五人以下とする。	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下となっているか。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業	文書指摘事項		・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、利用乳幼児の出席簿を確認する。 ・職員について、保育士証、家庭的保育者及び家庭的保育補助者の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・乳幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・乳幼児を担当する家庭的保育者の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第23条第3項		-	-	-
98	保育時間	家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)が定めるものとする。	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者が定めているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業	文書指摘事項		・登降施設タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・開所時間は適切か確認する。			・設備運営基準第24条		-	-	-
99	保育の内容	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業	文書指摘事項		・養護と教育が一体的に行われる保育内容となっているか、保育計画における保育内容「ねらい」「保育目標」等を確認する。	・全体的な計画 ・長期的な指導計画 ・短期的な指導計画		・設備運営基準第25条		-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
100	保護者との連絡	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	家庭的保育事業者は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業	助言指摘事項	-	・連絡帳 ・掲示 ・保護者だより ・送迎時等、 保護者との連携方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第26条	-	-	-	-
101	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	-	・設備運営基準第28条第1項第1号	-	●	-	-
102	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・利用乳幼児名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・乳児室又はほふく室の面積（㎡） ・乳児又は満2歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第28条第1項第2号	-	-	-	-
103	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第3号	-	-	-	-
104	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第4号	-	●	-	-
105	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・利用乳幼児名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・保育室又は遊戯室の面積の面積（㎡） ・満2歳以上の幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第28条第1項第5号	-	-	-	-
106	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第6号	-	-	-	-
107	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・耐火建築物、準耐火建築物に該当するか、建築確認申請書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号	-	●	-	-
108	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・各室について、図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号	-	●	-	-
109	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等其他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・安全設備の設置証明書や検査報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号	-	●	-	-
110	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・保育室等の各部分から避難に係る施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下であるか、避難経路を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号	-	●	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
111	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所A型の調理室以外の部分と小規模保育事業所A型の調理室の部分に耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・耐火構造の床や壁であるか、設置証明書や検査報告書を確認する。 ・防火ダンパーの設置証明書や検査記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号	-	●	-	-
112	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・壁や天井の仕上げ材についての詳細が記載された設計図を確認する。 ・使用されている壁や天井の仕上げ材料の仕様書を確認し、不燃材料であることを確認する。 ・壁や天井の仕上げ工事に関する施工記録や報告書を確認し、適切に不燃材料が使用されているかを確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号	-	●	-	-
113	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか、設備の設置証明書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号	-	●	-	-
114	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・カーテン、敷物、建具等が防火処理されていることを証明する防火証明書等を確認する ・購入した際の仕様書やカタログに防火処理が施されている旨が記載されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号	-	●	-	-
115	職員	小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	嘱託医を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第29条第1項	-	-	-	-
116	職員	小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。	調理員を置いているか。（搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。）	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第29条第1項	-	-	-	-
117	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 ただし、規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・乳児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・乳児を担当する保育士の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第29条第2項第1号、第3項	-	-	-	

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
118	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 ただし、規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人以上の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・満1歳以上満3歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満1歳以上満3歳に満たない幼児を担当する保育士の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第29条第2項第2号、第3項	-	-	-	-
119	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 ただし、規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人以上の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・満3歳以上満4歳に満たない児童の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満3歳以上満4歳に満たない児童を担当する保育士の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第29条第2項第3号、第3項	-	-	-	-
120	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 ただし、規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、満4歳以上の児童おおむね25人につき1人以上の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・満4歳以上の児童の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満4歳以上の児童を担当する保育士の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第29条第2項第4号、第3項	-	-	-	-
121	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 ただし、規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、区分に応じ定める数の合計数に1を加えた数以上の数となっているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・保育士の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第29条第2項	-	-	-	-
122	保育時間	小規模保育事業A型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者（A型）が定めるものとする。	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者（A型）が定めるものとなっているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・登降施設タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・開所時間は適切か確認する。	-	-	・設備運営基準第24条（準用第30条）	-	-	-	-
123	保育の内容	小規模保育事業者（A型）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家小規模保育事業A型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	小規模保育事業A型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	文書指摘事項	-	・養護と教育が一体的に行われる保育内容となっているか。保育計画における保育内容「ねらい」「保育目標」等を確認する。	-	-	・設備運営基準第25条（準用第30条）	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
124	保護者との連絡	小規模保育事業者（A型）は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	小規模保育事業者（A型）は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業A型	助言指摘事項	-	・連絡帳 ・掲示 ・保護者だより ・送迎時等、 保護者との連携方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第26条（準用第30条）	-	-	-	-
125	職員	小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	小規模保育事業所B型には、嘱託医を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	・経過措置No.4	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第31条第1項	-	-	-	-
126	職員	小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	小規模保育事業所B型には、調理員を置いているか。（ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。）	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	・経過措置No.1 ・経過措置No.4	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第31条第1項	-	-	-	-
127	職員	保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	保育従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上となっているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	・経過措置No.4	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・乳児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・乳児を担当する保育従事者の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第31条第2項第1号、第3項	-	-	-	-
128	職員	保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	保育従事者の数は、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上となっているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	・経過措置No.4	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・満1歳以上満3歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満1歳以上満3歳に満たない幼児を担当する保育従事者の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第31条第2項第2号、第3項	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
129	職員	<p>保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>保育従事者の数は、満3歳以上満4歳に満たない児童とおおむね15人につき1人以上となっているか。</p>	選択式(適/否/対象外)	小規模保育事業B型	文書指摘事項	経過措置No.4	<p>・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。</p>	<p>・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）</p>	<p>・満3歳以上満4歳に満たない児童の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満3歳以上満4歳に満たない児童を担当する保育従事者の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）</p>	<p>・設備運営基準第31条第2項第3号、第3項</p>	-	-	-	-
130	職員	<p>保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>保育従事者の数は、満4歳以上の児童とおおむね25人につき1人以上となっているか。</p>	選択式(適/否/対象外)	小規模保育事業B型	文書指摘事項	経過措置No.4	<p>・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。</p>	<p>・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）</p>	<p>・満4歳以上の児童の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満4歳以上の児童を担当する保育従事者の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）</p>	<p>・設備運営基準第31条第2項第4号、第3項</p>	-	-	-	-
131	職員	<p>保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>保育従事者の数は、乳幼児の区分に応じ、定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士となっているか。</p>	選択式(適/否/対象外)	小規模保育事業B型	文書指摘事項	経過措置No.4	<p>・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。</p>	<p>・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）</p>	<p>・保育従事者の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）</p>	<p>・設備運営基準第31条第2項</p>	-	-	-	-
132	保育時間	<p>小規模保育事業B型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者（B型）が定めるものとする。</p>	<p>保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者（B型）が定めるものとなっているか。</p>	選択式(適/否/対象外)	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	<p>・登降施設タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・開所時間は適切か確認する。</p>	-	-	<p>・設備運営基準第24条（準用第32条）</p>	-	-	-	-
133	保育の内容	<p>小規模保育事業者（B型）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、小規模保育事業B型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>小規模保育事業B型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。</p>	選択式(適/否/対象外)	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	<p>・養護と教育が一体的に行われる保育内容となっているか。保育計画における保育内容「ねらい」「保育目標」等を確認する。</p>	-	-	<p>・設備運営基準第25条（準用第32条）</p>	-	-	-	-
134	保護者との連絡	<p>小規模保育事業者（B型）は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p>小規模保育事業者（B型）は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。</p>	選択式(適/否/対象外)	小規模保育事業B型	助言指摘事項	-	<p>・連絡帳 ・掲示 ・保護者だより ・送迎時等、保護者との連携方法を確認する。</p>	-	-	<p>・設備運営基準第26条（準用第32条）</p>	-	-	-	-
135	設備の基準	<p>「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照</p>	<p>乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所B型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けているか。</p>	選択式(適/否/対象外)	小規模保育事業B型	文書指摘事項	経過措置No.1	<p>・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。</p>	-	-	<p>・設備運営基準第28条第1項第1号（準用第32条）</p>	-	●	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
136	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・乳児室又はほふく室の面積（㎡） ・乳児又は満2歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第28条第1項第2号（準用第32条）	-	-	-	-
137	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第3号（準用第32条）	-	-	-	-
138	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所B型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第4号（準用第32条）	-	●	-	-
139	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・保育室又は遊戯室の面積の面積（㎡） ・満2歳以上の幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第28条第1項第5号（準用第32条）	-	-	-	-
140	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第6号（準用第32条）	-	-	-	-
141	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・耐火建築物、準耐火建築物に該当するか、建築確認申請書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用第32条）	-	●	-	-
142	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・各室について、図面を基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用第32条）	-	●	-	-
143	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・安全設備の設置証明書や検査報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用第32条）	-	●	-	-
144	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・保育室等の各部分から避難に係る施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下であるか、避難経路を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用第32条）	-	●	-	-
145	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所B型の調理室以外の部分と小規模保育事業所B型の調理室の部分に耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・耐火構造の床や壁であるか、設置証明書や検査報告書を確認する。 ・防火ダンパーの設置証明書や検査記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用第32条）	-	●	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
146	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所B型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・壁や天井の仕上げ材についての詳細が記載された設計図を確認する。 ・使用されている壁や天井の仕上げ材料の仕様書を確認し、不燃材料であることを確認する。 ・壁や天井の仕上げ工事に関する施工記録や報告書を確認し、適切に不燃材料が使用されているかを確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用第32条）	-	●	-	-
147	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか、設備の設置証明書を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用第32条）	-	●	-	-
148	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、小規模保育事業所B型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業B型	文書指摘事項	-	・カーテン、敷物、建具等が防火処理されていることを証明する防火証明書等を確認する。 ・購入した際の仕様書やカタログに防火処理が施されている旨が記載されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用第32条）	-	●	-	-
149	設備の基準	小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 五 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 七 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第33条第1号	-	●	-	-
150	設備の基準	小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 五 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 七 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・乳児室又はほふく室の面積（㎡） ・乳児又は満2歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第33条第2号	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
151	設備の基準	小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 五 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 七 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第33条第3号	-	-	-	-
152	設備の基準	小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 五 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 七 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・設備運営基準第33条第4号	-	●	-	-
153	設備の基準	小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 五 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 七 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの） ・保育室又は遊戯室の面積（㎡） ・屋外遊戯場の面積（㎡） ・満2歳以上の幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）"	・設備運営基準第33条第5号	-	-	-	-
154	設備の基準	小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 五 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 七 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第33条第6号	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
155	設備の基準	小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 五 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 七 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。	保育室等を2階以上に設ける建物は、「設備運営基準」第28条第7号に掲げる要件に該当するものであるか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・各室について、図面に基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	-	・設備運営基準第33条第7号	-	-	-	-
156	職員	規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。	嘱託医を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	-	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第34条第1項	-	-	-	-
157	職員	規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。	調理員を置いているか。（搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。）	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	・経過措置No.1	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第34条第1項	-	-	-	-
158	職員	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下となっているか。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	-	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、利用乳幼児の出席簿を確認する。 ・職員について、保育士証、家庭的保育者及び家庭的保育補助者の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・乳幼児の数（監査実施前月の1日時点） ・乳幼児を担当する家庭的保育者の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第34条第2項	-	-	-	-
159	利用定員	小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員が6人以上10人以下となっているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	・経過措置No.5	・利用定員を遵守しているか、利用乳幼児の名簿等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	-	・設備運営基準第35条	-	-	-	-
160	保育時間	小規模保育事業C型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者（C型）が定めるものとする。	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者（C型）が定めるものとなっているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	-	・登降施設タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・開所時間は適切か確認する。	-	-	・設備運営基準第24条（準用第36条）	-	-	-	-
161	保育の内容	小規模保育事業C型を行う者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、小規模保育事業C型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	小規模保育事業C型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	-	・養護と教育が一体的に行われる保育内容となっているか。保育計画における保育内容「ねらい」「保育目標」等を確認する。	-	-	・設備運営基準第25条（準用第36条）	-	-	-	-
162	保護者との連絡	小規模保育事業者（C型）は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	小規模保育事業者（C型）は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模保育事業C型	文書指摘事項	-	・連絡帳 ・掲示 ・保護者だより ・送迎時等、保護者との連携方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第26条（準用第36条）	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
163	設備及び備品	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第38条	-	-	-	-
164	職員	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人となっているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業	文書指摘事項	-	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、利用乳幼児の出席簿等を確認する。 ・職員について、保育士証、家庭的保育者の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・乳児の数（監査実施前月の1日時点） ・乳児を担当する家庭的保育者の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第39条	-	-	-	-
165	居宅訪問型保育連携施設	居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市町村の指定する施設(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合において、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する居宅訪問型保育連携施設を適切に確保しているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業	文書指摘事項	-	・連携保育の内容を確認する。 ・連携保育の頻度を確認する。 ・連携保育は協定書に基づいた内容であるか確認する。 ・連携保育を行う子どもの年齢を確認する。	-	-	・設備運営基準第40条	-	-	-	-
166	保育時間	居宅訪問型保育事業者における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、居宅訪問型保育事業者が定めるものとする。	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、居宅訪問型保育事業者が定めるものとなっているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業	文書指摘事項	-	・登降施設タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・開所時間は適切か確認する。	-	-	・設備運営基準第24条（準用第41条）	-	-	-	-
167	保育の内容	居宅訪問型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、居宅訪問型保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	居宅訪問型保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業	文書指摘事項	-	・養護と教育が一体的に行われる保育内容となっているか、保育計画における保育内容「ねらい」「保育目標」等を確認する。	-	-	・設備運営基準第25条（準用第41条）	-	-	-	-
168	保護者との連絡	居宅訪問型保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	居宅訪問型保育事業者は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	居宅訪問型保育事業	助言指摘事項	-	・連絡帳 ・掲示 ・保護者だより ・送迎時等、 保護者との連携方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第26条（準用第41条）	-	-	-	-
169	利用定員の設定	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.2参照	事業所内保育事業者は、利用定員の区分に応じ、その他の乳児又は幼児の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・運営規定や入園のしおり等を確認する。	-	-	・設備運営基準第42条	-	-	-	-
170	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第1号	-	●	-	-
171	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65平方メートル以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・乳児室の面積(m) ・乳児又は満2歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第43条第1項第2号	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
172	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・ほふく室の面積（㎡） ・乳児又は満2歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第43条第1項第3号	-	-	-	-
173	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第4号	-	-	-	-
174	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第5号	-	●	-	-
175	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・保育室又は遊戯室の面積（㎡） ・満2歳以上の幼児の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第43条第1項第6号	-	-	-	-
176	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第7号	-	-	-	-
177	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・耐火建築物、準耐火建築物に該当するか、建築確認申請書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第8号	-	●	-	-
178	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・各室について、図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第8号	-	●	-	-
179	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・安全設備の設置証明書や検査報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第8号	-	●	-	-
180	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・保育室等の各部分から避難に係る施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下であるか、避難経路を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第8号	-	●	-	-
181	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室等を3階に設ける建物は、保育所型事業所内保育事業所の調理室以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・耐火構造の床や壁であるか、設置証明書や検査報告書を確認する。 ・防火ダンパーの設置証明書や検査記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第8号	-	●	-	-
182	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室等を3階に設ける建物は、保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・壁や天井の仕上げ材についての詳細が記載された設計図を確認する。 ・使用されている壁や天井の仕上げ材料の仕様書を確認し、不燃材料であることを確認する。 ・壁や天井の仕上げ工事に関する施工記録や報告書を確認し、適切に不燃材料が使用されているかを確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第8号	-	●	-	-

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：（C）施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：（C）施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
183	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：（C）施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか、設備の設置証明書を確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第8号	-	●	-	-
184	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：（C）施設監査（家庭的保育事業等）」No.3参照	保育室等を3階に設ける建物は、保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・カーテン、敷物、建具等が防火処理されていることを証明する防火証明書等を確認する ・購入した際の仕様書やカタログに防火処理が施されている旨が記載されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第43条第1項第8号	-	●	-	-
185	職員	保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所において、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。	保育所型事業所内保育事業所には、嘱託医を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第44条第1項	-	-	-	-
186	職員	保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所において、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。	保育所型事業所内保育事業所には、調理員を置いているか。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所においては、調理員を置かないことができる。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.1	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第44条第1項	-	-	-	-
187	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・乳児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・乳児を担当する保育士の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第44条第2項第1号、第3項	-	-	-	-
188	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上の基準を満たしているか。	選択式（適/否/対象外）	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・満1歳以上満3歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満1歳以上満3歳に満たない幼児を担当する保育士の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第44条第2項第2号、第3項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
189	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人以上の基準を満たしているか。	選択式(適/否/対象外)	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・満3歳以上満4歳に満たない児童の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満3歳以上満4歳に満たない児童を担当する保育士の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第44条第2項第3号、第3項	-	-	-	-
190	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人以上の基準を満たしているか。	選択式(適/否/対象外)	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・満4歳以上の幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満4歳以上の幼児を担当する保育士の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第44条第2項第4号、第3項	-	-	-	-
191	職員	保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育士の数は、区分に応じ定める数の合計数に1を加えた数以上となっているか。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。	選択式(適/否/対象外)	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.6 ・経過措置No.7 ・経過措置No.8 ・経過措置No.9	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・保育士の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第44条第2項	-	-	-	-
192	保育時間	保育所型事業所内保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所型事業所内保育事業者が定めるものとする。	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所型事業所内保育事業者が定めるものとなっているか。	選択式(適/否/対象外)	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・登降施設タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・開所時間は適切か確認する。	-	-	・設備運営基準第24条(準用第46条)	-	-	-	-
193	保育の内容	保育所型事業所内保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、保育所型事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	保育所型事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。	選択式(適/否/対象外)	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・養護と教育が一体的に行われる保育内容となっているか。保育計画における保育内容「ねらい」「保育目標」等を確認する。	-	-	・設備運営基準第25条(準用第46条)	-	-	-	-
194	保護者との連絡	保育所型事業所内保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	保育所型事業所内保育事業者は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。	選択式(適/否/対象外)	保育所型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・連絡帳 ・掲示 ・保護者だより ・送迎時等、保護者との連携方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第26条(準用第46条)	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：（C）施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：（C）施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
195	職員	事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	小規模型事業所内保育事業所には、嘱託医を置いているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.4	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第47条第1項	-	-	-	-
196	職員	事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	小規模型事業所内保育事業所には、調理員を置いているか。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.1 ・経過措置No.4	・職員配置は適正であるか、職員名簿等を確認する。	-	-	・設備運営基準第47条第1項	-	-	-	-
197	職員	保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上となっているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.4	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・乳児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・乳児を担当する保育従事者の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第47条第2項第1号、第3項	-	-	-	-
198	職員	保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育従事者の数は、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上となっているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.4	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・満1歳以上満3歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満1歳以上満3歳に満たない幼児を担当する保育従事者の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第47条第2項第2号、第3項	-	-	-	-
199	職員	保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育従事者の数は、満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね15人につき1人以上となっているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.4	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・満3歳以上満4歳に満たない児童の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分） ・満3歳以上満4歳に満たない児童を担当する保育従事者の数（監査実施前月の1日時点から直近12か月分）	・設備運営基準第47条第2項第3号、第3項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複	
200	職員	保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね3人につき1人 二 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 三 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) 四 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	保育従事者の数は、区分に応じ、定める数の合計数に1を加えた数以上であり、そのうち半数以上は保育士となっているか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.4	・配置基準が確保されているか、職員名簿やシフト表、児童出席簿を確認する。 ・保育士証、保健師、看護師又は准看護師の資格等を確認する。	・職員名簿（在籍中の職員） ・職員名簿（異動職員等） ・勤務シフト表（各勤務区分の時間帯を明記したもの）	・保育従事者の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第47条第2項第4号、第3項	-	-	-	-	
201	保育時間	小規模型事業所内保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模型事業所内保育事業者が定めるものとする。	保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模型事業所内保育事業者が定めるものとなっているか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・登降施設タイムカード等を確認する。 ・コアタイムを適切に定めているか確認する。 ・開所時間は適切か確認する。	-	-	・設備運営基準第24条(準用第48条)	-	-	-	-	-
202	保育の内容	小規模型事業所内保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、小規模型事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	小規模型事業所内保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しているか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・養護と教育が一体的に行われる保育内容となっているか。保育計画における保育内容「ねらい」「保育目標」等を確認する。	-	-	・設備運営基準第25条(準用第48条)	-	-	-	-	-
203	保護者との連絡	小規模型事業所内保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	小規模型事業所内保育事業者は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得ているか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・連絡帳 ・掲示 ・保護者だより ・送迎時等、 保護者との連携方法を確認する。	-	-	・設備運営基準第26条(準用第48条)	-	-	-	-	-
204	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けているか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第1号(準用48条)	-	●	-	-	-
205	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・乳児室又はほふく室の面積（㎡） ・乳児又は満2歳に満たない幼児の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第28条第1項第2号(準用48条)	-	-	-	-	
206	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第3号(準用48条)	-	-	-	-	-
207	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	満2歳以上の幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けているか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	・経過措置No.1	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・図面を基に設備の状況を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第4号(準用48条)	-	●	-	-	-
208	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であるか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・児童名簿を基に、面積基準を満たしているか建物の平面図を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	・保育室又は遊戯室の面積の面積（㎡） ・満2歳以上の幼児の数（監査実施前月の1日時点）	・設備運営基準第28条第1項第5号(準用48条)	-	-	-	-	-
209	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えているか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・保育に必要な用具を備えているか、備品一覧等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第6号(準用48条)	-	-	-	-	-
210	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	選択式(適/否/対象外)	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・耐火建築物、準耐火建築物に該当するか、建築確認申請書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号(準用48条)	-	●	-	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
211	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を2階または3階以上に設ける建物は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる区分ごとに、それぞれ施設又は設備が1以上設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・必要な設備が設けられているか確認する。 ・各室について、図面を基に設備の状況を確認する。	・建物の平面図（各クラスの部屋割り、面積等が分かるもの）	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用48条）	-	●	-	-
212	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を2階及び3階に設ける建物は、保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・安全設備の設置証明書や検査報告書を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用48条）	-	●	-	-
213	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第28条第7号の表に掲げる施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・保育室等の各部分から避難に係る施設及び設備に至る歩行距離が30メートル以下であるか、避難経路を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用48条）	-	●	-	-
214	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、小規模型事業所内保育事業の調理室以外の部分と小規模保育事業所A型の調理室の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されているか。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・施設の図面や配置図を確認する。 ・耐火構造の床や壁であるか、設置証明書や検査報告書を確認する。 ・防火ダンパーの設置証明書や検査記録を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用48条）	-	●	-	-
215	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、小規模型事業所内保育事業の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・壁や天井の仕上げ材についての詳細が記載された設計図を確認する。 ・使用されている壁や天井の仕上げ材料の仕様書を確認し、不燃材料であることを確認する。 ・壁や天井の仕上げ工事に関する施工記録や報告書を確認し、適切に不燃材料が使用されているかを確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用48条）	-	●	-	-
216	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられているか、設備の設置証明書等を確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用48条）	-	●	-	-
217	設備の基準	「根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」No.1参照	保育室等を3階に設ける建物は、小規模型事業所内保育事業のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されているか。	選択式（適/否/対象外）	小規模型事業所内保育事業	文書指摘事項	-	・カーテン、敷物、建具等が防火処理されていることを証明する防火証明書等を確認する ・購入した際の仕様書やカタログに防火処理が施されている旨が記載されているか確認する。	-	-	・設備運営基準第28条第1項第7号（準用48条）	-	●	-	-

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
218	会計（認可基準の確認）	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。	予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	＜社会福祉法人会計基準により会計処理を行っている場合＞ ・「資金収支計算書等の計算書類」、「事業区分資金収支内訳表」、「拠点区分資金収支計算書」、「拠点区分資金収支明細書」、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、「貸借対照表」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(1)	-	-	-	-
219	会計（認可基準の確認）	措置費等（給付費等）の請求金額が適正に行われているか。	給付費等の請求金額が適正に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・給付費等の請求金額が適正に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	＜学校法人会計基準により会計処理を行っている場合＞ ・「資金収支計算書等の計算書類」、「資金収支内訳表」、「収支予算書」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)ア	-	-	-	-
220	会計（認可基準の確認）	事業費と事務費の流用が適正に行われているか。	事業費と事務費の流用が適正に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・事業費と事務費の流用が適正に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	＜企業会計により会計処理を行っている場合＞ ・「損益計算書」、「貸借対照表」、「資金収支計算書等の計算書類」、「収支予算書」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)イ	-	-	-	-
221	会計（認可基準の確認）	利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。	利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	＜その他の会計基準により会計処理を行っている場合＞ ・「損益計算書」、「貸借対照表」、「資金収支計算書等の計算書類」、「収支予算書」、「預金残高証明書」、「経理規定」、「給与規定」、「資金運用要領等の規定」等	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)ウ	-	-	-	-
222	会計（認可基準の確認）	他の会計間の貸借が適正に行われているか。	他の会計間の貸借が適正に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・他の会計間の貸借が適正に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	・「現金、預金等の保管が適正に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)エ	-	-	-	-
223	会計（認可基準の確認）	現金、預金等の保管が適正に行われているか。	現金、預金等の保管が適正に行われているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・現金、預金等の保管が適正に行われているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する。	・内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)オ	-	-	-	-
224	会計（認可基準の確認）	内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	選択式（適/否/対象外）	家庭的保育事業等	文書指摘事項	-	・内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する	・「内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか、会計処理を行っている会計基準に合わせて、各種書類を確認する」等	-	・ご成事第175号通知別紙1-2(2)第2-1(2)カ	-	-	-	-
225	社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件	イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けているか。	選択式（適/否/対象外）	社会福祉法人等以外の者	文書指摘事項	-	・家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分会計の収支計算書又は損益計算書を確認する。	・収支計算書又は損益計算書	-	・雇児発1212第6号通知第1の3(4)イ	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

※「経過措置一覧：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）」を参照。

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置※	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	確認指導監査との重複
226	社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件	ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。	企業会計の基準による会計処理を行っている者は、定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成しているか。	選択式(適/否/対象外)	社会福祉法人等以外の者	文書指摘事項	-	・貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を確認する。	・企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載) ・借入金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	-	・雇児発1212第6号通知第1の3(4)ウ	-	-	-	-
227	社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件	エ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市町村長に対して提出すること。 (ア) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市町村が必要と認める書類 (イ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市町村長に対して提出しているか。 (ア) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市町村が必要と認める書類 (イ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	選択式(適/否/対象外)	社会福祉法人等以外の者	文書指摘事項	-	・前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市町村が必要と認める書類を確認する。 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を確認する。	・貸借対照表 ・収支計算書又は損益計算書 ・企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載) ・借入金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書	-	・雇児発1212第6号通知第1の3(4)エ	-	-	-	

2025年10月時点Draft

■経過措置一覧：（C）施設監査（家庭的保育事業等）

番号	参照元区分	参考元	経過措置
1	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）附則第2条第1項	（食事の提供の経過措置） この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第二十八條第一号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二條及び第四十八條において準用する場合を含む。）、及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、（第三十二條及び第四十八條において準用する場合を含む。）、第二十九條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十一條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十三條第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十四條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第四十三條第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十四條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第四十七條第一項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。
2	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）附則第2条第2項	（食事の提供の経過措置） 施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）及び第二十三條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第一条第二項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
3	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）附則第3条	（連携施設に関する経過措置） 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
4	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）附則第4条	（小規模保育事業B型等に関する経過措置） 第三十一条及び第四十七條の規定の適用については、第二十三條第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七條第一項に規定する保育従事者とみなす。
5	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）附則第5条	（利用定員に関する経過措置） 小規模保育事業C型にあっては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。
6	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）附則第6条	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九條第二項各号又は第四十四條第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九條第二項又は第四十四條第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。
7	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）附則第7条	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 前条の事情に鑑み、当分の間、第二十九條第二項又は第四十四條第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
8	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）附則第8条	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第二十九條第二項又は第四十四條第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
9	省令	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）附則第9条	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八條の第十八第一項の登録を受けた者を行い、第二十九條第三項若しくは第四十四條第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九條第二項又は第四十四條第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

■ 根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

2025年10月時点Draft

番号	根拠条文																		
1	<p>第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">階</th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">二階</td> <td style="text-align: center;">常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遊離用</td> <td>1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">三階</td> <td style="text-align: center;">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遊離用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">四階以上の階</td> <td style="text-align: center;">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遊離用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限り、)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が遊離上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンバーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(2) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	階	区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	遊離用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	遊離用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	遊離用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限り、)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
階	区分	施設又は設備																	
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																	
	遊離用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																	
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																	
	遊離用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																	
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																	
	遊離用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限り、)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																	

■ 根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

2025年10月時点Draft

番号	根拠条文																										
2	<p>第四十二条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="715 327 1635 617"> <thead> <tr> <th data-bbox="715 327 1160 352">利用定員数</th> <th data-bbox="1160 327 1635 352">その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="715 352 1160 378">一人以上五人以下</td><td data-bbox="1160 352 1635 378">一人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 378 1160 403">六人以上七人以下</td><td data-bbox="1160 378 1635 403">二人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 403 1160 428">八人以上十人以下</td><td data-bbox="1160 403 1635 428">三人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 428 1160 453">十一人以上十五人以下</td><td data-bbox="1160 428 1635 453">四人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 453 1160 478">十六人以上二十人以下</td><td data-bbox="1160 453 1635 478">五人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 478 1160 504">二十一人以上二十五人以下</td><td data-bbox="1160 478 1635 504">六人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 504 1160 529">二十六人以上三十人以下</td><td data-bbox="1160 504 1635 529">七人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 529 1160 554">三十一人以上四十人以下</td><td data-bbox="1160 529 1635 554">十人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 554 1160 579">四十一人以上五十人以下</td><td data-bbox="1160 554 1635 579">十二人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 579 1160 604">五十一人以上六十人以下</td><td data-bbox="1160 579 1635 604">十五人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 604 1160 630">六十一人以上七十人以下</td><td data-bbox="1160 604 1635 630">二十人</td></tr> <tr><td data-bbox="715 630 1160 655">七十一人以上</td><td data-bbox="1160 630 1635 655">二十人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	一人以上五人以下	一人	六人以上七人以下	二人	八人以上十人以下	三人	十一人以上十五人以下	四人	十六人以上二十人以下	五人	二十一人以上二十五人以下	六人	二十六人以上三十人以下	七人	三十一人以上四十人以下	十人	四十一人以上五十人以下	十二人	五十一人以上六十人以下	十五人	六十一人以上七十人以下	二十人	七十一人以上	二十人
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																										
一人以上五人以下	一人																										
六人以上七人以下	二人																										
八人以上十人以下	三人																										
十一人以上十五人以下	四人																										
十六人以上二十人以下	五人																										
二十一人以上二十五人以下	六人																										
二十六人以上三十人以下	七人																										
三十一人以上四十人以下	十人																										
四十一人以上五十人以下	十二人																										
五十一人以上六十人以下	十五人																										
六十一人以上七十人以下	二十人																										
七十一人以上	二十人																										

■ 根拠条文一覧別紙：(C) 施設監査（家庭的保育事業等）

2025年10月時点Draft

番号	根拠条文																		
3	<p>第四十三条 事業所内保育事業(利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。)及び便所を設けること。</p> <p>二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>五 満二歳以上の幼児(法第六条の第三十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへ要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="706 562 1685 961"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">二階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">三階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四階以上の階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階級の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限り。))を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	階	区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階級の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限り。))を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
階	区分	施設又は設備																	
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																	
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																	
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																	
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																	
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																	
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階級の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限り。))を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																	

■ 根拠法令等一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

2025年10月時点Draft

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	確認指導監査	特定教育・保育施設	法律	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子子法
2	確認指導監査	特定教育・保育施設	法律	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
3	確認指導監査	特定教育・保育施設	府省令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）	運営基準
4	確認指導監査	特定教育・保育施設	国通知等	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年局長連名通知）	府子本第390号通知
5	確認指導監査	特定教育・保育施設	国通知等	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年こども家庭庁）	虐待等の防止、対応等ガイドライン
6	確認指導監査	特定教育・保育施設	国通知等	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和7年こ成保499）	留意事項通知
7	確認指導監査	特定教育・保育施設	国通知等	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和7年こ成保296）	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
8	確認指導監査	特定教育・保育施設	国通知等	子ども・子育て支援新制度における利用調整等について（平成26年厚生労働省）	利用調整通知
9	確認指導監査	特定教育・保育施設	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年社援第1352号通知）	社援第1352号通知

■ 監査調査一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価事項・自己点検項目	監査評価事項・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複観点
1	一般原則	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・職員の行動動向、子どもたちの行動動向等、園の雰囲気を確認する。 ・入園のしおりや保護者への通知文書等を確認する。	-	-	・運営基準第3条第1項	-	-	-	-
2	一般原則	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。	子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定教育・保育を提供しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	助言指摘事項	-	・保護者説明会や職員会議録・保育記録等に人格を尊重した保育の視点で対応しているかを確認する。	-	-	・運営基準第3条第2項	-	-	-	-
3	一般原則	特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接に連携しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	助言指摘事項	-	・地域交流はどのようなことを実施しているか、確認する。 (子育て支援に関わる地域人材の活用を図っているか、交流・連携の実施記録やヒアリングにて確認する。)	-	-	・運営基準第3条第3項	-	-	-	-
4	一般原則	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	助言指摘事項	-	・前回監査結果通知時からの虐待行為の有無を確認する。 ・虐待防止研修の実施有無、虐待防止対応マニュアルの整備有無、責任者の設置有無を確認する。 ・虐待の早期発見・虐待防止策について確認する。	-	-	・運営基準第3条第4項	-	-	-	-
5	利用定員に関する基準	特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)は、その利用定員(法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数を二十人以上とする。	利用定員が20人以上となっているか。	選択式(適/否/対象外)	認定こども園及び保育所	文書指摘事項	-	・運営規定や入園のしおり等を確認する。	-	-	・運営基準第4条第1項	-	-	-	-
6	利用定員に関する基準	特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 一 認定こども園 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 二 幼稚園 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分 三 保育所 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分	各区分ごとの利用定員となっているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・運営規定や入園のしおりを確認する。	-	-	・運営基準第4条第2項	-	-	-	-
7	内容及び手続の説明及び同意	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・重要事項説明書（入園前に保護者に渡している冊子等）を確認する。（※特に利用者が負担する費用がきちんと記載されているかを確認する。） ・保護者同意書のサイン等を確認する。	・運営規定 ・重要事項説明書 ・要覧・入園のしおり	-	・運営基準第5条	-	-	-	-
8	正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	正当な理由がないにも関わらず支給認定保護者の利用の申込みを拒否していないか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・利用申込みの受け付け方法（書面・窓口・オンライン等）が明示されているか、受付期間や申込方法について、広く公表されているか（不当に隠されていないか）を確認する。 ・特定の家、国籍、障害、就労状況等を理由に恣意的な拒否がないかをヒアリング等で確認する。	-	-	・運営基準第6条第1項	・子法第33条第1項	-	-	-
9	特定保育所に関する特例	特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	特定保育所は、正当な理由がない限り市町村から保育を行うことの委託を拒んでいないか。	選択式(適/否/対象外)	私立保育所	文書指摘事項	-	・施設が市町村からの委託に対して、受け入れを拒否した事例があるか、継続的に起きていないかを確認する。 ・拒否理由を確認し、定員充足・職員配置基準等の正当な理由であるかを確認する。	-	-	・運営基準附則第2条2項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価事項・自己点検項目	監査評価事項・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複観点
10	正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	自ら適切な教育・保育の提供が困難な場合、適切な措置を速やかに講じているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・適切な教育・保育の提供が困難と判断する基準があるかを確認する。（医療的ケアへの対応等） ・受入が困難な場合に対応する方法を確認する。（速やかに他の適切な施設や支援機関を紹介しているかを確認する。）	-	-	・運営基準第6条5項	-	-	-	-
11	あっせん、調整及び要請に対する協力	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・市町村が行うあっせん及び要請に対し、定員に空きがあるにも関わらず、受入を不当に拒否していないかを確認する。	-	-	・運営基準第7条第1項	・子法第42条第2項	-	-	-
12	あっせん、調整及び要請に対する協力	特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る、当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	選択式（適/否/対象外）	認定こども園又は保育所	文書指摘事項	-	・市町村が行う調整及び要請に対し、定員に空きがあるにも関わらず、受入を不当に拒否していないかを確認する。	-	-	・運営基準第7条第2項	-	-	-	-
13	支給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	特定教育・保育の提供が求められた場合は、必要に応じて、支給認定証により、支給資格等を確認しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・利用申込や入園手続きの際に、保護者から支給認定証の提示を受けているかを確認する。 ・支給認定証の、有効期限や認定区分を確認しているかを確認する。	-	-	・運営基準第8条	-	-	-	-
14	教育・保育給付認定の申請に係る援助	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・教育・保育給付認定の申請について、保護者への援助方法を確認する。	-	-	・運営基準第9条1項	-	-	-	-
15	教育・保育給付認定の申請に係る援助	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	支給認定の変更の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・支給認定の変更の申請について、保護者への援助方法を確認する。	-	-	・運営基準第9条2項	-	-	-	-
16	心身の状況等の把握	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	助言指摘事項	-	・入所児童についての個別に記録をしている資料（児童票、個別記録等）を確認する。	-	-	・運営基準第10条	-	-	-	-
17	小学校等との連携	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	助言指摘事項	-	・児童保育要録等を確認し、卒園予定児の記録を、毎年教育委員会に提出しているかを確認する。	-	-	・運営基準第11条	-	-	-	●
18	教育・保育の提供の記録	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	特定教育・保育を提供した際は、提供した日、内容その他必要な事項を記録しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・保育日誌等を確認する。	-	-	・運営基準第12条	-	-	-	-
19	利用者負担額等の受領	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	特定教育・保育を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けているか。	選択式（適/否/対象外）	認定こども園又は幼稚園	文書指摘事項	-	・保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの）を確認する。	-	-	・運営基準第13条1項	・子法第27条第3項第2号 ・子法第28条第2項第2号・第3号	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価事項・自己点検項目	監査評価事項・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複観点
20	利用者負担額等の受領	特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第二十七条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。	法定代理受領を受けないとき、支給認定保護者から特定教育・保育費用基準額の支払いを適切に受けているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・保護者に交付する請求書や領収書に、教育・保育給付費の部分の金額が明確に表示されているかを確認する。	-	-	・運営基準第13条2項	-	-	-	-
21	利用者負担額等の受領	特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に必要とする費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・上乗せ徴収がある場合、保護者からの同意文書（書面）があるかを確認する。	-	-	・運営基準第13条3項	-	-	-	-
22	利用者負担額等の受領	特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 三 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 イ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (1) 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千七百円 (2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。) 五万七千七百円(令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千七百円) ロ 次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どもうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。)が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供(イに該当するものを除く。) (1) 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者 (2) 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である者 ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	運営基準第13条第4項に定める便宜に要する費用について、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用の額以外の支払いを受けていないか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・保護者への案内文書（重要事項説明書、費用明細等）で、費用の使途、徴収理由、金額が明確に示されているかを確認する。	-	-	・運営基準第13条4項	-	-	-	
23	利用者負担額等の受領	特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	運営基準第13条第4項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った保護者に対し、交付しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・費用の支払いを受けた際の領収書を確認する。（集金袋等でも可、口座引き落としや振り込みの場合は、請求書や明細書の交付も可）	-	-	・運営基準第13条5項	-	-	-	-
24	利用者負担額等の受領	特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	保護者に対し、運営基準第13条第3項及び4項の金銭の支払いを求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い文書による同意を得ているか。（ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。）	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・費用の支払いを受けた際の領収書を確認する。（集金袋等でも可、口座引き落としや振り込みの場合は、請求書や明細書の交付も可）	-	-	・運営基準第13条6項	-	-	-	-
25	施設型給付費等の額に係る通知等	特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、支給認定保護者に対し通知しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、支給認定保護者に対し、通知している方法（掲示等）を確認する。	-	-	・運営基準第14条1項	-	-	-	-
26	施設型給付費等の額に係る通知等	特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対し交付しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・特定教育・保育提供証明書を確認する。	-	-	・運営基準第14条2項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価事項・自己点検項目	監査評価事項・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複観点
27	特定教育・保育の取扱方針	<p>特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針</p>	施設の区分に応じ、該当する要領・指針等に基づき、心身の状況等に応じた適切な特定教育・保育の提供を行っているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		・いずれの要領・基準に基づいて、教育・保育の提供を行っているかを確認する。			・運営基準第15条1項		-	-	-
28	特定教育・保育の取扱方針	前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。	特定教育・保育を提供するに当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。	選択式(適/否/対象外)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	文書指摘事項		・いずれの要領・基準に基づいて、教育・保育の提供を行っているかを確認する。			・運営基準第15条2項		-	-	-
29	特定教育・保育に関する評価等	特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	特定教育・保育の質の自己評価を行い、改善を図っているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		・自己評価表にて、自己評価を実施しているかを確認する。			・運営基準第16条1項	・子法第45条第5号	-	-	-
30	特定教育・保育に関する評価等	特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。))による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	定期的に当該特定教育・保育施設を利用する保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(職員を除く。))による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	助言指摘事項		・評価にあたっては、利用者アンケートを実施しているかを確認する。 ・保護者や関係者からの評価に対する、公表方法や評価結果の活用方法を確認する。 ・第三者評価の受審状況(前回受審年度や今年度受診予定の有無)を確認する。			・運営基準第16条2項	・子法第45条第5号	-	-	-
31	相談及び援助	特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		・子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行っているか、相談・面談記録等を確認する。 ・保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図っているか、外部機関との連携の記録を確認する。			・運営基準第17条		-	-	-
32	緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		・緊急時対応マニュアル等を確認し、対応方法が決められているかを確認する。また、緊急連絡先が最新のものとなっているか等を確認する。			・運営基準第18条		-	-	-
33	教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市町村に通知しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		・不正受給に関する、市町村への通知文書を確認する。			・運営基準第19条		-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価事項・自己点検項目	監査評価事項・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複観点
34	運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針 二 提供する特定教育・保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。) 五 第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たったの留意事項(第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。) 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> ・運営規定を整備しているか確認する。 ・運営規定の内容が適切か確認する。 ・運営規定のうち、緊急時の対応及び非常災害対策部分について、直近の対応記録の確認や職員聞き取りを行い、実際に運用されているか確認する。 ・重要事項に関する規定に、下記の内容が含まれているか確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 提供する特定教育・保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定教育・保育の提供を行う日(法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。) 及び時間、提供を行わない日 五 第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員 七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たったの留意事項(第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。) 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項 	・運営規程 ・要覧・入園のしおり	・運営基準第20条		-	-	-	
35	勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。	子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		・職務分掌について、分担表や勤務シフト表等を作成しているかを確認する。			・運営基準第21条1項		-	-	-
36	勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供が行われているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		・職員名簿にて、職員の資格等を確認する。			・運営基準第21条2項		-	-	-
37	勤務体制の確保等	特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	職員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の課題や職員の勤続年数やニーズを踏まえて、資質の向上のための研修の機会を確保しているか、研修に参加しやすいよう努めているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して研修の機会を確保しているか確認する。 ・研修の未受講者がいる場合は、補講計画を確認する。 			・運営基準第21条3項		-	-	●
38	定員の遵守	特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		・年齢区分毎の利用定員（運営規定や入園のしおり等）と、各月月初等の在園児童数（児童の出席簿等）を確認し、定員充足率を確認する。		<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員数 ・入所児童数（監査実施年の4月1日時点） ・各月の児童数（監査実施前月から直近12カ月分） ※システム化に当たっては、給付申請時の情報が取得できる場合、そのデータを取得する想定。	・運営基準第22条		-	-	-
39	掲示等	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。	特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項		・重要事項説明（保護者配布用冊子等）が園内に掲示されているかを確認する。			・運営基準第23条		-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価事項・自己点検項目	監査評価事項・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複観点
40	教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的な扱いをしていないか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録やヒヤリングにて、子どもに対する差別的な扱いがないかを確認する。	-	-	・運営基準第24条	-	-	-	●
41	虐待等の禁止	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為（虐待）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 <児童福祉法第33条の10第1項各号> 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録及び、個人別記録・保育日誌等の日々の保育に関する記録にて、子どもに対する不適切・有害なかかわり（虐待、暴言、体罰、無視、威圧等）がないかを確認する。 ・前回監査結果通知時からの虐待行為の有無や発生していた場合の具体的な対応を確認する。 ・児童出欠簿を確認し、長期欠席児童の有無を確認する。 ・虐待防止研修の実施有無、虐待防止対応マニュアルの整備有無、責任者の設置有無を確認する。	-	-	・運営基準第25条	・虐待等の防止、対応等ガイドライン ・児童福祉法第33条の10、11	-	-	●
42	秘密保持等	特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	職員は、正当な理由なく業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又は家族の秘密を漏らしてはならないか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・前回監査結果通知時からの情報漏洩の有無を確認する。 ・教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密の適正な取り扱いについて、職員に周知しているかを確認する。 ・秘密保持に関する研修が実施されているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・個人情報へのアクセスに対するパスワード設定や、紙の資料を鍵がかけられる棚に保管する等、個人情報の閲覧に対して必要な対策がとられているかを確認する。 ・情報管理責任者の設置等、個人情報管理の体制が整備されているかを確認する。	-	-	・運営基準第27条1項	-	-	-	●
43	秘密保持等	特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・職員の誓約書等を確認する。（ない場合、秘密保持に対する取組を確認）	-	-	・運営基準第27条2項	-	-	-	●
44	秘密保持等	特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、文書により保護者からの同意を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・情報提供に際して、保護者から同意を得た文書を確認する。	-	-	・運営基準第27条3項	-	-	-	-
45	情報の提供等	特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	保護者が、希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	助言指摘事項	-	・保育内容の情報提供を行っているか、行っている場合は、その方法（HP・パンフレット等）を確認する。	-	-	・運営基準第28条1項	-	-	-	-
46	情報の提供等	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっていないか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・施設についての広告の内容をHPや入園のしおり等で確認する。（虚偽又は誇大となっていないかを確認する。）	-	-	・運営基準第28条2項	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価事項・自己点検項目	監査評価事項・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複観点
47	利益供与等の禁止	特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第五十九条第一号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	施設を子どもや家族を紹介することの対償として、利用者支援事業者等に金品その他の財産上の利益の供与を行っていないか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・利用者支援事業者等との間の契約書・業務提携書類を確認する。(紹介料等で不適切な条件がないかを確認する。) ・利益供与等の禁止について、職員への周知方法を確認する。	-	-	・運営基準第29条1項	-	-	-	-
48	利益供与等の禁止	特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	利用者支援事業者等へ子どもや家族を紹介することの対償として、利用者支援事業者等から金品その他の財産上の利益の収受を行っていないか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・子どもや家族を紹介することの対償として、金銭、商品券、接待、物品などを受領していないかを確認する。 ・利益供与等の禁止について、職員への周知方法を確認する。	-	-	・運営基準第29条2項	-	-	-	-
49	苦情解決	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているか確認する。 ・受け付けた苦情の内容を記録しているか確認する。 ・苦情解決の仕組みについて、受付窓口での掲示や重要事項説明等で、保護者に周知されているか確認する。	-	-	・運営基準第30条1項	・社援第1352号通知	-	-	●
50	苦情解決	特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情について、その内容等を記録しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・苦情記録簿や苦情解決の経緯が分かる資料を確認する。	-	-	・運営基準第30条2項	-	-	-	-
51	苦情解決	特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	実施している保育に関し、苦情等の対応について都道府県又は市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・指導又は助言に従って必要な改善を行っているか、改善内容を確認する。 ・苦情対応記録簿等を確認する。	-	-	・運営基準第30条4項	-	-	-	●
52	苦情解決	特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	市区町村からの求めがあった場合、都道府県又は市町村の指導又は助言に従って行った改善について、改善報告をしているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・指導又は助言に従って行った改善について、市町村への報告件数、報告内容を確認する。	-	-	・運営基準第30条5項	-	-	-	-
53	地域との連携等	特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	助言指摘事項	-	・地域交流はどのようなことを実施しているか、確認する。(子育て支援に関わる地域人材の活用を図っているか、交流記録やヒアリング等で確認する。)	-	-	・運営基準第31条	-	-	-	-
54	事故発生の防止及び発生時の対応	特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・事故対応マニュアルを確認する。また、事故防止のための研修が実施されているかを確認する。さらに、事故等があった場合、職員へ適切に周知されているかを確認する。	-	-	・運営基準第32条1項	-	-	-	-
55	事故発生の防止及び発生時の対応	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	事故発生後、速やかに市区町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・事故処理簿を確認する。(事故発生件数と、そのうち、保護者への連絡件数及び市町村への報告件数を確認する。)	-	-	・運営基準第32条2項	-	-	-	-
56	事故発生の防止及び発生時の対応	特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	事故の状況及び処置について記録しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・事故記録、ヒヤリハットの記録を確認する。 ・各記録に、原因分析や再発防止策が記載されているか確認する。	-	-	・運営基準第32条3項	-	-	-	-
57	事故発生の防止及び発生時の対応	特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	選択式(適/否/対象外)	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・賠償すべき事故が発生した場合に備えて保険に加入しているか(加入していない場合は、その理由)を確認する。また、前年度からの監査時点までの保険の適用件数を確認する。	-	-	・運営基準第32条4項	-	-	-	-

■ 監査調査一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価事項・自己点検項目	監査評価事項・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複観点
58	会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定教育・保育事業の会計を他の事業会計と区分しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・特定教育・保育施設の事業に係る区分会計の収支計算書又は損益計算書を確認する。	・特定教育・保育施設の事業に係る区分会計の収支計算書又は損益計算書	-	・運営基準第33条	-	-	-	-
59	記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	設備に関する記録を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 ※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定教育・保育」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定教育・保育の種類や規模等に応じて、適切な「特定教育・保育」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。 【設備に関する記録の例】 ・施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類 ・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類 ・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されていることがわかる書類	-	-	・運営基準第34条1項	-	-	-	
60	記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	職員に関する記録を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 ※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定教育・保育」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定教育・保育の種類や規模等に応じて、適切な「特定教育・保育」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。 【職員に関する記録の例】 ・労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等 ・各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類 ・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等 ・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類 ・安全衛生管理体制がわかる書類 ・職員の健康診断の実施状況が分かる書類	-	-	・運営基準第34条1項	-	-	-	
61	記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	会計に関する記録を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定教育・保育施設	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 ※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定教育・保育」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定教育・保育の種類や規模等に応じて、適切な「特定教育・保育」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。 【会計に関する記録の例】 ・適正な会計処理のため必要な事項について経理規程を定めていることが分かる書類 ・各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等） ・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿	-	-	・運営基準第34条1項	-	-	-	

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(D) 確認指導監査（特定教育・保育施設）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価事項・自己点検項目	監査評価事項・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複観点
62	記録の整備	<p>特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 二 第十二条の規定による特定教育・保育の提供の記録 三 第十九条の規定による市町村への通知に係る記録 四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>特定教育・保育の提供に関する記録（特定教育・保育の提供に当たっての計画、特定教育・保育の提供の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録）を整備しているか。</p>	<p>選択式（適/否/対象外）</p>	<p>特定教育・保育施設</p>	<p>文書指摘事項</p>		<p>・特定教育・保育の提供に当たっての計画、特定教育・保育の提供の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を確認する。</p>			<p>・運営基準第34条2項</p>		-	-	-
63	記録の整備	<p>特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 二 第十二条の規定による特定教育・保育の提供の記録 三 第十九条の規定による市町村への通知に係る記録 四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>特定教育・保育の提供に関する記録（特定教育・保育の提供に当たっての計画、特定教育・保育の提供の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録）を、その完結の日から5年間保存しているか。</p>	<p>選択式（適/否/対象外）</p>	<p>特定教育・保育施設</p>	<p>文書指摘事項</p>		<p>・特定教育・保育の提供に当たっての計画、特定教育・保育の提供の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を確認する。</p>			<p>・運営基準第34条2項</p>		-	-	-
64	公定価格	<p>公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、「留意事項通知」とおりとされているか。</p>	<p>公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、「留意事項通知」とおりとなっているか。「公定価格確認事項：(D) (E) 確認指導監査（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業）」の「公定価格に関する監査評価事項・自己点検項目」をそれぞれ確認する。</p> <p>※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。</p>	<p>選択式（適/否/対象外）</p>	<p>特定教育・保育施設</p>	<p>文書指摘事項</p>		<p>・職員の出席簿、児童の出席簿、職員配置図を確認する。 ・用途内訳の記録を確認し、支払信憑（給与明細、振込記録）と照合し、残額・繰越の取扱いを確認する。</p>	<p>※システム化に当たっては、保育業務施設管理プラットフォームで管理する給付情報を適宜参照できる形とする想定。</p>	<p>※システム化に当たっては、給付情報を適宜参照できる形とする想定。</p>	<p>・留意事項通知</p>	<p>・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について</p>	-	-	-

■根拠法令等一覧：(E) 確認指導監査（特定地域型保育事業）

2025年10月時点Draft

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	確認指導監査	特定地域型保育事業	法律	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	子子法
2	確認指導監査	特定地域型保育事業	法律	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉法
3	確認指導監査	特定地域型保育事業	府省令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）	運営基準
4	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年局長連名通知）」	府子本第390号通知
5	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年こども家庭庁）	虐待等の防止、対応等ガイドライン
6	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和7年こ成保499）	留意事項通知
7	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和7年こ成保296）	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について
8	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	子ども・子育て支援新制度における利用調整等について（平成26年厚生労働省）	利用調整通知
9	確認指導監査	特定地域型保育事業	国通知等	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年社援第1352号通知）	社援第1352号通知

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：（E）確認指導監査（特定地域型保育事業）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
1	一般原則	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとなっているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職員の行動動向、子どもたちの行動動向等、園の雰囲気を確認する。 ・入園のしおりや保護者への通知文書等を確認する。	-	-	・運営基準第3条第1項	-	-	-	-
2	一般原則	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。	子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定教育・保育を提供しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・保護者説明会や職員会議録・保育記録等に人格を尊重した保育の視点で対応しているかを確認する。	-	-	・運営基準第3条第2項	-	-	-	-
3	一般原則	特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、各保育等関係者との密接に連携しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・地域交流はどのようなことを実施しているか、確認する。（子育て支援に関わる地域人材の活用を図っているか確認する。） ・交流・連携の実施記録やヒアリングにて確認する。	-	-	・運営基準第3条第3項	-	-	-	-
4	一般原則	特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・前回監査結果通知時からの虐待行為の有無を確認する。 ・虐待防止研修の実施有無、虐待防止対応マニュアルの整備有無、責任者の設置有無を確認する。 ・虐待の早期発見・虐待防止策について確認する。	-	-	・運営基準第3条第4項	-	-	-	-
5	受給資格等の確認	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。	特定地域型保育の提供が求められた場合は、必要に応じて、支給認定証により、受給資格等を確認しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・利用申込や入園手続きの際に、保護者から支給認定証の提示を受けているかを確認する。 ・支給認定証の、有効期限や認定区分を確認しているかを確認する。	-	-	・運営基準第8条（準用）第50条	-	-	-	-
6	教育・保育給付認定の申請に係る援助	特定地域型保育事業所は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・教育・保育給付認定の申請について、保護者への援助方法を確認する。	-	-	・運営基準第9条1項（準用）第50条	-	-	-	-
7	教育・保育給付認定の申請に係る援助	特定地域型保育事業所は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。	支給認定の変更の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・支給認定の変更の申請について、保護者への援助方法を確認する。	-	-	・運営基準第9条2項（準用）第50条	-	-	-	-
8	小学校等との連携	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子ども（満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	特定地域型保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・児童保育要録等を確認し、卒園予定児の記録を、毎年教育委員会に提出しているかを確認する。	-	-	・運営基準第11条（準用）第50条	-	-	-	-
9	特定地域型保育の提供の記録	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	特定地域型保育を提供した際は、提供した日、内容その他必要な事項を記録しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保育日誌等を確認する。	-	-	・運営基準第12条（準用）第50条	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(E) 確認指導監査（特定地域型保育事業）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
10	地域型保育給付費等の額に係る通知等	特定地域型保育事業所は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費(法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において同じ。)の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しなければならない。	法定代理受領により受けた地域型保育給付費の額を、支給認定保護者に対し通知しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・法定代理受領により受けた施設型給付費の額を、支給認定保護者に対し、通知している方法（掲示等）を確認する。	-	-	・運営基準第14条1項(準用)第50条	-	-	-	-
11	地域型保育給付費等の額に係る通知等	特定地域型保育事業所は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定地域型保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	必要と認められる事項を記載した特定地域型保育提供証明書を支給認定保護者に対し交付しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・特定地域型保育提供証明書を確認する。	-	-	・運営基準第14条2項(準用)第50条	-	-	-	-
12	相談及び援助	特定地域型保育事業所は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	子どもの心身の状況、置かれている環境の的確な把握に努め、保護者に対し、相談に適切に応じ、助言その他援助を行っているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行っているか、相談・面談記録等を確認する。 ・保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図っているか、外部機関との連携の記録を確認する。	-	-	・運営基準第17条(準用)第50条	-	-	-	-
13	緊急時等の対応	特定地域型保育事業所の職員は、現に特定地域型保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	体調の急変時その他必要な場合に速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・緊急時対応マニュアル等を確認し、対応方法が決められているかを確認する。また、緊急連絡先が最新のものとなっているか等を確認する。	-	-	・運営基準第18条(準用)第50条	-	-	-	-
14	教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	偽りその他不正な行為によって支給を受けた又は受けようとした場合は、遅滞なく意見を付して市町村に通知しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・不正受給に関する、市町村への通知文書を確認する。	-	-	・運営基準第19条(準用)第50条	-	-	-	-
15	掲示等	特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。	特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・重要事項説明（保護者配布用冊子等）が園内に掲示されているかを確認する。	-	-	・運営基準第23条(準用)第50条	-	-	-	-
16	教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定地域型保育事業所においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担によって、差別的な扱いをしていないか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録やヒヤリングにて、子どもに対する差別的な扱いがないかを確認する。	-	-	・運営基準第24条(準用)第50条	-	-	-	●
17	虐待等の禁止	特定地域型保育事業所の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為（虐待）その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 <児童福祉法第33条の10第1項各号> 1 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。 3 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。 4 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録及び、個人別記録・保育日誌等の日々の保育に関する記録にて、子どもに対する不適切・有害なかかわり（虐待、暴言、体罰、無視、威圧等）がないかを確認する。 ・前回監査結果通知時からの虐待行為の有無や発生していた場合の具体的な対応を確認する。 ・児童出欠簿を確認し、長期欠席児童の有無を確認する。 ・虐待防止研修の実施有無、虐待防止対応マニュアルの整備有無、責任者の設置有無を確認する。	-	-	・運営基準第25条(準用)第50条	・虐待等の防止、対応等ガイドライン ・児童福祉法第33条の10、11	-	-	●

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(E) 確認指導監査（特定地域型保育事業）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
18	秘密保持等	特定地域型保育事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	職員は、正当な理由なく業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又は家族の秘密を漏らしていないか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・前回監査結果通知時からの情報漏洩の有無を確認する。 ・教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密の適正な取り扱いについて、職員に周知しているかを確認する。 ・秘密保持に関する研修が実施されているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・個人情報へのアクセスに対するパスワード設定や、紙の資料を鍵がかけられる棚に保管する等、個人情報の閲覧に対して必要な対策がとられているかを確認する。 ・情報管理責任者の設置等、個人情報管理の体制が整備されているかを確認する。	-	-	・運営基準第27条1項(準用)第50条	-	-	-	●
19	秘密保持等	特定地域型保育事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職員の誓約書等を確認する。（ない場合、秘密保持に対する取組を確認）	-	-	・運営基準第27条2項(準用)第50条	-	-	-	●
20	秘密保持等	特定地域型保育事業所は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、文書により保護者からの同意を得ているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・情報提供に際して、保護者から同意を得た文書を確認する。	-	-	・運営基準第27条3項(準用)第50条	-	-	-	-
21	情報の提供等	特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	施設についての広告内容が虚偽又は誇大となっていないか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・施設についての広告の内容をHPや入園のしおり等で確認する。（虚偽又は誇大となっていないかを確認する。）	-	-	・運営基準第28条2項(準用)第50条	-	-	-	-
22	利益供与等の禁止	特定地域型保育事業所は、利用者支援事業(法第五十九条第一号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	施設を子どもや家族に紹介することの対償として、利用者支援事業者等に金品その他の財産上の利益の供与を行っていないか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・利用者支援事業者等との間の契約書・業務提携書類を確認する。（紹介料等で不適切な条件がないかを確認する。） ・利益供与等の禁止について、職員への周知方法を確認する。	-	-	・運営基準第29条1項(準用)第50条	-	-	-	-
23	利益供与等の禁止	特定地域型保育事業所は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。	利用者支援事業者等へ子どもや家族を紹介することの対償として、利用者支援事業者等から金品その他の財産上の利益の收受を行っていないか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・子どもや家族を紹介することの対償として、金銭、商品券、接待、物品などを受領していないかを確認する。 ・利益供与等の禁止について、職員への周知方法を確認する。	-	-	・運営基準第29条2項(準用)第50条	-	-	-	-
24	苦情解決	特定地域型保育事業所は、その提供した特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置しているかを確認する。 ・受け付けた苦情の内容を記録しているかを確認する。 ・苦情解決の仕組みについて、受付窓口での掲示や重要事項説明等で、保護者に周知されているかを確認する。	-	-	・運営基準第30条1項(準用)第50条	・社援第1352号通知	-	-	●
25	苦情解決	特定地域型保育事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	苦情について、その内容等を記録しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・苦情記録簿や苦情解決の経緯が分かる資料を確認する。	-	-	・運営基準第30条2項(準用)第50条	-	-	-	-
26	苦情解決	特定地域型保育事業所は、その提供した特定地域型保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	実施している保育に関し、苦情等の対応について都道府県又は市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・指導又は助言に従って必要な改善を行っているか、改善内容を確認する。 ・苦情対応記録簿等を確認する。	-	-	・運営基準第30条4項(準用)第50条	-	-	-	●

■ 監査調査一覧：(E) 確認指導監査（特定地域型保育事業）

2025年10月時点Draft

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
27	苦情解決	特定地域型保育事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	市区町村からの求めがあった場合、都道府県又は市町村の指導又は助言に従って行った改善について、改善報告をしているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・指導又は助言に従って行った改善について、市町村への報告件数、報告内容を確認する。	-	-	・運営基準第30条5項(準用)第50条	-	-	-	-
28	地域との連携	特定地域型保育事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・地域交流はどのようなことを実施しているか、確認する。（子育て支援に関わる地域人材の活用を図っているか、交流記録やヒアリング等で確認する。）	-	-	・運営基準第31条(準用)第50条	-	-	-	-
29	事故発生の防止及び発生時の対応	特定地域型保育事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。	事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・事故対応マニュアルを確認する。また、事故防止のための研修が実施されているかを確認する。さらに、事故等があった場合、職員へ適切に周知されているかを確認する。	-	-	・運営基準第32条1項(準用)第50条	-	-	-	-
30	事故発生の防止及び発生時の対応	特定地域型保育事業所は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	事故発生後、速やかに市区町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる体制が整備されているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・事故処理簿を確認する。（事故発生件数と、そのうち、保護者への連絡件数及び市町村への報告件数を確認する。）	-	-	・運営基準第32条2項(準用)第50条	-	-	-	-
31	事故発生の防止及び発生時の対応	特定地域型保育事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	事故の状況及び処置について記録しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・事故記録、ヒヤリハットの記録を確認する。 ・各記録に、原因分析や再発防止策が記載されているか確認する。	-	-	・運営基準第32条3項(準用)第50条	-	-	-	-
32	事故発生の防止及び発生時の対応	特定地域型保育事業所は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・賠償すべき事故が発生した場合に備えて保険に加入しているか（加入していない場合は、その理由）を確認する。また、前年度からの監査時点までの保険の適用件数を確認する。	-	-	・運営基準第32条4項(準用)第50条	-	-	-	-
33	会計の区分	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・特定地域型保育事業に係る区分会計の収支計算書又は損益計算書を確認する。	-	-	・運営基準第33条(準用)第50条	-	-	-	-
34	利用定員に関する基準	特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては一人以上五人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項において同じ。)にあつては六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。)にあつては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては一人とする。	各事業ごとの利用定員の数は、以下のとおりとなっているか。 ・家庭的保育 1人以上5人以下 ・小規模A型・B型 6人以上19人以下 ・小規模C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型事業 1人	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・運営規定や入園のしおり等を確認する。	-	-	・運営基準第37条1項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：（E）確認指導監査（特定地域型保育事業）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
35	利用定員に関する基準	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六条の三第十二項第一号八に規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号八に規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	小学校就学前子どもに係る利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・運営規定や入園のしおり等を確認する。	-	-	・運営基準第37条2項	-	-	-	-
36	内容及び手続の説明及び同意	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類の概要、職員等の勤務体制、第四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の概要、職員等の勤務体制、第四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・重要事項説明書（入園前に保護者に渡している冊子等）を確認する。（※特に利用者が負担する費用がきちんと記載されているかを確認する。） ・保護者同意書のサイン等を確認する。	・運営規定 ・重要事項説明書 ・要覧・入園のしおり	-	・運営基準第38条第1項	-	-	-	-
37	正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	正当な理由がないにも関わらず支給認定保護者の利用の申込みを拒否していないか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・利用申込みの受け付け方法（書面・窓口・オンライン等）が明示されているか、受付期間や申込方法について、広く公表されているか（不当に隠されていないか）を確認する。 ・特定の家庭、国籍、障害、就労状況等を理由に恣意的な拒否がないかをヒアリング等で確認する。	-	-	・運営基準第39条1項	・子子法33条第1項	-	-	-
38	あっせん、調整及び要請に対する協力	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	特定地域型保育事業は、当該特定地域型保育事業の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・市町村が行うあっせん及び要請に対し、定員に空きがあるにも関わらず、受入を不当に拒否していないかを確認する。	-	-	・運営基準第40条第1項	-	-	-	-
39	利用調整への協力	特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・市町村が行う調整及び要請に対し、定員に空きがあるにも関わらず、受入を不当に拒否していないかを確認する。	-	-	・運営基準第40条第2項	-	-	-	-
40	心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満三歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	助言指導事項	-	・入所児童についての個別に記録をしている資料（児童票、個別記録等）を確認する。	-	-	・運営基準第41条	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(E) 確認指導監査（特定地域型保育事業）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
41	特定教育・保育施設等との連携	<p>特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>一 特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病欠、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、運営基準第42条第1項に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（連携施設）を適切に確保しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項		・特定の認定こども園、幼稚園、保育所等と文書で連携協定を結んでいるか（協定書等）を確認する。 ・対象施設との連携協定書・覚書等、明文化された体制があるかを確認する。	-	-	・運営基準第42条第1項	・運営基準第42条第2項～第10項	-	-	-
42	特定教育・保育施設等との連携	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満三歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	特定地域型保育の提供の終了に際して、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	助言指導事項		・特定地域型保育の提供の終了に際して、子どもの発達状況、健康状態、行動の特徴、支援の必要性等、次の施設に必要な情報を適提供しているかを確認する。	-	-	・運営基準第42条第11項	-	-	-	-
43	利用者負担額等の受領	<p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。</p>	特定地域型保育を提供した際は、保護者から特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項		・保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの）を確認する。	-	-	・運営基準第43条1項	・子法第29条第3項第2号 ・子法第30条第1項第2号第2項第3号	-	-	-
44	利用者負担額等の受領	<p>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第二十九条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。</p>	法定代理受領を受けないときに、支給認定保護者から、特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項		・保護者に交付する請求書や領収書に、特定地域型保育給付費の部分の金額が明確に表示されているかを確認する。	-	-	・運営基準第43条2項	-	-	-	-
45	利用者負担額等の受領	<p>特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受領することができる。</p>	特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に必要とする費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項		・上乗せ徴収がある場合、保護者からの同意文書（書面）があるかを確認する。	-	-	・運営基準第43条3項	-	-	-	-
46	利用者負担額等の受領	<p>特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受領することができる。</p> <p>一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品 二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	運営基準第43条第4項に定める便宜に要する費用について、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用の額以外の支払いを受けていないか。	選択式(適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項		・保護者への案内文書（重要事項説明書、費用明細等）で、費用の使途、徴収理由、金額が明確に示されているかを確認する。	-	-	・運営基準第43条4項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(E) 確認指導監査（特定地域型保育事業）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
47	利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	運営基準第43条第4項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し、交付しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・費用の支払いを受けた際の領収書を確認する。（集金袋等でも可）	-	-	・運営基準第43条5項	-	-	-	-
48	利用者負担額等の受領	特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	保護者に対し、運営基準第43条第3項及び第4項の金銭の支払いを求める場合には、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに金銭の支払いを求める理由について、書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い文書による同意を得ているか。（ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。）	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・費用の支払いを受けた際の領収書を確認する。（集金袋等でも可）	-	-	・運営基準第43条6項	-	-	-	-
49	特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・全体的な計画が策定されているか、を確認する。	-	-	・運営基準第44条	-	-	-	-
50	特定地域型保育に関する評価等	特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・自己評価表にて、実施しているかを確認する。	-	-	・運営基準第45条1項	・子法第45条第5号	-	-	-
51	特定地域型保育に関する評価等	特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・評価にあたっては、利用者アンケートを実施しているかを確認する。 ・保護者や関係者からの評価に対する、公表方法や評価結果の活用方法を確認する。 ・第三者評価の受審状況（前回受審年度や今年度受診予定の有無）を確認する。	-	-	・運営基準第45条2項	・子法第45条第5号	-	-	-
52	運営規程	特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する特定地域型保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 五 第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 利用定員 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。) 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・運営規定を整備しているか確認する。 ・運営規定の内容が適切か確認する。 ・運営規定のうち、緊急時の対応及び非常災害対策部分について、直近の対応記録の確認や職員聞き取りを行い、実際に運用されているか確認する。 ・重要事項に関する規定に、下記の内容が含まれているか確認する。 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する特定地域型保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 五 第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 利用定員 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。) 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	・運営規定 ・重要事項説明書 ・要覧・入園のしおり	・運営基準第46条	-	-	-		
53	勤務体制の確保等	特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し、適切な	子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定めているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職務分掌について、分担表や勤務シフト表等を作成しているかを確認する。	-	-	・運営基準第47条1項	-	-	-	-
54	勤務体制の確保等	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育が提供されているか。	選択式（適/否/対象外）	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職員名簿にて、職員の資格等を確認する。	-	-	・運営基準第47条2項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(E) 確認指導監査（特定地域型保育事業）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
55	勤務体制の確保等	特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	職員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・施設の課題や職員の勤続年数やニーズを踏まえて、資質の向上のための研修の機会を確保しているか、研修に参加しやすいよう努めているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・常勤職員以外を含む全職員に対して研修の機会を確保しているか確認する。 ・研修の未受講者がいる場合は、補講計画を確認する。	-	-	・運営基準第47条3項	-	-	-	●
56	定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行っていないか。	選択式 (適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・年齢区分毎の利用定員と、各月月初等の在園児童数を確認し、定員充足率を確認する。	-	・利用定員数 ・入所児童数（監査実施年の4月1日時点） ・各月の児童数（監査実施月から直近12か月分） ※システム化に当たっては、給付申請時の情報が取得できる場合、そのデータを取得する想定。	・運営基準第48条	-	-	-	-
57	記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	職員に関する記録を整備しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 ※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定地域型保育」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定地域型保育の種類や規模等に応じて、適切な「特定地域型保育」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。 【職員に関する記録の例】 ・労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等 ・各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類 ・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等 ・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類 ・安全衛生管理体制がわかる書類 ・職員の健康診断の実施状況が分かる書類	-	-	・運営基準第49条第1項	-	-	-	-
58	記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	設備に関する記録を整備しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 ※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定地域型保育」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定地域型保育の種類や規模等に応じて、適切な「特定地域型保育」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。 【設備に関する記録の例】 ・施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類 ・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類 ・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されていることがわかる書類	-	-	・運営基準第49条第1項	-	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(E) 確認指導監査（特定地域型保育事業）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目	施設監査との重複
59	記録の整備	特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	会計に関する記録を整備しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 ※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定地域型保育」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定地域型保育の種類や規模等に応じて、適切な「特定地域型保育」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。 【会計に関する記録の例】 ・適正な会計処理のため必要な事項について経理規程を定めているかが分かる書類 ・各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等） ・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿	-	-	・運営基準第49条第1項	-	-	-	-
60	記録の整備	特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。 一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たった計画 二 次条において準用する第十二条の規定による特定地域型保育の提供の記録 三 次条において準用する第十九条の規定による市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定地域型保育の提供に関する記録を整備しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保育の提供に当たった計画、保育の提供に係る必要な事項の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を確認する。	-	-	・運営基準第49条第2項（準用）第50条	-	-	-	
61	記録の整備	特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。 一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たった計画 二 次条において準用する第十二条の規定による特定地域型保育の提供の記録 三 次条において準用する第十九条の規定による市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	特定地域型保育の提供に関する記録を5年間保存しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・保育の提供に当たった計画、保育の提供に係る必要な事項の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を確認する。	-	-	・運営基準第49条第2項（準用）第50条	-	-	-	
62	公定価格	公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、「留意事項通知」とおりとされているか。	公定価格の算定方法、加算要件及び申請手続き等について、「留意事項通知」とおりとされているか。 ※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。	選択式 (適/否/対象外)	特定地域型保育事業	文書指摘事項	-	・職員の出席簿、児童の出席簿、職員配置図を確認する。 ・使途内訳の記録を確認し、支払信憑（給与明細、振込記録）と照合し、残額・繰越の取扱いを確認する。	※システム化に当たっては、保育業務施設管理プラットフォームで管理する給付情報を適宜参照できる形とする想定。	※システム化に当たっては、保育業務施設管理プラットフォームで管理する給付情報を適宜参照できる形とする想定。	・留意事項通知	・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について	-	-	-

■公定価格確認事項：(D) (E) 確認指導監査（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業）

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

2025年10月時点Draft

番号	項目大分類	項目分類	公定価格に関する監査評価事項・自己点検項目	公定価格確認項目の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）									
					幼稚園（教育標準時間認定1号）	保育所（保育認定2・3号）	認定こども園（教育標準時間認定1号）	認定こども園（保育認定2・3号）	家庭的保育事業（保育認定3号）	小規模保育事業A型・B型（保育認定3号）	小規模保育事業C型（保育認定3号）	事業所内保育事業（保育認定3号）	居宅訪問型保育事業（保育認定3号）	
1	地域区分等	地域区分	地域区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	地域区分等	定員区分	定員区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●		●	●	●	●	●
3	地域区分等	認定区分	認定区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
4	地域区分等	年齢区分	年齢区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●		●		●		●
5	地域区分等	保育必要量区分	保育必要量区分は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●		●	●	●	●	●	●	●
6	基本部分	基本分単価	基本分単価について、額の算定、基本分単価に含まれる職員構成、連携施設経費は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7	基本部分	従業員枠の子どもの場合	従業員枠の子どもの場合について、適用の要件、適用される場合の基本単価の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）									●	
8	基本加算部分	処遇改善等加算	処遇改善等加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
9	基本加算部分	保育士比率向上加算	保育士比率向上加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）							● ※小規模保育事業B型のみ		●	
10	基本加算部分	資格保有者加算	資格保有者加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）						●		●		●
11	基本加算部分	家庭的保育補助者加算	家庭的保育補助者加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）						●				
12	基本加算部分	家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）						●				
13	基本加算部分	障害児保育加算	障害児保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）						●	●	●	●	
14	基本加算部分	副園長・教頭配置加算	副園長・教頭配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●							
15	基本加算部分	学級編制調整加配加算	学級編制調整加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）			●							
16	基本加算部分	3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●						
17	基本加算部分	4歳以上児配置改善加算	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●						
18	基本加算部分	1歳児配置改善加算	4歳以上児配置改善加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●		●			●		●	
19	基本加算部分	満3歳児対応加配加算	満3歳児対応加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●							
20	基本加算部分	休日保育加算	休日保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●		●			●		●	●

■公定価格確認事項：(D) (E) 確認指導監査（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業）

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

2025年10月時点Draft

番号	項目大分類	項目分類	公定価格に関する監査評価事項・自己点検項目	公定価格確認項目の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）								
					幼稚園（教育標準時間認定1号）	保育所（保育認定2・3号）	認定こども園（教育標準時間認定1号）	認定こども園（保育認定2・3号）	家庭的保育事業（保育認定3号）	小規模保育事業A型・B型（保育認定3号）	小規模保育事業C型（保育認定3号）	事業所内保育事業（保育認定3号）	居宅訪問型保育事業（保育認定3号）
21	基本加算部分	夜間保育加算	夜間保育加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●		●		●		●	●
22	基本加算部分	連携施設加算	連携施設加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）									●
23	基本加算部分	減価償却費加算	減価償却費加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●		●	●	●	●	●	
24	基本加算部分	賃借料加算	賃借料加算、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定について、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●		●	●	●	●	●	
25	基本加算部分	講師配置加算	講師配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●						
26	基本加算部分	チーム保育加配加算	チーム保育加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●	●					
27	基本加算部分	チーム保育推進加算	チーム保育推進加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●							
28	基本加算部分	通園送迎加算	通園送迎加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●						
29	基本加算部分	給食実施加算	給食実施加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●						
30	基本加算部分	外部監査費加算	外部監査費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●	●					
31	基本加算部分	副食費徴収免除加算	副食費徴収免除加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●					
32	加減調整部分	特定の日に保育を行わない場合	特定の日に保育を行わない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）									●
33	加減調整部分	連携施設を設定していない場合	連携施設を設定していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）					●	●	●	●	
34	加減調整部分	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）					●	●	●	●	
35	加減調整部分	主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）			●	●					

■公定価格確認事項：(D) (E) 確認指導監査（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業）

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

2025年10月時点Draft

番号	項目大分類	項目分類	公定価格に関する監査評価事項・自己点検項目	公定価格確認項目の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）									
					幼稚園（教育標準時間認定1号）	保育所（保育認定2・3号）	認定こども園（教育標準時間認定1号）	認定こども園（保育認定2・3号）	家庭的保育事業（保育認定3号）	小規模保育事業A型・B型（保育認定3号）	小規模保育事業C型（保育認定3号）	事業所内保育事業（保育認定3号）	居宅訪問型保育事業（保育認定3号）	
36	加減調整部分	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）				●						
37	加減調整部分	管理者を配置していない場合	管理者を配置していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）							●	●	●	
38	加減調整部分	分園の場合	分園の場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）					●					
39	加減調整部分	施設長を配置していない場合	施設長を配置していない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、調整額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）					●					
40	加減調整部分	土曜日に閉所する場合	土曜日に閉所する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）					●	●	●	●	●	
41	加減調整部分	年齢別配置基準を下回る場合	年齢別配置基準を下回る場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●			●	●					
42	加減調整部分	配置基準上求められる職員資格を有しない場合	配置基準上求められる職員資格を有しない場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）				●	●					
43	乗除調整部分	定員を恒常的に超過する場合	定員を恒常的に超過する場合について、調整の適用を受ける事業所の要件、調整の適用を受ける事業所の認定、適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●		●	●	●		
44	特定加算部分	主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●									
45	特定加算部分	主任保育士専任加算	主任保育士専任加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●								
46	特定加算部分	子育て支援活動費加算	子育て支援活動費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●									
47	特定加算部分	療育支援加算	療育支援加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●						
48	特定加算部分	事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●								
49	特定加算部分	事務職員配置加算	事務職員配置加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●							

■公定価格確認事項：(D) (E) 確認指導監査（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業）

※給付時において要件等の確認を自治体として行っている場合等には、自治体の判断で省略可。ただし、不正等が疑われる場合はしっかりと確認すること。

※自治体独自で確認する項目について、任意で「監査評価項目・自己点検項目」へ追加することも想定する。

2025年10月時点Draft

番号	項目大分類	項目分類	公定価格に関する監査評価事項・自己点検項目	公定価格確認項目の定義	評価対象となる条件（保育施設等分類）									
					幼稚園（教育標準時間認定1号）	保育所（保育認定2・3号）	認定こども園（教育標準時間認定1号）	認定こども園（保育認定2・3号）	家庭的保育事業（保育認定3号）	小規模保育事業A型・B型（保育認定3号）	小規模保育事業C型（保育認定3号）	事業所内保育事業（保育認定3号）	居宅訪問型保育事業（保育認定3号）	
50	特定加算部分	指導充実加配加算	指導充実加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●							
51	特定加算部分	事務負担対応加配加算	事務負担対応加配加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●							
52	特定加算部分	冷暖房費加算	冷暖房費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
53	特定加算部分	施設関係者評価加算	施設関係者評価加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●		●	●						
54	特定加算部分	除雪費加算	除雪費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
55	特定加算部分	降灰除去費加算	降灰除去費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
56	特定加算部分	高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）		●		●						
57	特定加算部分	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
58	特定加算部分	小学校接続加算	小学校接続加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●						
59	特定加算部分	栄養管理加算	栄養管理加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●		●	●	●	●	●	●	
60	特定加算部分	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算について、加算の要件、加算の認定、加算額の算定は、「留意事項通知」に適合しているか。	選択式（適/否/対象外）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

■根拠法令等一覧：(F) 確認指導監査（特定子ども・子育て支援施設等）

2025年10月時点Draft

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	確認指導監査	特定子ども・子育て支援施設等	府省令	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）	運営基準
2	確認指導監査	特定子ども・子育て支援施設等	国通知等	特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について（令和元年府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号通知）	府子本第689号通知

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(F) 確認指導監査（特定子ども・子育て支援施設等）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目
1	教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援提供者(法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。	特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・特定子ども・子育て支援提供の記録簿を確認する。(提供日、提供日ごとの時間帯、具体的な内容が表記されているかを確認する。)	-	-	・運営基準第54条	-	-	-
2	利用料及び特定費用の額の受領	特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。	契約時に利用料を定めているか。	選択式(適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書(利用料が明記されたもの)を確認する。	-	-	・運営基準第55条1項	-	-	-
3	利用料及び特定費用の額の受領	特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。	施設等利用給付認定保護者から、利用料の支払いを受けているか。	選択式(適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書(利用料が明記されたもの)を確認する。	-	-	・運営基準第55条1項	-	-	-
4	利用料及び特定費用の額の受領	特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払いについて、施設等利用給付認定保護者に対し、支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について、書面により明らかにしているか。	選択式(適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・保護者に対して、書面(または同等の方法)で説明・明示されているかを確認する。(契約書、重要事項説明書、費用説明書、同意書等) ・金銭の使途が具体的に記載されているかを確認する。	-	-	・運営基準第55条2項	-	-	-
5	利用料及び特定費用の額の受領	特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。	特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払いについて、施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について、保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	選択式(適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・保護者の同意を得ているか、事前同意書や契約時に説明済みの記録等を確認する。	-	-	・運営基準第55条2項	-	-	-
6	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、保護者に対し、交付又は口座振替の記録等により管理しているか。	選択式(適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等、利用料と特定費用の金額がわかる書類を確認する。	-	-	・運営基準第56条1項	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(F) 確認指導監査（特定子ども・子育て支援施設等）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目
7	領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。	保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・特定子ども・子育て支援提供の記録簿を確認する。（提供日、提供日ごとの時間帯、具体的な内容が表記されているかを確認する。）	-	-	・運営基準第56条2項	-	-	-
8	法定代理受領の場合の読替え	特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	法定代理受領の場合、市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額の支払を保護者から受けているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・施設等利用費の額の通知方法を確認する。	-	-	・運営基準第57条、第55条1項	-	-	-
9	法定代理受領の場合の読替え	特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。	利用料の額から市町村から支払いを受けた施設等利用費の額を控除して得た額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を、保護者に対し、交付又は口座振替の記録等により管理しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等、無償化額を差し引いた額と特定費用の金額がわかる書類を確認する。	-	-	・運営基準第57条、第56条1項	-	-	-
10	法定代理受領の場合の読替え	法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける特定子ども・子育て支援提供者は、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第七条第十項第五号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。	法定代理受領の場合、保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した、特定子ども・子育て支援提供証明書、及び、施設等利用費の額を通知しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・保護者に交付する請求書や領収書に、無償化額を差し引いた額が明示されているかを確認する。	-	-	・運営基準第57条、第56条2項	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(F) 確認指導監査（特定子ども・子育て支援施設等）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目
11	施設等利用給付認定保護者に関する市区町村への通知	特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。	保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を支給に係る市町村に通知しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・不正受給に関する、市町村への通知文書を確認する。	-	-	・運営基準第58条	-	-	-
12	施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・苦情・事故対応記録やヒヤリングにて、子どもに対する差別的な扱いがないかを確認する。	-	-	・運営基準第59条	-	-	-
13	秘密保持等	特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・前回監査結果通知時からの情報漏洩の有無を確認する。 ・施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の適正な取り扱いについて、職員に周知しているかを確認する。 ・秘密保持に関する研修が実施されているか、職員の研修計画や研修報告書を確認する。 ・個人情報へのアクセスに対するパスワード設定や、紙の資料を鍵がかけられる棚に保管する等、個人情報の閲覧に対して必要な対策がとられているかを確認する。 ・情報管理責任者の設置等、個人情報管理の体制が整備されているかを確認する。	-	-	・運営基準第60条1項	-	-	-
14	秘密保持等	特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・職員の誓約書等を確認する。（ない場合、秘密保持に対する取組を確認）	-	-	・運営基準第60条2項	-	-	-
15	秘密保持等	特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。	小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・情報提供に際して、保護者から同意を得た文書を確認する。	-	-	・運営基準第60条3項	-	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(F) 確認指導監査（特定子ども・子育て支援施設等）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目
16	記録の整備	特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	職員に関する諸記録を整備しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 ※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定子ども・子育て支援」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定子ども・子育て支援施設等の種類や規模等に応じて、適切な「特定子ども・子育て支援」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。 【職員に関する記録の例】 ・労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等 ・各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類 ・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等 ・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類 ・安全衛生管理体制がわかる書類 ・職員の健康診断の実施状況が分かる書類	-	-	・運営基準第61条1項	・府子本第689号通知	-	-
17	記録の整備	特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	設備に関する諸記録を整備しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 ※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定子ども・子育て支援」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定子ども・子育て支援施設等の種類や規模等に応じて、適切な「特定子ども・子育て支援」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。 【設備に関する記録の例】 ・施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類 ・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類 ・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されていることがわかる書類	-	-	・運営基準第61条1項	・府子本第689号通知	-	-
18	記録の整備	特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	会計に関する諸記録を整備しているか。	選択式 (適/否/対象外)	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・以下書類を確認する。 ※市町村が確認する具体的な諸記録は、市町村が必要に応じて定めるものであるが、以下に適切な「特定子ども・子育て支援」を提供するために必要と思われるものを参考に例示する。各市町村におかれては、特定子ども・子育て支援施設等の種類や規模等に応じて、適切な「特定子ども・子育て支援」の確認に必要な書類や文書等を検討されたい。 【会計に関する記録の例】 ・適正な会計処理のため必要な事項について経理規程を定めていることが分かる書類 ・各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等） ・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿	-	-	・運営基準第61条1項	・府子本第689号通知	-	-

2025年10月時点Draft

■ 監査調査一覧：(F) 確認指導監査（特定子ども・子育て支援施設等）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出書類	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目
19	記録の整備	特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・保育の提供に当たっての計画、保育の提供に係る必要な事項の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を確認する。	-	-	・運営基準第61条2項	-	-	-
20	記録の整備	特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。	特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を、その完結の日から5年間保存しているか。	選択式（適/否/対象外）	特定子ども・子育て支援施設等	文書指摘事項	-	・保育の提供に当たっての計画、保育の提供に係る必要な事項の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を確認する。	-	-	・運営基準第61条2項	-	-	-

■根拠法令等一覧：（G）業務管理体制の整備に関する検査（教育・保育施設等）

2025年10月時点Draft

番号	監査種別	施設種別	種別	法令等	略称
1	業務管理体制の整備に関する検査	教育・保育施設等	法律	子ども子育て支援法（平成24年法律第65号）	子子法
2	業務管理体制の整備に関する検査	教育・保育施設等	国通知等	特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について（令和5年こども家庭庁）	届出通知
3	業務管理体制の整備に関する検査	教育・保育施設等	府省令	子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）	子子法施行規則

2025年10月時点Draft

■監査調査一覧：（G）業務管理体制の整備に関する検査（教育・保育施設等）

番号	分類	基本的な考え方（根拠条文）	監査評価項目・自己点検項目	監査評価項目・自己点検項目の定義	評価対象となる施設	評価区分	経過措置	着眼点	事前提出文書	事前提出情報	根拠法令等	関連法令・告示・通知等	毎年の確認を任意とする項目	参考項目
1	業務管理体制の届出	<p>特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。</p> <p>一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長</p> <p>二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣</p> <p>三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事</p>	業務管理体制の整備に関する事項について、内閣府令で定めるところにより区分に応じて届け出ているか。	選択式（適/否/対象外）	教育・保育施設等	文書指摘事項	-	・業務管理体制の届出書の写しを確認する。	-	-	・子子法第55条第2項	・届出通知 ・子子法施行規則第46条第1項 ・子子法第55条第4項	-	-
2	業務管理体制の変更	前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この款において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。	届出た事項に変更があった時は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく届け出ているか。	選択式（適/否/対象外）	教育・保育施設等	文書指摘事項	-	・業務管理体制の変更届出書の写しを確認する。	-	-	・子子法第55条第3項	・子子法第55条第5項 ・子子法施行規則第46条第2項～3項	-	-
3	内閣府令で定める基準	<p>法第五十五条第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 確認を受けている施設又は事業所の数が一以上二十未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。</p> <p>二 確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上百未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</p> <p>三 確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p>	法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）を選任しているか。	選択式（適/否/対象外）	教育・保育施設等（確認を受けている施設又は事業所の数が一以上二十未満の事業者）	文書指摘事項	-	・法令遵守責任者の氏名や職名、配置年月日を確認する。	-	-	・子子法施行規則第45条	-	-	
4	内閣府令で定める基準	<p>法第五十五条第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 確認を受けている施設又は事業所の数が一以上二十未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。</p> <p>二 確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上百未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</p> <p>三 確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p>	法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。	選択式（適/否/対象外）	教育・保育施設等（確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上百未満の事業者）	文書指摘事項	-	・法令遵守責任者の氏名や職名、配置年月日を確認する。 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容を確認する。	-	-	・子子法施行規則第45条	-	-	
5	内閣府令で定める基準	<p>法第五十五条第一項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 確認を受けている施設又は事業所の数が一以上二十未満の事業者 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。</p> <p>二 確認を受けている施設又は事業所の数が二十以上百未満の事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。</p> <p>三 確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p>	法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	選択式（適/否/対象外）	教育・保育施設等（確認を受けている施設又は事業所の数が百以上の事業者）	文書指摘事項	-	・法令遵守責任者の氏名や職名、配置年月日を確認する。 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容を確認する。 ・業務執行の状況の監査の方法や実施時期を確認する。	-	-	・子子法施行規則第45条	-	-	

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（[humans@center](#)）、迅速にテクノロジーを実用化し（[technology@speed](#)）、大規模にイノベーションを推進し（[innovation@scale](#)）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和7年6月12日付けの「保育所等の監査業務の標準化に関する調査研究（令和7年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。

EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。

本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。